

自 平成23年 4月 1日  
至 平成24年 3月 31日

# 第1 事務報告

## A 会務（総括）報告

### 1 総会・理事会・各種会議の開催状況等

平成23年度における本会の通常総会をはじめ理事会、委員会、その他関係する各種会議の開催状況は次のとおり。

#### (1) 第68回通常総会

ア 日時・場所：平成23年6月28日(火)・13:30～、明治記念館・「蓬莱」

イ 来賓：次のとおり(\*印は、挨拶をいただいた来賓)

*農林水産大臣 (挨拶代読 農林水産省消費・安全局長 奥原正明)	鹿野道彦
*民主党獣医師問題議員連盟会長・衆議院議員 民主党獣医師問題議員連盟事務局長・衆議院議員	城島光力 玉木雄一郎
*自由民主党獣医師問題議員連盟幹事長・衆議院議員 自由民主党獣医師問題議員連盟事務局長・衆議院議員 自由民主党獣医師問題議員連盟会長・衆議院議員 麻生太郎秘書	森英介 北村誠吾 野田友規
*公明党動物愛護管理推進プロジェクトチーム座長・衆議院議員 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長 農林水産省経営局保険管理官 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐 農林水産省経営局保険監理官補佐 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室長 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室室長補佐	高木美智代 池田一樹 青木勉 荻窪恭明 三上稚夫 西山理行 小西豊
*厚生労働省医薬食品局食品安全部長 厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室長 厚生労働省健康局結核感染症課感染症情報管理室長	梅田勝 道野英司 中嶋建介
*文部科学省高等教育局長 文部科学省高等教育局専門教育課長 文部科学省高等教育局専門教育課課長補佐	磯田文雄 内藤敏也 柿澤雄二
*社団法人中央畜産会副会長 社団法人日本獣医学会理事長 公益社団法人日本動物病院福祉協会会長 社団法人全国動物薬品器材協会理事長 社団法人日本動物用医薬品協会専務理事 社団法人畜産技術協会専務理事 社団法人日本装蹄師会常務理事	菱沼毅 西原眞杉 石田卓夫 高橋勇四郎 伊藤治 横山政廣 織田信美

社団法人日本家畜人工授精師協会常務理事

赤松 勇 二

社団法人日本獣医師会顧問

五十嵐 幸 男

社団法人日本獣医師会顧問

北村 直 人

ウ 議長・副議長：議長 山本博起（大阪市獣医師会会長）

副議長 坂本 紘（鹿児島県獣医師会会長）

エ 議事録署名人：松浦宏長（静岡県獣医師会会長）

原 哲 男（京都府獣医師会会長）

オ 議 事：

第1号議案 平成22年度事業報告及び決算の件

第2号議案 平成23年度事業計画及び収支予算の件

第3号議案 平成23年度会費及び賛助会費の件

第4号議案 獣医師道委員改選の件

第5号議案 役員選任管理委員改選の件

第6号議案 役員改選の件

第7号議案 移行認定の申請に当たり定款を「定款の変更の案」のとおり変更する件

第8号議案 移行認定の申請に当たり移行後の役員就任予定者を選任等する件

第9号議案 移行認定の申請に当たり関係規程を制定等する件

## (2) 理 事 会

《第1回》

ア 日時・場所：平成23年6月1日(水)・13:30～、日本獣医師会・会議室

イ 議事録署名人：谷 達 雄 理事・榛 葉 雅 和 理事

ウ 議 事：

[協議事項]

東日本大震災被災対策等の件

[議決事項]

第1号議案 移行認定の申請に当たり財産の管理及び運営に関する規程を整備等する件

第2号議案 第68回通常総会に次の議案を付議する件

第1号議案 平成22年度事務事業及び決算報告の件

第2号議案 平成23年度事業計画（案）及び収支予算（案）の件

第3号議案 平成23年度会費及び賛助会費の件

第4号議案 獣医師道委員改選の件

第5号議案 役員選任管理委員改選の件

第6号議案 役員改選の件

第7号議案 移行認定の申請に当たり定款を「定款の変更の案」のとおり変更する件

第8号議案 移行認定の申請に当たり移行後の役員就任予定者を選任等する件

第9号議案 移行認定の申請に当たり関係規程を制定等する件

第3号議案 第68回通常総会において日本獣医師会会長感謝状を授与する件

[報告事項]

(ア) 平成23年度動物感謝デー in JAPAN 対応の件

(イ) 平成23年度獣医療提供体制整備推進総合対策事業について各地区において対応をお願いする件

(ウ) 役員改選の件

(エ) 業務運営概況等の件

(オ) その他

[連絡事項]

当面の主要会議等の開催計画の件

《第2回》

ア 日時・場所：平成23年6月28日(火)・10:45～、明治記念館・「丹頂」  
第68回通常総会終了後 17:00～、明治記念館・「千歳」

イ 議事録署名人：砂原和文 理事・近藤信雄 理事

ウ 議 事：

[協議事項]

(ア) 第68回通常総会対応に関する件

(イ) 現顧問の委嘱継続の件

[報告事項]

(ア) 東日本大震災被災対策として「支援義援金」及び「救援見舞金」を送金したこと等の件

(イ) 業務運営概況等の件

\*理事会を一時中断し、第68回通常総会終了後、理事会を再開。

[議決事項]

事務局長事務取扱発令の件

《第3回》

ア 日時・場所：平成23年9月14日(水)・14:00～、ホテルフロラシオン青山・「芙蓉西」

イ 議事録署名人：波岸裕光 理事・酒井健夫 理事

ウ 議 事：

[議決事項]

第1号議案 副会長の順序の件

第2号議案 日本獣医師会会長特別感謝状等授与の件

第3号議案 事務局長任免の件

[協議事項]

(ア) 第33回アジア獣医師連合会 (FAVA) 代表者会議 (東京) 開催の件

(イ) 神戸アニマルケア国際会議共同開催の件

[説明・報告事項]

(ア) 獣医師及び動物医療に関する施策提言と要請活動に関する件

(イ) 今期部会委員会の構成、検討テーマ等に関する件

(ウ) 東日本大震災被災対応等の件

(エ) 2011動物感謝デー in JAPAN 開催の件

(オ) 日本獣医師会獣医学術学会年次大会開催計画の件

(カ) 代表監事選任の件

(キ) 役員候補者選任規程 (骨子) 等に関する件

(ク) 公益社団法人移行認定申請書の確認に関する件

(ケ) 業務運営概況等の件

(コ) その他

[連絡事項]

(ア) 当面の主要会議等の開催計画の件

(イ) その他

《第4回》

ア 日時・場所：平成23年12月5日(月)・14:00～、日本獣医師会・会議室

イ 議事録署名人：砂原和文 理事・麻生哲 理事

ウ 議 事：

[議決事項]

賛助会員入会の件

[協議事項]

(ア) 役員選任規程の制定に関する件

(イ) 東日本大震災支援義援金の配分基準等に関する件

(ウ) 学会会員の日本獣医師会会員への移行方針に関する件

[説明・報告事項]

(ア) 現役員の任期に関する件

(イ) 動物看護職統一認定機構設立に関する件(施設貸与に関する件を含む。)

(ウ) 要請活動等に関する件

(エ) TPPへの反対活動に関する件

(オ) 2011動物感謝デー in JAPAN 開催に関する件

(カ) 部会委員会の開催に関する件

(キ) 中間監査結果の報告の件

(ク) 業務運営概況等の件

(ケ) その他

[連絡事項]

(ア) 当面の主要会議等の開催計画の件

(イ) その他

- (3) 監 査 5月31日～6月1日(平成22年度決算)、12月5日(平成23年度中間)
- (4) 業務執行幹部会議 4月19日、5月18日、6月17日、7月22日、8月24日、9月30日  
10月26日、11月25日、12月21日、1月30日、3月2日、3月27日
- (5) 役員選任管理委員会 5月30日
- (6) 全国獣医師会会長会議(全国獣医師会・日本獣医師会関係者事業推進懇談会を含む) 9月30日
- (7) 地区獣医師会連合会会長会議 3月2日
- (8) 全国獣医師会事務・事業推進会議 7月8日
- (9) 部会(部会委員会運営事業)関係
- ア 獣医学術部会
- 学術・教育・研究委員会 11月9日
- 獣医師生涯研修事業運営委員会 1月11日
- イ 産業動物臨床部会
- 産業動物臨床・家畜共済委員会 5月25日、9月15日

ウ	小動物臨床部会	
	小動物臨床委員会	11月14日
	動物看護職制度在り方検討委員会	7月26日、9月29日、3月16日
	療法食の在り方検討委員会	11月15日
エ	家畜衛生部会	
	家畜衛生・公衆衛生合同委員会	12月8日
	ヨ一ネ病に関する勉強会（家畜衛生・公衆衛生合同委員会）	3月13日
オ	公衆衛生部会	
	家畜衛生・公衆衛生合同委員会	12月8日
	ヨ一ネ病に関する勉強会（家畜衛生・公衆衛生合同委員会）	3月13日
カ	動物福祉・愛護部会	
	動物福祉・適正管理対策委員会	1月23日、3月26日
	学校動物飼育支援対策検討委員会	11月1日、2月5日
	日本動物児童文学賞審査委員会	8月8日
キ	職域総合部会	
	総務委員会	1月20日
	野生動物対策検討委員会	6月2日
	日本獣医師会雑誌編集委員会	4月22日、7月7日、8月26日 10月25日、12月19日、2月8日

#### (10) 学会（獣医学術学会事業）関係

ア	日本獣医師会獣医学術学会年次大会(北海道)企画運営委員会	5月15日
イ	日本獣医師会獣医学術学会年次大会(北海道)協賛(展示・掲載)関係業務分担会議並びに開催運営に係る事務打ち合わせ	7月21日～22日
ウ	平成26年度獣医学術学会年次大会に係る打合せ会等	10月27日
エ	日本獣医師会学会正副会長会議	11月16日
オ	獣医学術功績者選考委員会	11月16日、2月4日
カ	平成24年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会(大阪市)に係る会場視察等	1月17日
キ	日本獣医師会獣医学術学会年次大会(北海道)	2月3～5日
ク	獣医学術学会誌編集委員会	2月3日
ケ	各学会幹事懇談会	2月3日
コ	学会幹事会議	2月4日

#### (11) 獣医事対策等普及啓発活動事業関係

ア	動物感謝デー企画検討委員会	4月8日、6月3日、9月22日
イ	動物愛護週間中央行事実行委員会・運営委員会	7月4日、8月1日 8月31日、9月12日、3月30日
ウ	2011動物感謝デー in JAPAN 出展者説明会	9月1日
エ	動物愛護週間中央行事・屋外行事	9月17日
オ	動物愛護週間中央行事・屋内行事	9月23日
カ	2011動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”	10月1日

**(12) 獣医事対策等国内外連携交流推進事業関係**

ア	日本小動物獣医師会との幹部会議	10月26日
イ	北海道獣医師会 JICA 獣医技術研修員来会	11月18日
ウ	りぶ・らぶ・あにまらず神戸アニマルケア国際会議 2012 (公益社団法人 Knots との共催)	2月18～19日
エ	家庭動物業界団体・企業代表者懇談会	3月1日
オ	アジア獣師会連合代表者会議	3月29日

**(13) 獣医師福祉共済事業関係**

獣医師賠償責任保険中央審議会	4月25日、5月23日、6月21日、7月28日、9月22日 10月21日、11月24日、12月22日、1月27日、2月29日、3月30日
----------------	---

**(14) 省庁等の委員会・検討会等 (本会役職員が出席したもの)**

ア	平成 23 年度「獣医療提供体制整備推進総合対策事業」選定審査委員会 (農林水産省)	4月15日
イ	全国家畜衛生主任者会議 (農林水産省)	4月19日
ウ	動物愛護管理のあり方検討小委員会 (環境省)	6月24日、7月20日、8月3日 8月30日、8月31日、9月27日、9月28日、10月18日、10月25日、10月31日
エ	中央環境審議会動物愛護部会傍聴 (環境省)	7月29日
オ	動物愛護週間中央行事における普及パンフレット作成に係る打合せ (環境省)	7月13日、8月9日
カ	飼養衛生管理基準等に関する説明会傍聴 (農林水産省)	8月22日
キ	全国畜産課長会議 (農林水産省)	10月17日
ク	動物由来感染症対策技術研修会 (厚生労働省)	11月4日
ケ	犬等の検疫制度検討会傍聴 (農林水産省)	11月25日
コ	東京電力福島原子力発電所事故に係る連絡会議 (農林水産省)	1月23日
サ	食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会家きん疾病小委員会 合同会議一般傍聴 (農林水産省)	1月23日
シ	狂犬病予防業務担当者会議 (厚生労働省)	2月21日
ス	獣医事審議会 (農林水産省)	9月1日、11月28日、3月8日

**(15) 地区獣医師大会関係**

ア	中部獣医師会連合会大会	8月28日
イ	北海道獣医師大会	9月8日
ウ	四国地区獣医師大会	9月10日
エ	関東・東京合同地区獣医師大会	9月11日
オ	近畿地区連合獣医師大会	9月11日
カ	九州地区獣医師大会	10月30日

**(16) 地方獣医師会関係 (本会役職員が出席したもの)**

ア	中国地区獣医師会連合会定期総会	4月7日
イ	関東・東京合同地区獣医師会理事会	4月9日、2月15日
ウ	青森県獣医師会通常総会	5月26日
エ	鳥取県獣医師会通常総会	5月29日
オ	群馬県獣医師会通常総会	5月29日

カ	栃木県獣医師会通常総会	6月5日
キ	埼玉県獣医師会通常総会	6月9日
ク	静岡県獣医師会定時総会	6月12日
ケ	中部獣医師会連合会事務研修会	10月6～7日
コ	北海道・東北地区獣医師会事務局会議	10月13～14日
サ	中国地区獣医師会連合会会長会議	10月14日
シ	東北獣医師会連合会臨時理事会	11月7日
ス	横浜市獣医師会賀詞交換会	1月6日
セ	川崎市獣医師会新春賀詞交歓会	1月26日
ソ	北海道・東北地区獣医師会事務局会議	2月22～23日

(17) 関連会議・行事(本会主催以外の会議等で役職員が出席したもの)

1)	全国家畜衛生職員会通常総会	4月20日
2)	(社)全国動物薬品器材協会通常総会	5月19日
3)	(社)日本馬事協会通常総会	6月3日
4)	公益法人セミナー	6月7日、10月7日、1月13日、2月9日
5)	獣医療提供体制整備推進検討委員会(獣医療提供体制整備推進協議会)	6月15日、3月23日
6)	(社)畜産技術協会通常総会	6月16日
7)	現代新疾病等用動物用医薬品実用化推進事業専門委員会(財畜産生物科学安全研究所)	6月16日、3月14日、3月22日
8)	関東しゃくなげ会総会	6月17日
9)	熊谷 進先生日本農学賞受賞祝賀会	6月18日
10)	ISO規格動物用電子タグ協議会通常会議(社畜産技術協会)	6月21日
11)	現代新疾病等用動物用医薬品実用化推進事業推進委員会(財畜産生物科学安全研究所)	6月23日
12)	(社)中央畜産会理事会	6月24日、3月13日、3月27日
13)	(社)中央畜産会通常総会	6月24日
14)	緊急災害時動物救援本部会議等	6月27日(福島県)、7月5日、7月14日 7月20日、7月26日、8月1日、8月10日、8月18日、8月31日 9月14日、9月21日、10月3日、10月13日、10月26日、11月9日 11月29日、12月14日、1月25日、2月22日、3月16日、3月28日
15)	全国大学獣医学関係代表者協議会	6月29日、3月26日、9月22日
16)	健全な家畜取引推進のための啓発普及事業に係る検討委員会(社日本家畜商協会)	8月3日、9月22日、1月13日、3月15日
17)	全国公衆衛生獣医師協議会研修及び調査研究発表会	9月2日
18)	越智勇一学術振興基金運営委員会	9月6日
19)	産業動物獣医師確保対策懇談会(社全国農業共済協会)	9月16日
20)	産業動物獣医師確保に係る懇談会(社全国農業共済協会)	9月16日
21)	日本獣医生命科学大学創立130周年記念式典	9月18日
22)	日本獣医学会学術集会「評議員会」	9月19日
23)	動物看護師統一認定機構設立総会	9月29日
24)	(衛)動物愛護社会化推進協会公開シンポジウム	10月2日
25)	獣医学教育改革シンポジウム(全国大学獣医学関係代表者協議会)	10月8日
26)	全国装蹄競技大会褒賞授与式(社日本装蹄師会)	10月18日
27)	動物看護師統一認定機構設立と動物看護師資格制度化についての説明会	10月21日

28) 世田谷区動物フェスティバル	10月23日
29) 動物衛生研究所創立 90 周年記念式典	10月28日
30) 東京都、小平市、西東京市、武蔵野市、小金井市合同防災訓練	10月29日
31) 抗菌性物質薬剤耐性菌評価情報整備事業委員会ワーキンググループ (財畜産生物科学安全研究所)	10月31日、12月19日
32) 金田義宏前岩手県獣医師会会長を慰労する会	11月 4 日
33) 一般社団法人全国動物教育協会設立総会及び懇親会	11月 5 日
34) (社)中央畜産会理事懇談会	11月15日
35) 繁殖雌牛等を用いた放射性物質の体内汚染分布図作成調査委員会(北里研究所)	11月17日
36) 動物臨床医学会年次大会	11月19日
37) 健全な家畜取引推進のための啓発普及事業に係る現地調査 (社)日本家畜商協会)	11月24日、11月30日
38) 被災地視察 (公益社団法人日本動物病院福祉協会)	12月 1 ~ 2 日
39) 海外における HACCP 事例等研修会 (社)中央畜産会)	12月 2 日
40) 学術顧問会議 (財)日本動物愛護協会)	12月15日
41) (社)中央畜産会新年賀詞交歓会	1月 5 日
42) (社)日本動物用医薬品協会新年賀詞交歓会	1月 6 日
43) ペット関連業界賀詞交歓会 (一般社団法人ペットフード協会)	1月10日
44) Journal@rchive&e ジャーナルセミナー ((独)科学技術振興機構)	1月19日
45) 動愛法改正・意見交流会 (THE ペット法塾)	1月20日
46) 畜産技術研究会 (社)畜産技術協会)	1月31日
47) 全国学校飼育動物研究大会	2月 5 日
48) 家畜人工授精優良技術発表全国大会 (社)日本家畜人工授精師協会)	2月15日
49) 専門学校東京スクールオブビジネスペットビジネス学科学生向け講演	2月22日
50) (社)畜産技術協会理事会・臨時総会	2月27日
51) 北里大学獣医畜産学部・獣医学部学位記授与式	3月 9 日
52) 全国家畜保健衛生業績発表会協賛会役員会	3月12日
53) SIST セミナー (東京) ((独)科学技術振興機構)	3月13日
54) 生乳の安全・安心の確保のための全国協議会 (社)中央酪農会議)	3月19日
55) 酪農学園大学学位記授与式他	3月21日
56) 人と動物の共生を支援する会 (人と動物の共生を支援する会)	3月23日
57) 牧田登之先生をお送りする会	3月26日
58) (社)中央畜産会臨時総会	3月27日
59) 東京農工大学農学部獣医学科 6 年生謝恩会	3月27日
60) 獣医学教育改善委員会	3月28日
61) 日本獣医学会学術集会「総会」 (公益社団法人日本獣医学会)	3月28日

## 2 会員及び賛助会員の異動状況

(1) 平成 24 年 3 月 31 日現在の会員及び賛助会員の数は、次のとおり (会員及び賛助会員の名簿は、巻末の資料参照)

ア 会 員：55 団体 (都道府県・政令市獣医師会)

イ 賛助会員：団体；65 団体・企業、個人；23 人、学生；0 人





## (2) 政府委員関係

獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議協力者（文部科学省）

（任期：平成24年3月2日～平成25年3月31日）

山根 義久（日本獣医師会会長）

## (3) 地方獣医師会関係

	<新>	<旧>	
名古屋市獣医師会会長	荻 曾 敏 之	駒 崎 精 彌	4月1日
愛媛県獣医師会会長	寺 町 光 博	入 岡 徹 生	5月20日
福島県獣医師会会長	森 澤 道 明	坂 本 禮 三	5月26日
岩手県獣医師会会長	多 田 洋 悦	金 田 義 宏	5月27日
石川県獣医師会会長	吉 田 幸 雄	大 藪 清 範	5月27日
宮城県獣医師会会長	大 江 義 之	太 田 孝	5月28日
宮崎県獣医師会会長	足 利 忠 敬	江 藤 文 夫	5月29日
滋賀県獣医師会会長	柴 山 隆 史	深 見 睦 弥	5月31日
仙台市獣医師会会長	大 草 潔	茂 木 国 男	6月1日
高知県獣医師会会長	上 岡 英 和	宮 地 忠 義	6月1日
岡山県獣医師会会長	三 宅 忠 篤	唐 木 茂 樹	6月1日
京都市獣医師会会長	森 尚 志	岩 田 法 親	6月9日
兵庫県獣医師会会長	横 山 隆 一	和 田 英 男	5月29日
神奈川県獣医師会会長	鳥 海 弘	後 藤 克 正	5月31日
徳島県獣医師会会長	塩 本 泰 久	林 繁 利	5月31日
川崎市獣医師会会長	竹 原 秀 行	馬 場 國 敏	6月1日
千葉県獣医師会会長	山 根 晃	桑 島 功	6月9日
奈良県獣医師会会長	久 保 益 一	宗 武 司	6月19日
香川県獣医師会会長	篠 原 公 七	湊 惠	7月3日
石川県獣医師会会長	八 木 幸 隆	吉 田 幸 雄	1月28日
茨城県獣医師会会長	小 林 貞 雄	古 橋 治 己	2月1日

## (4) 本会関係省庁関係部局・課

ア 農林水産省

(ア) 消費・安全局

畜水産安全管理課

	<新>	<旧>	
動物医薬品安全専門官	加 藤 哲 也		4月1日
獣医事監視指導係長	白 尾 紘 司	横 沼 光治郎	4月1日
課長補佐(獣医事班担当)	荻 窪 恭 明	吉 田 和 弘	5月1日
局 長	高 橋 博	奥 原 正 明	8月2日
総務課長	嘉多山 茂	姫 田 尚	8月2日
消費・安全政策課長	強 谷 雅 彦	嘉多山 茂	8月2日

(イ) 生産局

畜産部長	荒 川 隆	佐 藤 一 雄	8月2日
------	-------	---------	------

イ 環境省

(ア) 自然環境局

総務課 動物愛護管理室

室長補佐	小 西 豊	今 川 正 紀	4月1日
------	-------	---------	------

室長補佐	大 倉 弘 二	西 純一郎	4月1日
(イ) 大 臣	江 田 五 月	松 本 龍	6月27日
	細 野 豪 志	江 田 五 月	9月2日
ウ 厚生労働省			
大 臣	小宮山 洋 子	細 川 律 夫	9月2日
エ 文部科学省			
大 臣	中 川 正 春	高 木 義 明	9月2日
	平 野 博 文	中 川 正 春	1月13日

#### (5) その他

- ア 健全な家畜取引推進のための啓発普及事業検討委員会の委員（社）日本家畜商協会）  
（任期：平成23年7月13日～平成24年3月末日）  
矢ヶ崎 忠 夫（日本獣医師会専務理事）
- イ 鶏病研究会理事（任期：平成23年7月25日～平成25年総会の日）  
矢ヶ崎 忠 夫（日本獣医師会専務理事）
- ウ 獣医療連携強化検討委員会委員（獣医療提供体制整備推進協議会）  
（任期：平成23年8月15日～平成24年3月31日）  
細井戸 大 成（日本獣医師会理事）
- エ 日本学術会議連携会員（日本学術会議）（任期：平成23年10月3日～平成29年9月30日）  
山 根 義 久（日本獣医師会会長）
- オ 「平成23年度飼料作物汚染軽減対策調査事業」のうち「繁殖雌牛等を用いた放射性物質の体内汚染分布地図作成調査委員会委員」（学校法人北里研究所（社）日本草地畜産種子協会）  
（任期：平成23年11月14日～平成24年3月31日）  
山 根 義 久（日本獣医師会会長）

## 4 叙勲・褒章

### 叙 勲

米 田 進（富山県獣医師会）	旭 日 双 光 章	23年春
小 南 定 志（秋田県獣医師会）	旭 日 双 光 章	23年春
松 浦 義 規（岐阜県獣医師会）	瑞 宝 双 光 章	23年春

## 5 逝去会員構成獣医師等

- 佐 藤 佐（秋田県獣医師会元会長・平成23年3月20日逝去）
- 景 浦 忠 徳（愛媛県獣医師会元会長・平成23年4月17日逝去）
- 江 藤 文 夫（宮崎県獣医師会前会長・平成23年5月27日逝去）
- 高 橋 威 彦（本会元理事・平成23年9月6日逝去）
- 原 京 平（長崎県獣医師会元会長、本会元監事・平成23年10月9日逝去）
- 古 橋 治 己（茨城県獣医師会会長・平成23年11月10日逝去）ほか

## B 会務（個別）報告

### 1 規程の制定等

(1) 移行認定の申請に当たり定款を「公益社団法人日本獣医師会定款（定款の変更の案）」に変更  
（第 68 回通常総会・平成 23 年 6 月 28 日承認）

ア 変更の理由：

公益社団法人への移行認定の申請に当たり、公益社団法人移行の登記をすることを停止条件として、本会の定款を変更する。

イ 変更の内容：（太字は、第 68 回通常総会承認決議の後、公益認定申請に際し、行政庁（内閣府）からの指摘により修正した箇所。）

変更条文	旧 条 文
<p style="text-align: center;"><b>公益社団法人日本獣医師会定款</b></p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>（名 称） 第 1 条 この法人は、公益社団法人日本獣医師会（以下「本会」という。）と称する。</p> <p>（事務所） 第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。 2 本会は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。</p> <p>（目 的） 第 3 条 本会は、獣医師道の高揚、獣医事の向上、獣医学術の振興・普及及び獣医師人材の育成を図ることにより、動物に関する保健衛生の向上、動物の福祉及び愛護の増進並びに自然環境の保全に寄与し、もって人と動物が共存する豊かで健全な社会の形成に貢献することを目的とする。</p> <p>（公益目的事業） 第 4 条 本会は、第 3 条の目的を達成するため、次の事項に関する事業を行う。 （1）獣医師道の高揚及び獣医事の向上  （2）獣医学術の振興及び調査研究並びに獣医学教育の充実</p>	<p style="text-align: center;"><b>社団法人日本獣医師会定款</b></p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>（名 称） 第 1 条 この法人は、社団法人日本獣医師会（以下「本会」という。）という。</p> <p>（事務所） 第 2 条 本会は、事務所を東京都港区南青山 1 丁目 1 番 1 号に置く。</p> <p>（目 的） 第 3 条 本会は、獣医師道の高揚、獣医学術の振興・普及、獣医事の向上、獣医師の福祉の向上等を図ることにより、動物に関する保健衛生の向上、畜産の振興、公衆衛生の向上並びに動物の福祉及び愛護の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>（事 業） 第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 （1）獣医師道の高揚に関する事項 （5）獣医事の向上に関する事項 （2）獣医学術の振興・普及及び調査研究に関する事項</p>

- (3) 獣医師その他獣医療従事者の人材育成の推進
- (4) 動物の福祉の増進及び適正管理の推進並びに動物愛護精神の高揚
- (5) 前各号に掲げる事項の普及啓発並びにこれらに関する情報の収集・提供及び国内・国際交流の推進
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

2 前項の事業は、日本全国を区域として行うものとする。

(その他の事業)

第5条 本会は、第4条に掲げた公益目的事業の推進に資するため、必要に応じて次の事項に関する事業を行う。

- (1) 獣医師その他獣医療従事者の福祉の向上並びに褒賞及び慶弔
- (2) 不動産の貸付
- (3) その他前条に掲げた事業に関連する事項

(事業年度)

第6条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規 律)

第7条 本会は、総会が別に定める獣医師倫理綱領などの自主行動基準の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上に努める。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員総会とする。

- (3) 獣医学教育の充実に関する事項
- (4) 獣医師の研修に関する事項
- (8) 動物の適正な管理及び愛護精神の高揚に関する事項
- (7) 獣医事関係の情報の提供に関する事項
- (9) 獣医学術関係書籍等の発行に関する事項
- (6) 獣医学術及び獣医事の国際交流に関する事項
- (11) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(区域等)

第6条 本会は、全国を区域とする。

2 円滑な会務の運営を図るため、細則で定めるところにより、本会に地区制及び職域制を設ける。

【第4条】

- (10) 獣医師の福祉のための共済に関する事項

(事業年度)

第43条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(定款施行細則)

第5条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て定款施行細則(以下「細則」という。)で定める。

## 第2章 会 員

### (種 別)

第8条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって法人法上の社員とする。

(1) 正 会 員 本会の目的に賛同して入会した都道府県を区域とする一般社団法人である都道府県獣医師会及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市を区域とする一般社団法人である政令市獣医師会

(2) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体

### (入 会)

第9条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。

2 入会は、この定款に定めるところによるほかは、理事会が別に定めるところにより、その可否を決定し、会長は、これを本人に通知するものとする。

### (入会金及び会費)

第10条 正会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため、総会において定めるところによる入会金及び会費（以下「会費等」という。）を支払わなければならない。

2 賛助会員は、総会において定めるところによる賛助会費を納入しなければならない。

3 前2項の会費等及び賛助会費についてはその2分の1以上は公益目的事業のために、残余

## 第2章 会 員

### (会員の資格)

第7条 本会を構成する会員の資格を有する者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 都道府県を区域とする一般社団法人である都道府県獣医師会

(2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市を区域とする一般社団法人である政令市獣医師会

### (賛助会員)

第13条 本会の目的に賛同する個人又は団体であつて、会長が理事会の議決を経て別に定める入会申込書を会長に提出して理事会の承認を受けた者は、賛助会員となることができる。

### (入 会)

第8条 本会の会員になろうとする者は、会長が理事会の議決を経て別に定める入会申込書に次の書類を添えて会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 定 款

(2) 役員並びに会員及び賛助会員の名簿

(3) 本会の会員になることについて、当該申込みをした者の総会で議決されていることを証する総会議事録の写し

(4) 直近の総会資料（事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録）

(5) その他会長が必要と認める書類

2 会長は、前項の承認があつたときは、その旨を当該申込みをした者に通知するものとする。

### (会 費)

第11条 会員は、毎年度、総会で別に定める会費を納入しなければならない。

### 【第13条】

2 賛助会員は、総会で別に定める賛助会費を納入しなければならない。

はその他の事業及び管理費用のために充当するものとする。

(退 会)

第 11 条 正会員及び賛助会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、いつでも任意に退会することができる。

(除 名)

第 12 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の正当な事由があるとき。

(退 会)

第 9 条 会員は、次の各号の事由の一に該当するときは、本会を退会する。

- (1) 会員から退会の申出があったとき
- (2) 会員たる資格を喪失したとき
- (3) 解散したとき
- (4) 会費を引き続き2年以上納入しないとき
- (5) 除名されたとき

2 前項第1号の申出は、会長が理事会の議決を経て別に定める退会届書を会長に提出してしなければならない。

【第 13 条】

3 賛助会員は、本会が発行する資料等の配布を受けるほか、会長が適当と認める場合には、本会の事業に参加することができる。

4 賛助会員は、次の各号の事由の一に該当するときは、本会を退会する。

- (1) 賛助会員から退会の申出があったとき
- (2) 後見開始若しくは保佐開始の審判又は破産宣告を受けたとき
- (3) 死亡又は解散したとき
- (4) 賛助会費を1年以上納入しないとき
- (5) 除名されたとき

6 第 10 条の規定は、賛助会員について準用する。この場合において、同規定中「会員」とあるのは「賛助会員」と読み替えるものとする。

(除 名)

第 10 条 本会は、会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、その会員を除名することができる。この場合には、本会は、その総会の開催の日の14日前までに、その会員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 本会の事業を妨げ、又は本会の名誉をき損する行為をしたとき
- (2) 定款又は総会の決議に反する行為をしたとき

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第 13 条 正会員は前 2 条のほか、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 正会員の資格を喪失したとき。
- (2) 解散したとき。
- (3) 2 年間以上会費等を滞納したとき。
- (4) 総正会員の同意があったとき。

2 賛助会員は前 2 条のほか、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (2) 死亡又は解散したとき。
- (3) 1 年間以上賛助会費を滞納したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 14 条 会員が第 13 条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費は、これを返還しない。

### 第 3 章 総 会

(構成等)

第 15 条 総会は、正会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

2 会長は、除名の決議があったときは、その旨を当該会員に通知するものとする。

【第 11 条】

2 既納の会費その他の拠出金品は、会員の退会の場合においても、これを返還しない。

【第 13 条】

5 既納の賛助会費その他の拠出金品は、賛助会員の退会の場合においても、これを返還しない。

(届 出)

第 12 条 会員は、その名称、所在地、代表者の氏名又は定款に変更があったときは、遅滞なく本会にその旨を届け出なければならない。

### 第 4 章 総 会

【第 22 条】

2 総会は、会員をもって構成する。

【第 24 条】

2 総会において、会員が行使する表決権の数は、構成獣医師数を 200 人で除して得られた数(小数点以下切上げ)とする。

【第 24 条】

3 前項の構成獣医師数は、総会の開催月の 3 月の月末現在の数とする。



(権 限)

第 16 条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員を選任又は解任
- (2) 役員の報酬等の額
- (3) 定款の変更
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 会費等及び賛助会費の額
- (6) 会員の除名
- (7) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (9) 前各号に定めるもののほか法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

2 前項にかかわらず、個々の総会においては、第 18 条第 3 号の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項は、議決することができない。

(種類及び開催)

第 17 条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 議決権の 10 分の 1 以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が会長にあったとき。

【第 24 条】

4 総会においては、前条第 3 項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席会員の 3 分の 2 以上の同意があったときは、この限りでない。

(特別議決事項)

第 26 条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席会員の表決権の 3 分の 2 以上（ただし、第 2 号については 4 分の 3 以上）の多数による議決を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び残余財産の処分
- (3) 会員の除名
- (4) 役員、役員選任管理委員又は獣医師道委員会委員の解任
- (5) 長期借入金
- (6) 事業計画及び収支予算
- (7) 事業報告及び収支決算
- (8) 細則の改廃（役員を選任に関する規定に限る。）

(総会の種別等)

第 22 条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

【第 22 条】

4 通常総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

【第 22 条】

5 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会において必要と認めるとき
- (2) 会員現在数の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき
- (3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 52 条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第 38 条の規定による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 59 条第 4 号の規定により監事が招集したとき

(招 集)

第 18 条 総会は、理事会の議決に基づき、会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

2 会長は、前条第 3 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって、議決権を行使することができることとするときは、2 週間前までに通知を発しなければならない。

(議 長)

第 19 条 総会の議長及び副議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第 20 条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第 21 条 総会の決議は、法人法第 49 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は正会員として決議に加わることはできない。

3 役員を選任する議案の決議に際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行う。

(書面議決等)

第 22 条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(総会の招集)

第 23 条 総会は、前条第 5 項第 3 号に規定する場合を除き、会長が招集する。

【第 23 条】

2 前条第 5 項第 2 号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から 30 日以内に総会を招集しなければならない。

【第 23 条】

3 総会の招集は、少なくともその開催の日の 14 日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

【第 22 条】

3 総会の議長及び副議長は、総会において、出席会員のうちから各 1 名を選出する。

(総会の議決方法等)

第 24 条 総会は、会員現在数の過半数に当たる会員が出席し、かつ出席会員の有する表決権の合計が総表決権の過半数を満たさなければ開くことができない。

【第 24 条】

5 総会の議事は、第 26 条に規定する場合を除き、出席会員の表決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面又は代理人による表決)

第 27 条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第23条 会長が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議長は、前項の議事録に記名押印する。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに本会に到達しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。

4 第1項の規定により表決権を行使する者は、出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、議長及び副議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び副議長並びに出席会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び表決権数、出席会員数及び表決権数並びに出席会員の名称及び代表者の氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

(総会の機能)

第25条 総会は、この定款において別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

## 第4章 役員及び理事会

### 第1節 役員

(種類及び定数)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 16名以上23名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、22名以内を法人法第91条第1項第2号に規定する業務を執行する理事（以下「執行理事」という。）とすることができる。

(選任等)

第26条 理事及び監事は総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び執行理事は、理事の中から理事会において選定する。
- 3 前項で選定された代表理事は、会長に就任する。
- 4 理事会は、その決議によって、第2項で選定された執行理事より副会長及び専務理事を選定する。ただし、副会長は3名以内、専務理事は1名とする。
- 5 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれてはならない。
- 6 監事には、本会の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 7 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 8 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞

## 第3章 役員等

(役員 の定数)

第14条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 17人以上21人以内
- (2) 監事 2人又は3人

2 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員 の選任等)

第15条 役員は、総会において、会員を構成する獣医師（以下「構成獣医師」という。）のうちから選任する。

【第14条】

3 理事のうちから会長1人、副会長2人及び専務理事1人を置く。

【第14条】

6 理事のうち、同一親族（3親等以内の親族及びこの者と特別な関係にある者をいう。）、特定企業の関係者又は農林水産省若しくは環境省出身者である理事の占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。

【第14条】

4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を農林水産大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第 27 条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、本会の業務の執行の決定に参画する。

- 2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を執行する。また、会長及び副会長に事故があるとき、又は会長及び副会長が欠けたときは、会長の業務執行に係る職務を代行する。
- 5 会長、副会長、専務理事及びそれ以外の業務を分担して担当する理事の権限等は、この定款の定めるところによるほかは、理事会において別に定めるところによる。
- 6 会長及び執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

- 5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を農林水産大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

【第 15 条】

- 2 役員を選任に関する事務を管理させるため、総会において、構成獣医師のうちから役員選任管理委員3人以上5人以内を選任する。
- 3 役員及び役員選任管理委員は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 第 17 条から第 19 条までの規定は、役員選任管理委員について準用する。この場合において、これら規定中「役員」とあるのは「役員選任管理委員」と読み替えるものとする。
- 5 役員を選任等に関し必要な事項は、細則で定める。

【第 16 条】

- 4 理事は、理事会を組織し、定款及び総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

(役員)の職務)

- 第 16 条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐して本会の業務を掌理し、あらかじめ理事会において定める順序により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
  - 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、事務局を統轄して会務を処理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠けたときはその職務を行う。

(監事の職務及び権限)

第 28 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、監査報告を作成すること。
- (2) 本会の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (7) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任 期)

第 29 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 役員は、第 25 条第 1 項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解 任)

第 30 条 役員は、総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、総正会員の半数以上であって、総正会員

【第 16 条】

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 財産及び会計の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは総会又は理事会を招集すること。
- (3) 財産及び会計の状況並びに業務の執行の状況について、不整の事実を発見したときは、これを総会、理事会又は農林水産大臣及び環境大臣に報告すること。

(役員任期)

第 17 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第 18 条 役員は、任期満了又は辞任の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員解任)

第 19 条 本会は、役員が本会の役員としてふさわしくない行為をしたときその他特別の事由があるときは、総会の議決を経て、その役員を

の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第31条 役員には、その職務執行の対価として、総会において定める総額の範囲内において、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本会との取引

(3) 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第33条 本会は、役員の方法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本会は、外部役員等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金100,000円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

解任することができる。この場合において、本会は、その総会の開催の日の14日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(役員報酬)

第20条 役員には、報酬を与えることができる。

2 報酬の額は、総会の議決を経て決定しなければならない。

(顧問)

- 第34条 本会に顧問若干名を置くことができる。
- 2 顧問は、学識経験者のうちから、理事会の承認を得て任期を定め、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問の職務)

- 第35条 顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

第2節 理事会

(設置)

- 第36条 本会に理事会を設置する。
- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

- 第37条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 本会の業務執行の決定に関する規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか本会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び執行理事の選定及び解職

- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(顧問)

- 第21条 本会に、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、学識経験者のうちから、理事会の承認を受けて会長が委嘱する。

- 3 顧問は、本会運営上の重要事項について、会長の諮問に応ずる。

第5章 理事会

(理事会の構成等)

- 第29条 理事会は、理事をもって構成する。

- 5 理事がやむを得ない理由により理事会に出席できないときは、その代理人が出席して意見を述べるることができる。この場合において、代理人は、表決権を行使することはできない。
- 6 前項の代理人は、理事会の開始前までに代理人を証する書面を本会に提出しなければならない。
- 7 監事は、必要に応じ理事会に出席し、意見を述べるることができる。

(理事会の機能)

- 第30条 この定款において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項は、理事会において審議し、又は決定するものとする。

- (1) 事業計画等総会に付議すべき事項及び総会の招集に関すること
- (4) 諸規程の制定又は改廃に関すること
- (2) 総会の議決した事項の執行に関すること
- (3) 会務を執行するための計画、組織及び管理の方法
- (5) その他理事会において必要と認めた事項



- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 内部管理体制の整備
  - (6) 第 33 条第 1 項の責任の免除及び同条第 2 項の責任限定契約の締結
- 3 本会が保有する租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の適用を受けた株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、予め理事会において理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の承認を要する。

(種類及び開催)

第 38 条 理事会は、毎事業年度 3 回以上開催する。

2 臨時の理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第 28 条第 1 項第 5 項の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第 39 条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第 2 項第 3 号により理事が招集する場合及び前条第 2 項第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第 2 項第 3 号による場合は、理事が、前条第 2 項第 4 号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

3 会長は、前条第 2 項第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時の理事会を招集しなければならない。

【第 29 条】

2 理事会は、必要に応じ会長が招集する。

4 理事会を招集するときには、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第40条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第41条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第42条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第43条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第44条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第27条第6項の規定による報告には適用しない。

【第29条】

3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の議決方法)

第31条 理事会の議決は、出席理事の表決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、第29条第4項ただし書きの規定にかかわらず、議長がこれを決する。

【第29条】

4 理事会において理事が行使する表決権は、理事1人につき1個とする。ただし、議長たる理事は、表決権を有しない。

(議事録)

第 45 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

## 第 5 章 財産及び会計

(財産の種別)

第 46 条 本会の財産は、基本財産及びその他の財産の 2 種類とする。  
2 基本財産は、本会の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めたものとする。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び出席理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数、出席理事数及び出席理事名（書面表決理事の場合にあつては、その旨を、また代理人の場合にあつては、その旨及び代理人の氏名を付記すること。）
- (3) 議案
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、事務所に備え付けておかなければならない。

(規定の準用)

第 33 条 第 22 条第 5 項第 2 号及び第 3 号、第 23 条第 3 項、第 24 条第 1 項及び第 4 項並びに第 27 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定は、理事会について準用する。この場合において、これら規定中「総会」及び「会員」とあるのはそれぞれ「理事会」及び「理事」と、第 27 条第 1 項中「書面又は代理人」とあるのは「書面」と読み替えるものとする。

## 第 10 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 44 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費及び賛助会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

2 本会の資産を分けて、基本財産及び普通財産とする。

3 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を第4条の公益目的事業に使用するものとする。

(基本財産の維持及び処分)

第47条 基本財産について本会は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において、議決に加わることのできる理事の3分の2以上の議決を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第48条 本会の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定めるところによるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第49条 本会の事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込を記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事会の決議を得て会長が作成し、直近の総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項の事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込を記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(2) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

5 普通財産は、第3項の基本財産以外の財産とする。

【第44条】

4 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣及び環境大臣の承認を受けて、その全部若しくは一部を処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第45条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第48条 会長は、毎事業年度開始前に事業計画及び収支予算の案を作成し、総会の議決を経なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が決定しないときは、直近に開催される総会において収支予算が決定するまでの間は、理事会の議決を経て、前年度の収支予算に準じて暫定予算を編成し、収入及び支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第50条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項に掲げる書類は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

(会計原則等)

第51条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

3 前項の収入及び支出は、当該年度の収支予算が直近に開催される総会において決定したときは、これを当該年度の収支予算に基づいてなしたものとみなす。

(監査等)

第49条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の21日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項の書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を受けた後、これを事務所に備え付けておかなければならない。

(報告)

第50条 会長は、毎事業年度開始の日から3月以内に、次の各号に掲げる書類を農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書
- (2) 前年度末の財産目録及び貸借対照表
- (3) 前年度の収支計算書、正味財産増減計算書及びその年度の収支予算書
- (4) 前年度末の会員名簿及び賛助会員名簿並びに前年度における会員及び賛助会員の異動状況を記載した書類

(経費支弁の方法等)

第46条 本会の経費は、資産の額を超えて支弁してはならない。

2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(借入金)

第 52 条 本会は、その事業に要する資金に充てるため、予め理事会において定めた額を限度として、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を借入れることができる。

2 本会は、その事業に要する資金に充てるため、総会の議決を経て、資産の額を限度として長期借入金を借入れることができる。

第 6 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 53 条 この定款は、第 56 条の規定を除き、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により変更することができる。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第 54 条 本会は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解 散)

第 55 条 本会は、法人法第 148 条第 1 号及び第 2 号並びに第 4 号から第 7 号までに規定する

2 本会が行う事業のうち、理事会において定める事業については、特別の勘定を設けて、他の事業に係る経理と区分して経理しなければならない。

(借入金)

第 47 条 本会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、あらかじめ理事会において定めた額を限度として、その事業年度の収入をもって償還する一時借入金の借入れをすることができる。

2 本会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣及び環境大臣の承認を受け、資産の額を限度として、長期借入金の借入れをすることができる。

第 11 章 定款の変更、解散及び残余財産の処分

(定款の変更)

第 51 条 この定款の変更は、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣及び環境大臣の認可を受けなければならない。

(解 散)

第 52 条 本会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 148

事由によるほか、総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第56条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、総会の決議により、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは認定法第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第57条 本会が解散等により清算するときを有する残余財産は、総会の決議により、国若しくは地方公共団体又はこの法人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは認定法第5条17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に贈与するものとする。

## 第7章 委員会等

(委員会等の会議体)

第58条 本会の業務又は事業の円滑な推進に資するため、理事会はその決議により、委員会等の会議体（以下「委員会等」という。）を設置することができる。

2 委員会等の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

条の規定によるほか、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣及び環境大臣の認可を受けて解散する。

(解散の場合の残余財産の処分)

第53条 本会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣及び環境大臣の許可を受けて、本会の目的と類似の公益目的を有する法人に寄附するものとする。

## 第6章 獣医師道委員会

(獣医師道委員会)

第34条 獣医師道の高揚及び獣医業務の公正な発展を図るため、本会に獣医師道委員会を置く。

2 獣医師道委員会は、7人以上11人以内の委員（以下「獣医師道委員」という。）で組織する。

(獣医師道委員の選任)

第 35 条 獣医師道委員は、構成獣医師のうちから総会において選任する。ただし、本会の役員又は役員選任管理委員が獣医師道委員を兼ねることはできない。

(獣医師道委員会の運営等)

第 36 条 獣医師道委員会の運営等に関し必要な事項は、細則で定める。

(規定の準用)

第 37 条 第 17 条から第 19 条までの規定は、獣医師道委員について準用する。この場合において、これら規定中「役員」とあるのは、それぞれ「獣医師道委員」と読み替えるものとする。

## 第 7 章 部 会

(部 会)

第 38 条 職域別に応じた事業の円滑な運営を図るため、本会に細則で定める部会を置く。

2 部会の運営に関し必要な事項は、細則で定める。

## 第 8 章 学 会

(学 会)

第 39 条 獣医学術の振興及び普及を図るため、本会に細則で定める学会を置く。

2 学会の運営に関し必要な事項は、細則で定める。

## 第 8 章 事 務 局 等

(設置等)

第 59 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

## 第 9 章 事 務 局 等

(事務局及び職員)

第 40 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に職員を置く。

3 事務局及び職員に関する事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(業務の執行)

第 41 条 本会の業務の執行の方法については、細則に定めるもののほか、理事会で定める。



(備付け帳簿及び書類)

第 60 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 正会員名簿
- (3) 理事及び監事の名簿
  
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関（理事会及び総会）の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) **事業報告**及び計算書類等
- (10) **監査報告**
- (11) その他法令で定める帳簿及び書類

## 第 9 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 61 条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第 62 条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

(公 告)

第 63 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

(書類及び帳簿の備付け)

第 42 条 本会は、事務所に、整備法第 58 条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第 38 条の規定による改正前の民法第 51 条及びこの定款で別に定めるもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 定 款
  - (2) 会員名簿
  - (3) 役員名簿
  - (4) 事業計画書
  - (5) 収支予算書
  - (6) 会員の異動に関する書類
  - (7) 役員の履歴並びに職員の名簿及び履歴書
  - (8) 許可、認可等及び登記に関する書類
  - (9) 定款に定める機関の議事に関する書類
  - (10) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
  
  - (ii) その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項第 1 号から第 5 号まで及び第 49 条第 1 項に規定する資料については、原則として一般の閲覧に供しななければならない。

第10章 補 則

(細部の事項)

第64条 この定款及び別に定めるところによるもののほか、本会の事務及び事業の運営に必要な細部の事項は、会長が別に定める。

第12章 雑 則

(規 程)

第54条 この定款に定めるもののほか、本会の事務の運営上必要な規程は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会の最初の代表理事は山根義久、執行理事は藏内勇夫、近藤信雄、矢ヶ崎忠夫とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(2) 移行認定の申請に当たり「公益社団法人日本獣医師会定款施行細則」及び「公益社団法人日本獣医師会財産管理・運用規程」並びに「日本獣医師会役員報酬等に関する規程」を制定(第68回通常総会・平成23年6月28日承認)

ア 制定の理由:

公益社団法人への移行認定の申請に当たり、社団法人日本獣医師会定款施行細則及び資産管理規程を廃止した上で、公益法人移行の登記をすることを停止条件として、総会において承認を受けた変更後の定款の規定に基づき、公益社団法人日本獣医師会定款施行細則及び財産管理・運用規程並びに役員報酬等に関する規程を新たに制定する。

イ 制定の内容:

(ア) 公益社団法人日本獣医師会定款施行細則

《公益社団法人日本獣医師会定款施行細則》

第1章 総 則

(目的等)

第1条 この公益社団法人日本獣医師会定款施行細則(以下「施行細則」という。)は、公益社団法人日本獣医師会定款(以下「定款」という。)第37条第1項第2号の規定に基づき、公益社団法人日本獣医師会(以下「本会」という。)の業務の運営に関し必要な事項を定めるものである。

2 本会の業務の運営は、定款に定めるところによるほかは、この施行細則の定めるところによる。

(本会の英文名)

第2条 本会の英文名は、Japan Veterinary Medical Association(略称:「JVMA」とする。

(地区制及び職域制)

第3条 本会の事業の円滑な運営に資するため、本会に正会員の所在する区域の区分に応じた地区制及び事業の区分に応じた職域制を設けることとし、当該地区及び職域の区分は、それぞれ別表の定めるところによる。

## 第2章 会 員

(会員の種別)

第4条 本会の会員の種別は、定款第8条に規定するところにより、正会員及び賛助会員の2種としているが、賛助会員について、学生である者(学校教育法に規定する学校(専修学校及び各種学校を含む。)に在籍する者)については、賛助会員のうち学生個人会員としての入会の申込みを可能とする。

(入会の手続き等)

第5条 本会の正会員として入会しようとする者は、入会申込書(別記様式第1号)【略】に次の書類を添えて会長に入会の申込みを行うものとする。

(1) 入会理由書

(2) 定款及び入退会規程等の業務の運営に関する規則

(3) 役員並びに社員及び賛助会員の名簿

(4) 本会の正会員になることについて、当該申込みをした者の社員総会で議決されていることを証する議事録の写し

(5) 直近の社員総会資料(事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録及び収支予算書)

(6) 申込みをした者(法人)の組織体系図

(7) その他会長が必要と認める書類

2 本会の賛助会員として入会しようとする者は、それぞれ入会の申込みの区分に該当する入会申込書(別記様式第2号の1、同第2号の2又は同第2号の3)【略】により、会長に入会の申込みを行うものとする。

3 正会員及び賛助会員の入会の年月日は、理事会がその入会を決定した日とするが、入会を決定した場合には理事会の決議により、入会申込みの日をもって入会の年月日とすることができる。

(退会の手続き等)

第6条 正会員及び賛助会員のうち、退会しようとする者は、それぞれ退会の申込みの区分に該当する退会届出書(別記様式第3号の1、同第3号の2又は同第3号の3)【略】を提出して、会長に退会の申込みを行うものとする。

2 正会員及び賛助会員の退会の年月日は、退会届出書に記載した退会の年月日とする。

(会員等の事業への参加)

第7条 本会の会員及び正会員を構成する当該正会員の会員である獣医師(以下「会員構成獣医師」という。)は、優先的に本会の事業に参加し、また、本会の業務をはじめ、本会の事業に関する各種情報及び資料(以下「各種情報等」という。)の提供を受けることができる。

なお、このことをもって上記の者以外の者が本会の事業へ参加、また、本会から各種情報等入手することを妨げない。

(報 告)

第8条 本会の正会員は、役員構成及び氏名、会員構成獣医師の数のほか、会長が必要として認める事項を会長が別に定めるところにより、会長に報告しなければならない。

### 第3章 理事の職務

(定款等の遵守)

第9条 理事は、定款及び本会が定める規範、規程等に基づき誠実に職務を遂行し、協力して本会の目的の遂行に寄与しなければならない。

(職務の権限)

第10条 理事は、理事会を組織し、定款及び本会総会の定めるところにより、本会の業務の執行の決定に参画する。

2 会長の職務は、次の各号に掲げるもののほか、代表理事として本会を代表し、その業務を執行する。

- (1) 事業計画及び収支予算の案の作成に関すること。
- (2) 事業報告及び決算の案の作成に関すること。
- (3) 人事及び服務に関すること。
- (4) 重要な使用人以外の者の任用に関すること。
- (5) 国内外の出張に関すること。
- (6) 一定額を超える契約の締結及び支出に関すること。
- (7) 定款第58条に規定する委員会等の開催に関すること。
- (8) 外部に対する文書の発出に関すること。
- (9) 上記各号に掲げるもののほか、事務及び事業運営に係る重要な事項に関すること。

3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を掌理し執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、会長の業務執行に係る職務を代行する。

4 専務理事は、事務局を統括するとともに、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を執行する。また、会長及び副会長に事故があるとき、又は会長及び副会長が欠けたときは、会長の業務執行に係る職務を代行する。

5 会長、副会長及び専務理事以外の執行理事は、第3条に定める地区制及び職域制の区分により、それぞれ職務を分担して担当する。

なお、理事が分担して担当する職務を理事の間で兼務することは妨げない。

### 第4章 委員会等の会議体

(委員会等の設置)

第11条 本会に本会の業務又は事業の円滑な運営を確保するため、定款第58条の規定に基づく委員会などの会議体（以下「委員会等」という。）を置く。

2 委員会等の種類、任務、構成及び運営に関し必要な事項は、次条から第17条に定めるところによる。

(業務運営幹部会)

第12条 本会の業務運営に関する企画及び調整を行う委員会として業務運営幹部会（以下「幹部会」という。）を置く。

- 2 幹部会は、次に掲げる事項を調査及び審議する。
  - (1) 理事会等の会議に提出する議案に関すること。
  - (2) 業務の執行状況の理事会への報告に関すること。
  - (3) 会員の入退会、その他の会員規律に関し理事会に意見を提出すること。
  - (4) 職員の服務に関すること。
  - (5) その他本会の業務の円滑な運営を確保するため必要となる事項に関すること。
- 3 幹部会は、会長、副会長及び専務理事で組織し、会長が議長となり、幹部会を総括する。
- 4 幹部会は、会長が招集し、原則として非公開とする。

ただし、会長は適当と認める者に対して、参考人として会議への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- 5 幹部会の事務には、会長が指名する事務局の職員が当たる。当該事務局の職員は幹部会その他の事務処理を通じて知り得た事実を他に漏らしてはならない。

(役員候補者推薦管理委員会)

- 第 13 条 本会の役員を選任に関し、その候補者の推薦の手続き及び推薦された候補者の確認等の事務を行う委員会として役員候補者推薦管理委員会（以下「推薦管理委員会」という。）を置く。
- 2 推薦管理委員会の構成及び運営に関し、必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(部 会)

- 第 14 条 本会の事業について、第 3 条で規定する職域制に応じ、その円滑な運営を確保するため、部会を置く。
- 2 部会は、次の各号に掲げる職域別部会により構成する。
    - (1) 獣医学術部会
    - (2) 産業動物臨床部会
    - (3) 小動物臨床部会
    - (4) 家畜衛生部会
    - (5) 公衆衛生部会
    - (6) 動物福祉・愛護部会
    - (7) 職域総合部会
  - 3 職域別部会の構成及びその他部会の運営に関し、必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(学 会)

- 第 15 条 本会の事業のうち定款第 4 条第 1 項第 2 号及び同第 3 号に掲げる事業について、その円滑な運営を確保するため、学会を置く。
- 2 学会は、次の各号に掲げる獣医学術分野別学会（以下「分野別学会」という。）により構成する。
    - (1) 日本産業動物獣医学会
    - (2) 日本小動物獣医学会
    - (3) 日本獣医公衆衛生学会
  - 3 分野別学会の構成及びその他学会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(諸会議)

- 第 16 条 本会の事業の運営に関する協議並びに連絡及び調整を行う委員会等として、全国獣医師会

会長会議（以下「全国会長会議」という。）、その他の諸会議（以下「諸会議」という。）を置く。

2 全国会長会議は、本会の事業運営に関する連絡及び調整並びに情報交換、意見交換を行い、もって本会事業の円滑な運営を図ることを目的に、本会の役員及び正会員の代表者（以下「地方獣医師会会長」という。）のほか、必要に応じ会員構成獣医師、その他の関係機関、団体の関係者の出席の下で開催する。

3 全国会長会議は、会長が招集し、座長は、出席した地方獣医師会の会長から選任する。

4 会長は、定款及び施行細則の定めるところによるほか、事業の運営に関し会員、関係省庁、大学等教育機関、その他の関係機関、団体等の関係者との協議、連携の推進を図るため、必要と認めるときは、目的とする諸会議をそれぞれ開催することができる。

個々の諸会議の構成、運営等に関し必要な事項は、会長が開催の都度、決定する。

（細部の事項）

第 17 条 この施行細則に定めるところによるもののほか、委員会等の運営に関し必要な細部の事項は、会長が別に定める。

## 第 5 章 補 則

（施行細則の改廃等）

第 18 条 この施行細則を改正し、又は廃止しようとするときは、理事会の決議を経なければならない。

なお、定款及びこの施行細則に定めるところによるもののほか、本会の事務及び事業の運営に関し必要な細部の事項については、定款第 64 条の規定に基づき会長が別に定めることができる。

附 則（平成 23 年 3 月 25 日制定・平成 22 年度第 4 回理事会決議、  
平成 23 年 6 月 28 日第 68 回通常総会決議）

1 この施行細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

（イ）公益社団法人日本獣医師会財産管理・運用規程

### 《公益社団法人日本獣医師会財産管理・運用規程》

（目 的）

第 1 条 この公益社団法人日本獣医師会財産管理・運用規程は、公益社団法人日本獣医師会定款（以下「定款」という。）第 48 条の規定に基づき、公益社団法人日本獣医師会（以下「本会」という。）の財産の管理及び運用に関する基本的な事項を定めるものである。

本会の財産は、定款の定めるところによるほかは、この規程の定めるところにより管理及び運用する。

（財産の構成）

第 2 条 本会の財産は、基本財産とその他の財産に分ける。

(基本財産)

第3条 本会の基本財産は、本会の目的である事業を行うために不可欠な財産とし、本会が有する固定資産のうち別表に掲げる土地及び建物とする。

(その他の財産)

第4条 本会のその他の財産は、前条に定める基本財産以外の財産とし、流動資産及び次の各号に掲げる固定資産をもって構成する。

- (1) 特定資産
- (2) その他固定資産

(基本財産の維持管理)

第5条 基本財産は、本会会長（以下「会長」という。）が適正な維持及び管理に努めるものとする。ただし、建物の維持管理、修繕等については、建物の区分所有並びに管理に関する委託契約書等に基づき委託することができる。

2 基本財産のうち、火災等により損害を受ける恐れのあるものについては、会長は、適正な価額の損害保険を付さなければならない。

(その他の財産の維持管理及び運用)

第6条 その他の財産については、会長が適正な維持管理及び運用に努めるものとする。ただし、公益社団法人日本獣医師会定款施行細則第10条第2項第6号に定めるところにより、一定額を超えない財産については専務理事にその維持管理及び運用を委任することができる。

2 その他の財産のうち、この規程の第4条第1号に定める特定資産とは本会の特定の目的に使用するために保有する資産をいい、次の財産に区分する。

- (1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(以下「認定法施行細則」という。)第18条第1項に定める特別の支出に充てるための資金
- (2) 認定法施行規則第22条第3項第3号に定める特定の財産の取得又は改良に充てるための資金
- (3) 認定法施行規則第25条第2項に定める継続して公益目的事業の用に供するために保有する財産
- (4) 上記各号に掲げる財産以外の財産であって公益目的事業を行うために必要な管理業務のほか定款第4条及び第5条に掲げる事業の用に供するために保有する財産

3 寄附者が特定の事業に使用することを指定した寄附金その他の資産は、前項のいずれかの特定資産に充てることとする。

4 第2項第1号から第2号及び第2項第4号に掲げる特定資産は、それぞれ該当する資産の使用目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。目的外の取崩しを行う場合には、理事会の決議を経なければならない。

5 第2項第3号に掲げる特定資産は、取り崩すことができない。ただし、本会の公益目的事業の遂行上やむを得ない場合に限り、理事会の決議を経て取り崩すことができる。

6 その他の財産のうち、預金及び有価証券等の金融資産の運用にあたっては、元本の確実性及び安全性の確保を最優先し、かつ、効率的な運用に努めるものとする。具体的には、次のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 国債、地方債、特別な法律により法人の発行する債券、貸付信託の受益証券等の有価証券の取得
- (2) 銀行等金融機関への預金又は貯金
- (3) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(管理台帳)

第7条 基本財産及びその他の財産（消耗品を除く固定資産に限る。）の管理は、固定資産管理台帳を設けてその取得、異動等を記載するものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程を改正し、又は廃止しようとするときは、理事会の決議を経なければならない。

附 則（平成23年6月1日制定・平成23年度第1回理事会決議、  
平成23年6月28日第68回通常総会承認）

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別 表

基 本 財 産

1 土 地

所在・地番： 東京都港区南青山1丁目39番2  
地 目： 宅 地  
地 積： 283.02 m<sup>2</sup>

2 建 物

【一棟の建物の表示】

所 在： 東京都港区南青山1丁目1番地1、1番地16、1番地18、1番地24、  
1番地25、1番地26、1番地27、1番地28、1番地30、1番地31、  
1番地32、1番地33、1番地34。  
構 造： 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根地下4階付23階建

【専有部分の建物の表示】

家屋番号： 南青山1丁目1番1の30  
種 類： 事務所  
構 造： 鉄骨造2階建  
床 面 積： 22階部分 394.59 m<sup>2</sup>  
23階部分 176.06 m<sup>2</sup>

[附属建物の表示]

《符号1》

種 類： 事務所  
構 造： 鉄骨造1階建  
床 面 積： 23階部分 476.33 m<sup>2</sup>



《符号2》

種 類： 事務所  
構 造： 鉄骨造1階建  
床 面 積： 23階部分 50.16 m<sup>2</sup>

【共有部分の建物の表示】

家屋番号： 南青山1丁目1番1の31  
種 類： 車庫  
構 造： 鉄骨鉄筋コンクリート造3階建  
床 面 積： 地下1階部分 730.49 m<sup>2</sup>  
地下2階部分 3,366.51 m<sup>2</sup>  
地下3階部分 6,393.04 m<sup>2</sup> } 合計 10,490.04 m<sup>2</sup>  
上記持分10,000分の195 (204.55 m<sup>2</sup>相当分)

(ウ) 日本獣医師会役員報酬等に関する規程

《日本獣医師会役員報酬等に関する規程》

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本獣医師会定款第31条の規定に基づき、公益社団法人日本獣医師会（以下「本会」という。）の役員報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第25条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、本会を主な勤務先とし、週3日以上本会の定める所定就業時間（平日の午前9時から午後5時30分まで）に準じ勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬及び退職慰労金をいう。

(報酬等の支給)

第3条 本会は、役員職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

2 報酬等のうち、常勤役員報酬は月額支給、非常勤役員報酬は理事会等の会議出席の都度の定額の支給とする。

ただし、非常勤役員のうち、代表理事である会長及び執行理事である副会長の報酬は月額支給とする。

3 報酬等のうち、退職慰労金は役員が退任するに当たり、次の各号の一つに該当する場合に役員の任期に応じ支給する。

ただし、定款第30条の規定に基づき役員を解任された者については、理事会の決議するところにより、その全部又は一部を支給しないことがある。

- (1) 定款第29条に定める任期を満了して退任した者

- (2) 死亡したことにより任期の途中において退任した者
- (3) やむを得ない事由により任期の途中において自ら退任した者

(報酬等の額の決定)

第4条 役員の報酬は、別表の1に規定する基準額の範囲内の額とし、各々の理事の報酬の額は各々の理事の執務の実情に応じ理事会の決議を得て決定する。また、監事の基準額は別表の1に規定する額とする。

2 役員の退職慰労金の額は、別表の2に規定する算定基準額の範囲内の額に在任期間（1年を単位とする期間とする。）を乗じて得られた額とする。

なお、この場合、各々の理事の算定基準額は、理事会の決議を得て決定する。また、監事の算定基準額は別表の2に規定する額とする。

3 退職慰労金の算定において、在任期間が1年に満たない期間（在任月数）である場合は、当該在任月数を12で除して年数に換算（小数点三位以下四捨五入）したうえで在任期間を算定し、当該在任期間に算定基準額を乗じて得られた額（千円未満は切り上げる。）を支給する。

(報酬等の支給日)

第5条 役員の報酬の支給日は、月額支給対象役員にあっては、毎月21日（その日が土曜日に当たるときはその前日、日曜日又は振替休日に当たるときはその翌日）とする。また、その他の役員にあっては、理事会等の会議の出席の都度、支給する。

2 役員の退職慰労金は、任期満了の日から起算して30日以内に支給する。ただし、任期満了後引き続き役員となった者の退職慰労金は、その後の在任期間が終了して役員を退任したときに支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を差し引いて支給する。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

附 則（平成23年6月28日制定・第68回通常総会決議）

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 報酬等のうち、退職慰労金のこの規程の施行前の在任期間に係る額は、この規程の施行前の役員の報酬等の支給について定める日本獣医師会役員報酬等支給規程（平成10年3月27日制定・平成9年度第5回理事会承認）の定めるところにより退任慰労金として算定された額とする。

別 表

### 1 報酬の基準額

役職名等	基準額	
会長 (非常勤)	450,000円以内	1人当たりの月額
副会長 (非常勤)	150,000円以内	
専務理事 (常勤)	1,000,000円以内	
理事 (非常勤)	20,000円以内	理事会等の会議出席の都度、1人1回当たりの定額
監事 (非常勤)	25,000円	

注：会議は、会長が招集した会議とし、2時間以上の会議時間を要したものとする。

### 2 退職慰労金の算定基準額

役職名等	算定基準額	
会長 (非常勤)	450,000円以内	在任期間1人1年当たりの年額
副会長 (非常勤)	300,000円以内	
専務理事 (常勤)	300,000円以内	
理事 (非常勤)	45,000円以内	
監事 (非常勤)	45,000円	

## 2 新公益法人制度移行対応等

### (1) 移行に向けての対応の検討・協議・報告

平成23年度中に公益社団法人の認定を受けるべく組織、会計、事務事業運営についての関係規程の整備などの環境整備を行うとともに、逐次、理事会等の場において、また、理事会等の協議の結果を踏まえ、顧問会計士及び公益法人協会と協議し、最終調整を行うとともに、公益認定等委員会に個別相談を行い、関係事項について最終確認を行った。

公益認定に向けて共通課題を持つ地方獣医師会との連携を推進するため、①職域総合部会の常設委員会（総務委員会）において新公益法人制度移行に向けての課題と対応-認定（認可）申請と移行後の獣医師会運営の課題-について検討するとともに、②獣医学術学会事業等の運営については、平成23年4月1日をもって、新たな関係規程に基づく学会組織の円滑な運営について地方獣医師会に通知するとともに、学会関係会議等の場においてその旨を依頼した。

ア 第1回理事会	6月1日
・「定款の変更の案」、「関係諸規程」の停止条件付き決議	
・移行法人の会長、副会長、専務理事就任予定者の選定決議	
・平成22年度事業報告・決算、平成23年度事業計画・収支予算の決議	
・認定申請主要事項の確認	
イ 第68回通常総会	6月28日
・第1回理事会と同様の内容の決議	
ウ 全国獣医師会事務・事業推進会議	7月8日
エ 第3回理事会	9月14日
オ 全国獣医師会会長会議	9月30日
カ 日本獣医師会学会正副会長会	11月16日
キ 第4回理事会	12月5日
ク 総務委員会	1月20日
ケ 獣医学術学会誌編集委員会	2月3日
コ 地区獣医師会連合会会長会議	3月2日

## (2) 移行認定申請から移行登記に至る経緯

ア 内閣府宛に移行認定の電子申請	10月25日
イ 加筆訂正及び補足説明の資料を提出	11月25日
ウ 公益認定等委員会より認定基準適合の答申	3月9日
エ 公益認定等委員会より認定書を受領	3月22日
オ 移行登記	平成24年4月1日

## (3) 関係資料及び情報等の通知

ア 学会（地区学会）の位置づけと獣医学術学会関係事業等に係る関係規程の制定等について (平成23年4月1日付け23日獣発第6号)
イ 新公益法人制度移行対応に当たっての参考資料送付について (平成24年2月29日付け事務連絡)
ウ 「学会」会員の日本獣医師会会員制度への移行措置について (平成24年3月31日付け23日獣発第349号)

## (4) 地方獣医師会に対する説明（本会役職員が出席したもの）

ア 北海道・東北地区獣医師会事務局会議	10月13～14日、2月22日～23日
イ 中部獣医師会連合会事務研修会	10月6～7日

## 3 会員組織基盤の強化対策

### (1) 日本獣医師会全国会員組織

本会会員組織については、全国の47都道府県獣医師会及び8政令市獣医師会を会員とする全国組織として、その活動の区域についてはすべての都道府県をカバーしている。

賛助会員組織についても、獣医事に関連する企業、本会の事務事業に関連する企業及び本会の目的に賛同する個人等に呼びかけ、加入拡充を図ってきたところである。

## (2) 地方獣医師会会員組織

ア 平成 21 年度第 3 回理事会及び全国獣医師会会長会議の協議を踏まえ、「新公益法人制度の移行に当たり獣医師会活動の基盤となる会員組織の充実・強化について」（平成 21 年 10 月 27 日付け 21 日獣発第 185 号）により、各地方獣医師会に会員組織の充実・強化を図りたいことを要請したが、平成 23 年度においても引き続き、獣医師専門職による公益活動の発展・整備に資するとの観点に立ち会員組織基盤の強化に努めた。

イ また、平成 23 年度各大学獣医学科優秀卒業生を表彰し、日本獣医師会会長メッセージ、日本獣医師会パンフレット及び日本獣医師会雑誌（平成 24 年 1 月号）を全卒業生に配布した。

表彰に当たっては、大学の所在する地域の地方獣医師会代表者が表彰状を授与し、獣医師会の活動を紹介して、卒業生への入会の勧誘を行った。また、動物感謝デー等の場を介しての全国獣医学生交流会との連携・支援協力を行った。

## 4 東日本大震災被災対応

平成 23 年 3 月 11 日（金）午後 2 時 46 分に発生した、三陸沖の太平洋を震源とするマグニチュード（Mw）9.0、最大震度 7 を観測する国内最大規模の地震（平成 23 年東北地方太平洋沖地震）及び地震による大規模な津波が太平洋沿岸各地を襲い、甚大な被害をもたらした。一方、東京電力福島第一原子力発電所では、地震及び津波に起因する電源喪失から原子炉核燃料の冷却不能に陥り、水素爆発等による放射性物質の環境への放出などの深刻な事態が生じた。本会も、今回の未曾有の災害に対し、速やかに災害対策対応窓口の設置、情報収集、被災地支援、被災動物救護対応等に取り組んだ。

### (1) 日本獣医師会における対応等

ア 日本獣医師会独自の取り組み

#### (ア) 情報収集等

発生直後、本会事務局に「東北関東大震災対策対応窓口」を設置、以降、被災地域の地方獣医師会、構成獣医師及び家畜、家庭動物の被災情報の収集、また、山根会長が被災地において数度にわたり動物救護活動等を視察し、地方獣医師会事務局激励と現地災害対策本部で救援活動に当たる獣医師等地方会関係者、大規模避難所において家庭動物と同行避難している被災者から意見聴取を実施した。さらに地方獣医師会会員獣医師等の被災状況及び被災動物救護活動の取り組み状況の実態調査を地方獣医師会に依頼し（4 月 8 日付け 23 日獣発第 16 号、以降、3 回の調査を実施）、実態の把握に努めた（別表 1 及び 2 参照）。

#### (イ) 情提提供等

日本獣医師会会長メッセージ「全ての獣医師そして関係者の皆様へー東北関東大震災被災からの復興を期してー」を公表（ホームページ及び日本獣医師会雑誌（第 64 巻第 4 号）に掲載）し、また、原発事故に起因する放射性物質の動物への影響等に関する専門家による見解を本会ホームページに掲載した。

#### (ウ) 被災動物支援等

##### a 物資等の支援

各地方会の動物用医薬品の確保状況を調査、社団法人日本動物用医薬品協会から会員各社による動物用医薬品等支援物資 96 品目が提供され、被災地の地方獣医師会及び緊急災害時動物救援本部に分配発送（平成 23 年 4 月 2 日付け 23 日獣発第 12 号）。また、社団法人日本動物用医薬品協会及び社団法人日本動物薬品器材協会に対し、被災動物救援活動に要する医薬品、器具器材等の提供について支援を依頼した。一方、国内マイクロチップ取扱各社に対し、被災動

物の個体識別・所有者明示措置のためのマイクロチップ提供支援を要請し（平成 23 年 4 月 13 日付け 23 日獣発第 18 号）、提供されたマイクロチップを被災地の地方獣医師会へ配布した。

b 人的支援

環境省自然環境局長からの要請に応じ、警戒区域 20 km 圏内への住民の一時立ち入りに伴い実施する家庭動物（犬・猫）の保護活動に係る人材の確保について地方獣医師会に協力を依頼した。（平成 23 年 5 月 16 日付け 23 日獣発第 53 号）

c 金銭的な支援

平成 22 年度第 12 回業務執行幹部会において、社団法人日本獣医師会「東北関東大震災動物救護活動等支援義援金」の募集を協議の上決定して、募集を開始（別紙 1 参照）し、地方会、賛助会員団体その他の関係団体・企業などに協力を依頼した（3 月 18 日付け同日付け 22 日獣発第 360 号）、地方会に依頼した調査を踏まえ、理事会において決定した「東日本大震災被災対策に係る支援資金（支援義援金募金からの支援義援金及び日本獣医師会資金拠出による救援見舞金）配分（拠出）の考え方（以下「配分（拠出）基準」という。）に基づき、第 1 次の支援義援金及び救援見舞金を地方獣医師会に対する配分した（配分（拠出）基準は、平成 23 年度第 4 回理事会にて一部改訂（別紙 2）。これまで第 3 次まで調査に基づく配分を実施した（別表 3 参照）。

支援義援金の受付状況（内訳）

平成 24 年 3 月 31 日現在

区 分 及 び 件 数	金 額
地方獣医師会（支部・部会等を含む）：47 件	84,143,182 円
動物関連産業界（企業等）：42 件	24,507,789 円
動物関係団体・大学等教育機関などの関係機関：19 件	5,513,826 円
動物病院（動物診療施設）：205 件	12,467,150 円
個人・その他（匿名の個人・団体等を含む）：675 件	31,118,757 円
海外（外国獣医師会・海外団体個人）：23 件	6,990,442 円
合 計：1,011 件	164,741,146 円

(エ) 被災獣医師会、獣医師等への支援

上記と同様、調査に基づく、東日本大震災被災対策に係る支援資金の拠出の他、「震災に係る獣医療復旧に利用できる金融支援措置について」により地方獣医師会会長あて通知した（4 月 22 日付け事務連絡）。さらに、東日本大震災における災害救助法適用地域において、被災したため診療業務を断念せざるを得ず、地元地方獣医師会管外の動物診療施設への就業を希望する獣医師又は動物看護職について関係地方獣医師会の協力・支援の下で日本獣医師会が就業受入れの調整等を行う旨「東日本大震災被災の診療獣医師等に対する就業支援について」により通知した（4 月 22 日付け 23 日獣発第 26 号）。

(オ) 要請活動等

- ・平成 23 年度の狂犬病予防注射について、期間延長を含む柔軟な対応を厚生労働省に要請。
- ・民主党、自由民主党及び公明党の各党に「大震災被災動物の救護と獣医療復旧に向けた支援対策」を要請した（3 月 29 日、別紙 3 参照）。
- ・公明党動物愛護管理推進委員会〔委員長：高木美智代衆議院議員〕に大森専務理事及び本会職員が出席し、大震災被災動物の救護と獣医療復旧に向けた支援対策について要望・説明した（3 月 30 日）。

- ・民主党、自由民主党及び公明党の各党に「原発事故避難区域飼育動物の救護対策」を要請した（4月1日、別紙4参照）。
- 管 直人内閣総理大臣あて、「福島第一原発 20 km圏内の家畜の有効活用」について要請した（5月25日、別紙5参照）。
- ・山根会長が石破 茂衆議院議員を訪問し、警戒区域内に残された家畜の悲惨な状況を訴えるとともに、原発事故避難区域飼育動物の救護対策について要請した（7月25日）。
- ・山根会長が玄葉光一郎大臣を訪問し、上記と同様に現状を訴え、要請した（8月24日）。
- ・山根会長が公明党動物愛護管理推進委員会（委員長：高木美智代衆議院議員）と東京電力福島第一原子力発電所災害対策本部（事務局長：浜田昌良参議院議員）の会合において、上記と同様に現状を訴え、要請した（8月25日）。
- ・鹿野農林水産大臣に「警戒区域からの家畜の移動等について」要請した（8月26日、別紙6参照）。
- ・民主党、自由民主党及び公明党の関係議員あて「警戒区域内の牛の研究利用等について」を報告した（11月11日、別紙7参照）。

#### (カ) その他

学校法人北里研究所において、福島原発警戒区域内における家畜の汚染状況の研究・調査の事業を実施することとなり、山根会長及び矢ヶ崎専務理事らが、「平成 23 年度繁殖雌牛等を用いた放射性物質の体内汚染分布地図作成調査委員会（第 1 回）」（福島県南相馬市）に委員及びオブザーバーとして出席し、北里大学の伊藤伸彦獣医学部長を中心に福島県南相馬市で実施する調査の方法・内容を検討するとともに、警戒区域内にある研究実施農場を視察した（11月17日）。

#### イ 緊急災害時動物救援本部の取り組み

平成 22 年度緊急災害時動物救援本部（以下「動物救援本部」という。）第 1 回臨時会議（3月14日開催）において、東日本大震災に対応する当面の救護支援活動方針及び、義援金募集口座の開設を決定し、直ちに支援物資の調達及び被災地への輸送等を開始。以降、臨時会議において、広域的であり、かつ長期化の様相を深める本震災に対応した動物救援本部の活動を的確に行うため「動物救援本部・救援推進部」を新たに設置し、動物救援本部義援金に関して、現地被災動物救援本部あるいは動物関係 NGO・NPO での有効な活用を可能にするための資金援助の方法を決定し、申請に基づき順次、配分を実施した。

一方、福島原発被災動物救出を機能的に行うため動物救援本部長指揮下に特別編成チーム及び同本部直轄シェルター（福島県田村郡三春町内）を設置。同チームは福島原発を中心とする半径 20 キロ圏内から救出された動物について、国（環境省）及び福島県並びに福島県獣医師会等との連携の下で、福島県が設置した動物救護施設に搬送するとともに、一部を同直轄シェルターで保護・管理する等の救護活動を実施した。

#### (2) 地方獣医師会における取り組み

被災地を活動の区域とする地方獣医師会に加え、被災地域と隣接する区域を活動の区域とする地方獣医師会においては、地方獣医師会と自治体・関係機関・団体との連携による動物救援本部の設置による動物救護活動を、また、他の多くの地方獣医師会において、地方獣医師会による被災動物の救護活動の取り組みを実施した（別図参照）。

別表 1

### 地方獣医師会による被災動物救護活動の実施状況等

(平成 24 年 1 月末日現在：各地方獣医師会の調査報告の結果等に基づき作成)

1 被災地域における動物救護活動	
(1) 現地の動物救援本部の構成団体として、また、地方獣医師会としての救護活動を中心的とした取り組みを行っている(行った)「被災地域地方獣医師会」	6 地方獣医師会 (岩手県、宮城県、仙台市、福島県、栃木県、千葉県)
(2) 救護活動の取り組みを行っている(行った)「被災地域地方獣医師会」 (ただし、上記 (1) の地方獣医師会を除く。)	2 地方獣医師会 (青森県、茨城県)
2 被災地域に隣接する地域における動物救護活動	
(1) 現地の動物救援本部の構成団体として、また、地方獣医師会としての救護活動を中心的とした取り組みを行っている(行った) 地方獣医師会	2 地方獣医師会 (神奈川県、新潟県)
3 上記 1 及び 2 以外の地域 (被災地域及び被災地域に隣接する地域以外の地域) における動物救護活動	
救護活動の取り組みを行っている(行った) 地方獣医師会	9 地方獣医師会 (京都府、大阪市、京都市、和歌山県、香川県、福岡県、鹿児島県、沖縄県、北九州市)

注： 1 被災地域：青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県の区域

2 被災地域に隣接する地域：1 東北地区 (秋田県、山形県)、2 北海道地区、3 関東地区 (群馬県、埼玉県、神奈川県、山梨県、東京都)、4 中部地区 (全県) の区域



別表 2

## 動物診療施設、獣医師及び地方獣医師会の被災状況等

(平成 24 年 1 月末日現在：被災地を活動の区域とする獣医師会（青森県獣医師会、岩手県獣医師会、宮城県獣医師会、仙台市獣医師会、福島県獣医師会、茨城県獣医師会、栃木県獣医師会、千葉県獣医師会）の報告等に基づき作成。)

## 1 被災地域の動物診療施設の被災状況

主として産業動物の診療を行う診療施設数 (ヶ所)	被災前の被災地域の診療施設数	399	
	全壊	5	3 地方獣医師会（岩手県・宮城県・福島県）
	半壊	7	3 地方獣医師会（青森県・宮城県・福島県）
	小計	12	
主として小動物の診療を行う診療施設数 (ヶ所)	被災前の被災地域の診療施設数	1,047	
	全壊	7	4 地方獣医師会（岩手県・宮城県・仙台市・茨城県）
	半壊	44	6 地方獣医師会（岩手県・宮城県・仙台市・福島県・茨城県・千葉県）
	小計	51	
合計		63	

## 2 地方獣医師会会員及びその自宅の被災状況

被災前の「被災地域地方獣医師会」の会員数(人)			
会員の被災状況 (人)	死亡 (行方不明者を含む)	0	
	負傷者	0	
会員の自宅の被災状況(戸)	全壊	18	5 地方獣医師会（岩手県・宮城県・仙台市・福島県・茨城県）
	半壊	73	7 地方獣医師会（青森県・岩手県・宮城県・仙台市・福島県・茨城県・千葉県）
合計		91	

## 3 地方獣医師会の被災状況

建物・施設の被災状況 (ヶ所)	内外壁の損傷、ガラスの損傷、事務家具等の転倒等	4	4 地方獣医師会（宮城県・仙台市・福島県・茨城県）
事務局職員の被災状況(戸)	全壊	1	1 地方獣医師会（仙台市）
	半壊	3	2 地方獣医師会（宮城県・仙台市）
	合計	4	

**社団法人 日本獣医師会**  
**「東北関東大震災動物救護活動等支援義援金」**  
**募 集 要 領**

1 趣 旨

日本獣医師会は、全国の獣医師会、獣医療・動物関連団体・教育機関・企業、その他の関係者の支援・協力の下で、今回の未曾有の大災害に見舞われた中、自らが被災地において被災保護動物に対する診療の提供を含む動物の救護活動（以下、「動物救護活動等」という。）に従事される方々の労に報い、「人と動物の共存」の理念の原点の一つとされる緊急災害時の動物救護活動等の円滑な推進を支援することを目的に「東北関東大震災動物救護活動等支援義援金」を募集する。

2 義援金の名称

東北関東大震災動物救護活動等支援義援金

3 募金の期間

平成23年3月から当分の間。（中間集計を5月末に行うが、募金の募集期間は、現地における動物救護活動等の推進状況を踏まえ決定する。）

4 義援金の募集と振込み（寄付）先

全国の獣医師会、獣医療関係団体、教育機関、動物関係団体・企業、海外からの支援・協力者その他の個人を含む関係者は、それぞれ前記1の趣旨を受け、義援金の募集活動に当たっていただき、取りまとめた義援金（自らの拠出を含む。）を次の義援金振込口座に振り込むこととする。

**【日本獣医師会「東北関東大震災動物救護活動等支援義援金」振込口座】**

銀行名	みずほ銀行	(0001)
支店名	青山支店	(211)
区分・口座番号	普通預金	0648856
口座名義	シヤダシホウジンニホンジュウイシカイ 社団法人日本獣医師会	カイチョウ ヤマネヨシヒサ 会長 山根義久

5 義援金の使途

前記4により所定の義援金振込口座に入金された義援金は、今回の東北関東大震災の発生に起因して行う動物救護活動等の推進確保と当該被災地の獣医療提供の復旧のための対策とともに、募金状況を踏まえて緊急災害時の動物救護活動の強化に充てる。

なお、義援金の配分は日本獣医師会において決定する。

## 東日本大震災被災対策に係る支援資金(支援義援金及び救援見舞金)配分(拠出)の考え方

### 1 支援(救援)の目的

今回の大震災被災対策として、①被災動物の救護活動及び被災地域における獣医療復旧に向けての取り組みを支援するとともに、②被災地域の地方獣医師会の事務機能復旧及び被災した地方獣医師会会員獣医師の救援見舞に資するため、支援義援金及び救援見舞金による資金の援助を行う。

注： 「被災動物」とは、東日本大震災に被災した者(原発事故による避難者を含む。)が飼育している(いた)動物をいう。また、「被災地域」とは、東日本大震災に係る災害救助法の適用により、被災地とされた市町村の所在する県(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県)とする。

### 2 資金の由来と配分(拠出)先

#### (1)「日本獣医師会東北関東大震災動物救護活動等支援義援金」の配分

ア 「被災動物」の救護活動に取り組んでいる地方獣医師会に被災動物救護活動支援義援金として配分する。

注： 動物救護活動に係る資金需要については、別途、緊急災害時動物救援本部(本会も構成団体)において、資金提供が準備されており、動物救護活動を行う地方獣医師会に対しては、当座は当該資金の提供を最優先して活用するよう通知の上、指導している。

イ 被災した動物診療施設の復旧に向けた取り組みを行う診療施設開設者を有する「被災地域」を活動の区域に有する地方獣医師会(以下、「被災地域地方獣医師会」という。)に地域獣医療復旧活動支援義援金として配分する。

#### (2) 日本獣医師会資金による救援見舞金の拠出

ア 被災した地方獣医師会会員獣医師の救援見舞として、「被災地域地方獣医師会」に見舞金(①弔慰金、②障害見舞金、③生活環境救援見舞金)を拠出する。

イ 被災した地方獣医師会の事務機能復旧等の救援見舞として「被災地域地方獣医師会」に見舞金(①施設・設備等損壊見舞金、②被災職員見舞金、③会費減免補てん見舞金)を拠出する。

### 3 配分(拠出)の基準

#### (1) 支援義援金

ア 被災動物救護活動支援

(ア) 被災地域における動物救護活動

a 現地の動物救援本部の構成団体として、また、地方獣医師会として被災動物の救護活動に取り組んでいる「被災地域地方獣医師会」：1 地方獣医師会当たり 200 万円(ただし、地方獣医師会が特に必要と認めた場合には、増額することができる)

b 被災動物の救護活動に取り組んでいる「被災地域地方獣医師会」(ただし、上記 a の地方獣医師会を除く。)：1 地方獣医師会当たり 100 万円(ただし、地方獣医師会が特に必要と認めた場合には、増額することができる)

(イ) 被災地域に隣接する地域における動物救護活動

- a 現地の動物救援本部の構成団体として、また、地方獣医師会として被災動物の救護活動に取り組んでいる地方獣医師会：1 地方獣医師会当たり 100 万円

〔注：「被災地域に隣接する地域」とは、①東北地区（秋田県・山形県）、②北海道地区、③関東地区（群馬県、埼玉県、神奈川県、山梨県、東京都）及び④中部地区（全県）の区域とする。〕

- b 被災動物の救護活動に取り組んでいる地方獣医師会（ただし、上記 a の地方獣医師会を除く。）：1 地方獣医師会当たり 50 万円

(ウ) 上記（ア）及び（イ）以外の地域（被災地域及び被災地域に隣接する地域以外の地域）における動物救護活動

被災動物の救護活動に取り組んでいる地方獣医師会：1 地方獣医師会当たり 20 万円

イ 地域獣医療復旧活動支援

(ア) 「被災地域」において獣医師自らが開設し、所有する動物診療施設（公設・団体営の施設を除く。）が全壊又は半壊した場合：1 動物診療施設当たり全壊 100 万円、半壊 50 万円

(イ) 「被災地域」において獣医師自らが開設し、所有する動物診療施設（公設・団体営の施設を除く。）が一部損壊（診療用機器の損壊を含む。）した場合において、当該一部損壊診療施設に対し「被災地域地方獣医師会」が獣医療復旧に向けた支援を行う場合：1 地方獣医師会当たり 100 万円又は 50 万円

〔注：配分額は全壊又は半壊の診療施設を活動の区域に有する地方獣医師会については 100 万円、有しない地方獣医師会については 50 万円とする。〕

ウ 支援義援金の特例

上記の配分（拠出）の基準による支援の他、動物救護活動等に対して、日本獣医師会会長が特に必要と認めた場合には支援義援金を拠出することができる。

## (2) 救援見舞金

ア 被災会員獣医師救援見舞

(ア) 弔慰金：被災により死亡（行方不明）した地方獣医師会会員獣医師 1 人当たり 20 万円

(イ) 障害見舞金：被災により入院加療などの中等症以上の傷害を被った地方獣医師会会員獣医師 1 人当たり 10 万円

(ウ) 生活環境救援見舞金

「被災地域」において地方獣医師会会員獣医師自らが所有し、居住する住宅が全壊又は半壊した場合：1 住宅当たり全壊 20 万円、半壊 10 万円

イ 「被災地域地方獣医師会」の事務機能復旧等救援見舞

(ア) 施設・設備等損壊見舞金

a 「被災地域地方獣医師会」で本部施設・設備の一部が損壊した地方獣医師会： 1 地方獣医師会当たり 40 万円

b 「被災地域地方獣医師会」のうち、前記 a 以外の地方獣医師会： 1 地方獣医師会当たり 20 万円

(イ) 被災職員見舞金

「被災地域」において地方獣医師会の職員（地方獣医師会会員を除く。）自らが所有し、居住する住宅が全壊又は半壊した場合： 1 住宅当たり全壊 20 万円、半壊 10 万円

(ウ) 会費減免補てん見舞金

被災した地方獣医師会会員獣医師が納入する会費の減免措置を講じた「被災地域地方獣医師会」： 減免した会員獣医師 1 人当たり 6,000 円

#### 4 手続き及び支援義援金・救援見舞金の使途

(1) 支援義援金及び救援見舞金は、前記 3 の配布（拠出）の基準により算出された金額について、それぞれ算出の内訳を付し、本会から配分（拠出）先の地方獣医師会等に送金する。

(2) 配分（拠出）を受けた地方獣医師会等は、送金された支援義援金及び救援見舞金を、それぞれに付された算出の内訳に従い、次により動物救護活動及び地域獣医療復旧支援の経費に、また、被災した会員獣医師等に対する救援見舞金の支給に充てる。

##### ア 支援義援金

(ア) 被災動物救護活動支援義援金： 地方獣医師会が実施する（した）被災動物の救護活動（一時保護預かり、巡回診療など）に要した経費に充てる。

(イ) 地域獣医療復旧活動支援義援金： 動物診療施設が全壊又は半壊等した動物診療施設を開設し所有していた（いる）被災獣医師のうち、動物診療の業務の継続の意志を有する者に配分を受けた地方獣医師会から獣医療復旧活動支援金として支給する。

なお、一部損壊（診療用機器の損壊を含む。）に対する獣医療復旧活動支援金の地方獣医師会からの支給に当たっては、支給額は半壊の場合の支給額を上回らない範囲において、損壊の程度等を勘案した額とし、支給額は地方獣医師会において決定する（1ヶ所 5 万円程度を目安とする。）。

##### イ 救援見舞金

(ア) 弔慰金及び障害見舞金： 弔慰金は、死亡（行方不明）した地方獣医師会会員獣医師の遺族に、また、障害見舞金は、被災し障害を被った地方獣医師会会員獣医師に拠出を受けた地方獣医師会から日本獣医師会救援見舞金として支給する。

(イ) 生活環境救援見舞金： 全壊又は半壊した住宅を所有し、自らが居住していた（いる）地方獣医師会会員獣医師に拠出を受けた地方獣医師会から日本獣医師会救援見舞金として支給する。

(ウ) 事務機能復旧等救援見舞金：

a 施設・設備等損壊見舞金については、拠出を受けた「被災地域地方獣医師会」において地方獣医師会の事務機能復旧の経費に充てる。

b 被災職員見舞金については、拠出を受けた「被災地域地方獣医師会」が全壊又は半壊した住宅を所有し、自らが居住していた（いる）地方獣医師会職員に日本獣医師会救援見舞金として支給する。

c 会費減免補てん見舞金については、拠出を受けた地方獣医師会において会費の減免の補てんに充てる。

(3) 支援義援金及び救援見舞金の送金を受けた地方獣医師会等は、その被災を受けた獣医師及び地方獣医師会職員又は動物救護活動への支給後、速やかに支給の内訳（相手先の名称、支給金額など）を日本獣医師会に報告する。

### 別紙3

## 《 被災動物救護と獣医療復旧に向けた支援対策に関する要請書 》

平成 23 年 3 月 29 日

民主党

政策調査会会長代理

獣医師問題議員連盟会長 城島 光力 様

自由民主党

組織対策本部長 森 英介 様

団体総局長 今村 雅弘 様

公明党

環境部会動物愛護管理推進委員会

委員長 高木 美智代 様

社団法人 日本獣医師会

会長 山根 義久

### 大震災被災動物の救護と獣医療復旧に向けた支援対策（要 望）

阪神淡路大震災その他の震災被害を見ても明らかな通り、緊急災害時にはライフラインの復旧など被災者の応急生活の確保とともに課題となるのが被災者の飼育していた動物（イヌ・ネコなどの家庭動物や牛・豚などの家畜）の救護の問題があります。

今回の大震災に際し岩手県、宮城県、福島県下において飼育されていた動物のうち、被災を受けられた方が飼育していた動物（被災動物）はイヌ・ネコだけでも死亡・行方不明を含め4万頭程度（被災県下飼育頭数の4%程度）に及ぶと推定されるようです。

これらの被災動物については、現在、被災地の獣医師会が地元自治体と連携の上、現地動物救援対策本部を立ち上げ動物愛護関係団体や各地からのボランティアの協力により、一時保護預かり、保健衛生確保のための診療の提供などの救護活動を開始されたところですが、一方で、被災地においては診療施設の倒壊、流失、医薬品等の不足などにより診療の提供をはじめ動物の救護活動には難渋を極めております。

については、被災現地の動物救護活動と獣医療復旧に向けた取り組みに対し次により支援の対策を講じられるようお願いします。

## 記

### 1 動物救護活動に対する支援

動物救護については、動物愛護管理法に基づく動物の愛護管理施策の一環としてとらえ、被災地自治体主導による動物救護活動の展開を図るとともに、被災動物の救護活動の取り組みについて、現地の動物救護対策本部（獣医師会）に対する活動資金の提供の他、次の支援措置を講じられたいこと。

- (1) 地元動物救護対策本部（獣医師会）に対する救護用資材（動物用医薬品・医療用具、飼料、飼育管理用具など）の供給
- (2) 被災地からの避難者が帯同する被災動物について、避難者を受け入れる都道府県など自治体営の動物愛護管理センターにおける積極的な保護預かりの実施
- (3) 被災者が居住することとなる仮設住宅をはじめ被災者の救護施設における条件付きの動物飼育の許可及び保護預かり施設の設置

### 2 獣医療（動物診療）復旧に対する支援

被災地における獣医療提供の確保については、獣医療法に基づく獣医療提供体制整備施策の一環としてとらえ、被災地における獣医療復旧に向けた取り組みに対し次の支援措置を講じられたいこと。

- (1) 被災地における応急の巡回診療提供体制確保のため、被災地獣医師会（獣医師会支部、農業共済団体診療施設など）に対する動物用医薬品・医療用具、その他診療用車両などの往診用診療器具・器材の供給
- (2) 被災した動物診療施設復旧のための被災獣医師に対する再建資金の提供

## 別紙 4

### 《 原発事故避難区域飼育動物の救護対策に関する要請書 》

平成 23 年 4 月 1 日

民主党

政策調査会会長代理

獣医師問題議員連盟会長 城島 光力 様

自由民主党

組織対策本部長 森 英介 様

団体総局長 今村 雅弘 様

公明党

環境部会動物愛護管理推進委員会

委員長 高木 美智代 様

社団法人 日本獣医師会

会長 山根 義久

## 原発事故避難区域飼育動物の救護対策（要 望）

今回の大震災による被災動物救護につきましては、現在、被災地の獣医師会が地元県・市などの自治体と連携の上、現地動物救援対策本部を立ち上げ動物愛護関係団体や各地のボランティアの協力により、一時保護預かり、保健衛生確保のための診療の提供などの救護活動を開始したところです。これら震災被災動物の救護活動に対する活動資金の提供をはじめ、救護用資材（動物用医薬品・医療用具、飼料、飼育管理用具など）の供給についての支援につきましては、先に平成23年3月29日付けをもって要請したところですが、一方、福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質汚染により、原発事故発生現地において飼育されている動物及び現地から避難した方が帯同する動物についての放射線被曝の問題が生じ、これら動物に対する救護活動の停滞が懸念される場所があります。

特に立ち入り制限・避難区域（避難指示・屋内退避指示）において飼育者に遺棄された飼育管理の行き届かない被災動物については、強度の衰弱のほか、餓死することすら懸念される場所です。

つきましては、避難区域において飼育され放射線被曝が懸念される被災動物の救護に関し、下記事項について、事態が事態だけに政府自らが行きとめることについてご指導頂きたいようお願い申し上げます。

### 記

原発事故避難区域において飼育され放射線被曝のおそれのある被災動物の救護については、行政当局において現地における放射線汚染状況を踏まえた救護活動取り組みに対する判断を逐次、提示頂くとともに、救護者の放射線被曝防止及び被災動物の受け入れに当たっての除染の処置、動物福祉の観点からの安楽致死処置の適用を含めた救護ガイドラインの提示、更に救護活動については放射線防御の万全をつくしたうえで、専門知識を有する者による実施を求め、万一の放射線被曝については万全を期すること。

### 別紙5

## 《 福島第一原発 20 km圏内の家畜の有効活用に関する要請書 》

平成 23 年 5 月 25 日

内閣総理大臣  
菅 直 人 様

### 要 望 書

東日本大震災によって発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、同発電所から半径 20 km圏内について警戒区域が設定され、同区域内への立ち入りが禁止されましたが、いまなお少なからぬ家畜が同地域内に残り残されています。

これらの家畜は、同区域外への移動が禁止され、所有者の同意を得て安楽殺されるとの方針が示されていますが、区域内または区域外で一定頭数を飼育する場が確保され、学術研究など公益性の高い目的で活用されることになれば、わが国として国際的な要望に大きく応えることになるかと確信いたします。

すなわち、これらの家畜を継続飼育することによって、今後の災害予防に貢献し得る貴重な科学的データを集積することができ、さらに国内外で日増しに高まっております被災動物への福祉の要望



に、誠意をもって応えることができると考えております。

すでに、警戒区域から東京大学附属牧場へ種豚を移動させることを決定していただいておりますが、さらに関連学協会等が、取り残された家畜の有効活用についての要望を纏めつつありますので、どうか特段のご配慮をいただきたく、お願い申し上げます。

東京農工大学名誉教授・日本獣医師会会長  
山根義久

注：唐木英明東京大学名誉教授・日本学術会議副会長、山本茂行富山市ファミリーパーク園長・日本動物園水族館協会会長、吉川泰弘北里大学獣医学部教授・全国大学獣医学関係代表者協議会会長、林良博東京農業大学教授・食と地域の「絆」づくり有識者会議座長の各氏と連名で要請

## 別紙6

### 《 福島第一原発警戒区域からの家畜の移動等に関する要請書 》

平成 23 年 8 月 26 日

農林水産大臣  
鹿野道彦様

社団法人 日本獣医師会  
会長 山根義久

#### 警戒区域からの家畜の移動等について

東日本大震災によって発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、同発電所から半径 20 km 圏内について警戒区域が設定され、同区域への立ち入りが制限されましたが、その結果、警戒区域内には、多数の家畜が放置されることとなりました。

これらの家畜は、同区域外への移動が禁止され、所有者の同意を得て安楽死されるとの方針が示されておりますが、現時点でも、多数の家畜が生存し、十分なエサや水も与えられず、劣悪な環境下の中で餓死を待つ事態となっております。こうした事態は、動物福祉・愛護の精神からも看過できないことですので、事態を打開するため、別紙のことについて特段のご配慮を賜りたく要請します。

(別紙)

#### 1. 警戒区域外への家畜の移動

警戒区域内の残留家畜を警戒区域外に移動した上で、福島県内の施設において継続飼育し、被曝動物に関する貴重な科学データが集積できるよう警戒区域外への家畜の移動について配意願いたい。また、被曝動物の放射性物質の減衰研究等の学術研究の継続的な実施が可能となるよう予算措置についても配意願いたい。

#### 2. 安楽死処分の迅速化

警戒区域内の残留家畜は、安楽死処分の方針が示されているが、その処分は遅々として進んでいない。安楽死処分の迅速化を図り、劣悪な環境下の中で餓死を待っているような事態を速やかに打開願いたい。

#### 3. 死亡畜の埋却

警戒区域内の残留家畜は、十分なエサや水も与えられず、劣悪な環境下の中で餓死し、遺骸も放置されたままとなっている。このことは、動物福祉・愛護の精神に反する事態であり、人又は動物の感染症発生の根源となる恐れがあるので、遺骸の埋葬について配慮願いたい。

別紙 7

《 警戒区域内の牛の研究利用等について 》

平成 23 年 11 月 11 日

議 員 各 位

社団法人 日本獣医師会

警戒区域内の牛の研究利用等について

警戒区域内の残置家畜の学術研究活用等に対する要請につきましては、関係方面への解決指示等先生には特段のご配慮を賜りました。その結果、本会が要請して参りました事項につきましては、ようやくその解決に向けての動きが出て参りました。要請事項に対する最近の動向を報告し、この問題に真摯にお取り組み頂きました先生のお力添えに対し、衷心より感謝申し上げる次第であります。

記

1. 警戒区域内の牛の研究利用

(1) と畜前の肉用牛を活用した放射線量に関する研究が農林水産省において 11 月 9 日から公募された。

(2) 繁殖・育成牛を活用した放射性物質の体内汚染分布地図の作成に関する研究が北里大学を事業主体に次の計画概要により開始される。

事業名：原発事故における中線量率区域の繁殖雌牛を用いた体内汚染分布地図の作成（仮称）

事業期間：平成 23 年 11 月～24 年 3 月

事業主体：北里大学

事業協力：岩手大学、酪農学園大学、帯広畜産大学、日本獣医師会

事業実施場所：南相馬市

使用動物数：繁殖・育成牛約 30 頭。

2. 安楽死処分の迅速化

警戒区域内には、離れ牛として 1,000 頭がいると推定され、残置家畜の安楽死処分を迅速化し、劣悪な環境下の中で餓死を待っているような事態を打開することを要請していたが 11 月初旬現在で 300 頭が安楽死処分、100 頭が捕獲されるなど、安楽死処分活動が継続されている。

3. 死亡畜の埋却

警戒区域内の遺骸の埋葬について措置することを要望していたが、別添（略）のとおり、改善されてきている。

別表3

平成24年3月31日

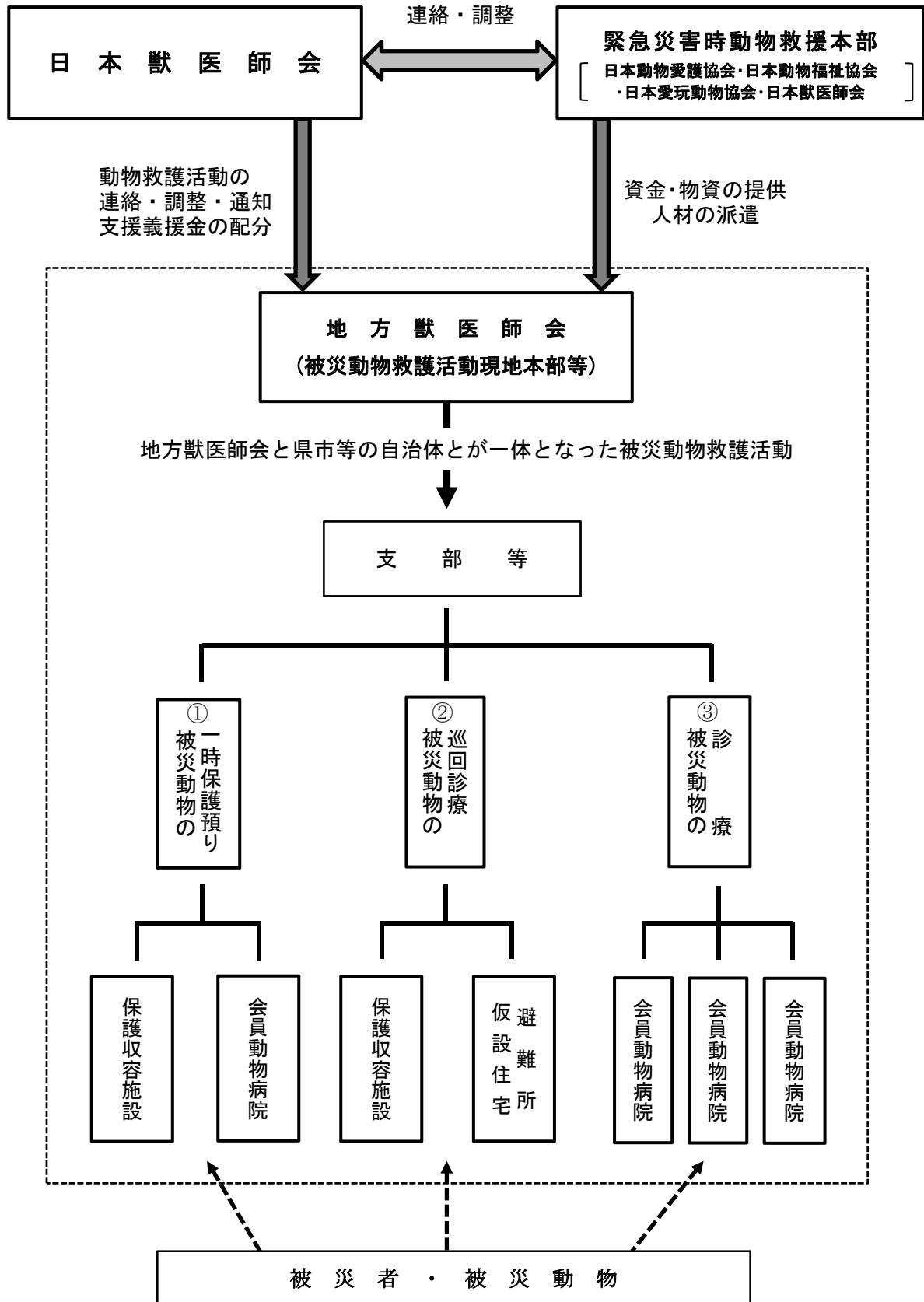
## 東日本大震災に係る支援義援金及び救援見舞金の配分（拠出）

(円)

地域	獣医師会	支援義援金			救援見舞金			合計	
		被災動物救護活動支援	地域獣医療復旧活動支援	小計	被災会員獣医師救援見舞金	事務機能復旧等救援見舞金	会費の減免補てん見舞金		小計
被災地域	青森県	1,000,000	500,000	1,500,000	100,000	200,000	0	300,000	1,800,000
	岩手県	2,000,000	6,000,000	8,000,000	1,300,000	200,000	0	1,500,000	9,500,000
	宮城県	11,010,000	12,500,000	23,510,000	4,000,000	600,000	216,000	4,816,000	28,326,000
	仙台市	7,750,000	11,000,000	18,750,000	2,200,000	700,000	0	2,900,000	21,650,000
	福島県	10,720,000	7,000,000	17,720,000	2,400,000	400,000	252,000	3,052,000	20,772,000
	茨城県	3,000,000	2,500,000	5,500,000	300,000	400,000	0	700,000	6,200,000
	栃木県	2,000,000	500,000	2,500,000	0	200,000	0	200,000	2,700,000
	千葉県	2,000,000	4,000,000	6,000,000	600,000	200,000	0	800,000	6,800,000
小計①	39,480,000	44,000,000	83,480,000	10,900,000	2,900,000	468,000	14,268,000	97,748,000	
その他の地域	神奈川県	3,000,000		3,000,000					3,000,000
	新潟県	1,000,000		1,000,000					1,000,000
	北海道	1,000,000		1,000,000					1,000,000
	秋田県	500,000		500,000					500,000
	山形県	500,000		500,000					500,000
	埼玉県	500,000		500,000					500,000
	東京都	1,000,000		1,000,000					1,000,000
	横浜市	1,500,000		1,500,000					1,500,000
	川崎市	1,000,000	—	1,000,000	—	—	—	—	1,000,000
	石川県	500,000		500,000					500,000
	長野県	1,500,000		1,500,000					1,500,000
	京都府	200,000		200,000					200,000
	和歌山県	200,000		200,000					200,000
	香川県	400,000		400,000					400,000
	福岡県	400,000		400,000					400,000
沖縄県	200,000		200,000					200,000	
小計②	13,400,000		13,400,000					13,400,000	
合計①+②	52,880,000	44,000,000	96,880,000	10,900,000	2,900,000	468,000	14,268,000	111,148,000	

\*カッコ内は累計配分額

### 東日本大震災に係る被災動物救護活動の概念図



## 第2 事業報告

### A 政策提言活動等

#### 獣医療政策提言等の要請活動等

- (1) 平成 23 年 9 月 15 日付け 23 日獣発第 179 号  
動物介在諸活動に係る施策の推進等について（要請）【別記 1】  
要請先：環境省自然環境局長  
文部科学省初等中等教育局長
- (2) 平成 23 年 9 月 27 日付け 23 日獣発第 178 号  
獣医師及び動物医療に関する施策の推進について（要請）【別記 2】  
要請先：農林水産省消費・安全局長  
農林水産省経営局長
- (3) 平成 23 年 9 月 27 日付け 22 日獣発第 188 号  
家畜衛生と公衆衛生分野の連携の推進について（要請）【別記 3】  
要請先：農林水産省消費・安全局長  
農林水産省経営局長  
厚生労働省健康局長  
厚生労働省医薬食品局長  
全国 16 獣医学系大学関係学部等代表者
- (4) 平成 23 年 10 月 19 日付け  
獣医師・獣医療及び動物の福祉施策推進に関する要請【別記 4】  
要請先：公明党
- (5) 平成 23 年 11 月 28 日付け 23 日獣発第 267 号  
公務員獣医師人材確保のための処遇改善対策に関する要請【別記 5】  
要請先：各都道府県知事

【別記 1】

#### 《動物介在諸活動に係る施策の推進等に関する要請》

環境省自然環境局長  
渡 邊 綱 男 様

23 日獣発第 179 号  
平成 23 年 9 月 15 日

社団法人 日本獣医師会  
会 長 山 根 義 久

動物介在諸活動に係る施策の推進等について（要請）

日頃より本会事業運営につきましては、種々ご高配とご指導をいただいておりますことを御礼申し上げます。

さて、日本獣医師会においては、子供たちの教育課程における動物の飼育体験が心の健康教育としての情操教育効果を発揮することに着目し、学校飼育動物活動の推進について一層のご理解をお願いしてきたところです。

近年、学校における動物飼育は、命の大切さ、愛する心、思いやりの心などの情操教育効果とともに児童生徒の年間を通じて、動物の世話やふれあうことから心身の健康な発達ならびに豊かな人間性の涵養に寄与することが評価され、小学校の学習指導要領にも生活科、理科において取り入れられております。

また、動物の愛護及び管理に関する法律においては、動物の愛護と適正な飼養に関し、普及啓発を図る場所として「学校」が明記され、各地方獣医師会においては学校から相談があればいつでも協力できるような支援体制作りを努めてまいりました。

今後、獣医師が学校で飼育されている動物の習性、正しい飼い方、接し方、健康管理及び衛生管理等について指導、助言、支援する体制をさらに全国に広げるためには、当該活動を地方獣医師会における公益活動として位置付けとともに活動の標準化のためのガイドラインが重要であると判断し、本会の事業運営機関である小動物臨床部会の学校動物飼育支援対策検討委員会（委員長：近藤信雄日本獣医師会副会長）において検討を行い、検討の結果を別添報告書「学校動物飼育支援活動の標準化に向けて（活動のガイドライン）」として取りまとめたところです。

つきましては、貴省におかれては、別添報告内容をご理解いただいた上は、学校における動物飼育体験を通じての児童・生徒に対する動物愛護・福祉精神の涵養等の施策の推進に当たり、当該報告書の内容をご活用され、なお、一層の動物介在諸活動の推進にご尽力いただきますようお願いいたします。

注：文部科学省初等中等教育局長にも上記と同様内容を要請

## 【別記2】

### 《 獣医師及び動物医療に関する施策の推進に関する要請 》

23日獣発第178号

平成23年9月27日

農林水産省消費・安全局長

高橋 博 様

社団法人 日本獣医師会

会 長 山 根 義 久

#### 獣医師及び動物医療に関する施策の推進について（要請）

日頃より本会事業運営につきましては、種々ご高配とご指導をいただいておりますことを御礼申し上げます。

平成23年3月11日、東北・関東地方を未曾有の大災害が襲い、獣医療提供施設への被災とともに発災直後の混乱の中で、獣医療の提供は困窮を極め、多くの動物の命が失われるにまかせる悲惨な状況に陥ることとなりました。このような中で、多方面からご支援をいただき、被災地においては、被災動物の救護活動、獣医療の提供復旧に最善の努力が傾注されているところであります。

さて、平成22年に宮崎県において発生いたしました口蹄疫は、地域社会・地域経済への被害にとど

まらず、国民生活全体に多大な影響を与える結果となりました。我が国で二度と今回のような事態が起らないように今後の防疫体制の改善方向を検討するための口蹄疫対策検証委員会が設置され、当該委員会の報告書において産業動物に係わる獣医療を実効のあるものとするように強化推進すべきとの提言がなされております。

また、一方では、家庭動物の飼育が一般化している中で、飼育者の生活スタイルに応じた飼育形態の多様化に伴い、小動物医療に求められるニーズも多様化・高度化し、診療の質の向上をもって社会ニーズに応えることが必要となっておりますが、獣医師に知識や技能を修得させる基礎となる既存の獣医学教育や卒後臨床研修等の体制は十分ではないと指摘されているところであります。

本会においては、事業運営機関である産業動物臨床部会の中に産業動物臨床・家畜共済委員会（委員長：山根義久日本獣医師会会長）及び小動物臨床部会の中に小動物臨床委員会（委員長：細井戸大成日本獣医師会理事）を設置し、動物医療に係る制度的課題を含め今後の施策推進の方向等について検討を行い、それぞれ現状と課題について整理するとともに、課題に対する対応の方向等を別紙報告書（略）として取りまとめたところです。

つきましては、貴省におかれては、別添報告内容をご理解いただいた上は、平成22年8月に公表された「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（第三次）」に基づいて平成23年度内に策定される「都道府県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画」への反映を含め、獣医師及び動物医療関連施策の一層の推進において活用賜りたく特段のご高配をお願いする次第であります。

注：農林水産省経営局長にも上記と同様内容を要請

### 【別記3】

#### 《 家畜衛生と公衆衛生分野の連携の推進に関する要請書 》

23日獣発第188号  
平成23年9月27日

農林水産省消費・安全局長  
高橋博様

社団法人 日本獣医師会  
会長 山根義久

#### 家畜衛生と公衆衛生分野の連携の推進について（要請）

日頃より本会事業運営につきましては、種々ご高配とご指導をいただいておりますことを御礼申し上げます。

さて、近年にける世界人口の増加や急速な経済発展に伴う自然環境破壊の進行、人と物の移動のグローバル化・スピード化に伴い、新型インフルエンザ、高病原性インフルエンザ等の新興感染症の発生が増加し、国際的かつ重大な社会・経済問題を引き起こす要因となっております。特に、人の感染症の多くは動物との共通感染症であると言われ、生態系の変化や地球温暖化、人と動物の接触機会の増加等の多くの要因が複雑に関連し、その発生予防及びまん延防止には広範な分野の関係者が連携して取り組むことが必要となっております。

このような中で、家畜衛生と公衆衛生分野に従事する獣医師は、それぞれの立場から共通感染症対策に取り組んでいるところでありますが、この分野における獣医師は公務員の占める割合が高く、この分野での主体的な役割を担っている公務員獣医師の不足が深刻な問題となっているとともに、縦割

り行政が弊害となって両分野での連携が不十分であることも課題となっております。

本会においては、両分野の獣医師を構成員としている団体として両分野の連携推進を図るため、事業運営機関である畜産・家畜衛生部会の中に家畜衛生委員会（委員長：榛葉雅和日本獣医師会理事）及び公衆衛生部会の中に公衆衛生委員会（委員長：森田邦雄日本獣医師会理事）を設置し、両委員会合同による会議を開催し、公務員獣医師の確保対策を含め家畜衛生と公衆衛生分野の連携推進上の課題とそのあり方について検討を行い、対応の方向等を別紙報告書（略）として取りまとめたところであります。

つきましては、貴省におかれては、別添報告内容をご理解いただいた上は、家畜衛生分野と公衆衛生分野の人事交流をはじめ、人材のネットワークの構築と情報の共有化、共通感染症に関する学際的調査・研究及び家畜衛生・公衆衛生分野による共同調査研究事業の企画、支援等家畜衛生と公衆衛生分野の連携強化に特段のご高配を賜りたくお願いする次第であります。

注：農林水産省経営局長、厚生労働省健康局長、厚生労働省医薬食品局長にも上記と同様内容を要請。併せて獣医学系大学関係学部等代表者にも同様内容及び獣医事関連行政カリキュラムの充実について要請

#### 【別記4】

#### 《 獣医師・獣医療及び動物の福祉施策推進に関する要請書 》

平成23年10月19日

#### 獣医師・獣医療及び動物の福祉施策推進に関する要請

本年3月、東北・関東地方を未曾有の大災害が襲い、獣医療施設への被災とともに、発災直後の混乱の中で、獣医療の提供は困窮を極め、多くの動物の命が失われるにまかせる悲惨な状況に陥りました。多方面からのご支援をいただき、被災地においては、被災動物の救護活動、獣医療の提供復旧に最善の努力が傾注されているところでありますが、今もなお劣悪な環境の中を放浪する動物を救護できていないのが、現状であります。獣医師会としても動物保護に組織をあげて対応しているところであり、関係各位のご支援を引き続きお願いする次第であります。

さて、世界人口の増加や自然環境破壊の進行、人と物の移動のグローバル化・スピード化に伴い、口蹄疫、トリインフルエンザ、狂犬病などの「新興・再興感染症」の発生が増加し、国際的かつ重大な社会・経済問題を引き起こす要因となっており、これに対する危機管理への備えが求められています。

また、イヌやネコなどの飼育頭数が、15歳以下の子供の人口を凌駕するまでに増加し、「家族の一員・生活の伴侶」として、国民生活に浸透するとともに、動物が人の医療・介護・福祉や学校教育分野において担うべき社会的役割が重みを増しています。しかし、一方においては、人の都合によって多数の家庭動物が殺処分されております。

これらは、いずれもが、動物の健康確保や動物の福祉の増進に配慮した適正管理により達成し得る課題であります。そのような状況の下、動物の保健衛生の向上、動物関連産業の振興、そして公衆衛生の向上を責務とする獣医師並びに獣医療に対する社会的期待は高まっております。

獣医師及び獣医療が今後とも社会的期待に応えていけるよう日本獣医師会としても鋭意努力する所存であります。そのような背景を考慮し、①悪性動物伝染病に対する緊急防疫体制の整備、②獣医療需要の動向に即した獣医師確保と適正配置、③獣医療提供の質の確保、④動物の福祉の増進と適正管理、また、⑤獣医師養成の基盤となる大学の獣医学教育の改善、更に、⑥食品の安全性確保をはじめ



め獣医師・獣医療並びに動物の福祉及び保護管理に係る中央行政組織の縦割りを廃し再編による一元化の推進、について以下のとおり要請します。

## 1 口蹄疫などの悪性動物伝染病に対する防疫体制の整備・充実

### 〔課 題〕

- (1) 宮崎県下における口蹄疫発生例をみるまでもなく、人及び物の移動のグローバル化や地球環境の温暖化等に伴い「新興・再興感染症」の発生リスクが高まっている。口蹄疫、高病原性トリインフルエンザ、狂犬病など社会経済への影響が甚大である悪性家畜伝染病に対する迅速・的確な防疫の実施体制について不断の整備と国際間の協調・連携が求められる。
- (2) 特に、狂犬病については、中国など東アジア近隣諸国の惨状を目の当たりにし、更に、国内でも外国船籍船舶における搭載犬の不法上陸等により、侵入リスクは増大してきているが、狂犬病予防法により犬所有者の義務とされている国内飼育犬の登録率は5割水準、定期予防注射の実施率は4割水準となっている。家庭動物としての犬の飼育が増加するなど国民生活における人と動物の絆が増してきているところであり、予防対策の徹底が求められる。

### 〔対 応〕

- (1) 水際防疫としての動物検疫措置を強化するとともに、国内防疫の実効性を確保するため、①防疫要員の確保を含む防疫実施体制の整備、②国、自治体、獣医師会等の民間組織の役割分担と連携の確保、③検査・診断機能の強化、④防疫対策推進に伴う財政措置の充実を図る。
- (2) 特に、国内発生予防とまん延防止対策については、今回の口蹄疫発生に伴う防疫対応の検証を踏まえ、都道府県行政当局と獣医師会等の民間団体、民間獣医師による地域における緊急防疫に備えた家畜防疫・衛生ネットワーク体制の整備を推進する。
  - ア 家畜伝染病予防法に基づく防疫業務の遂行に当たる「家畜防疫員」について、都道府県職員のほか民間獣医師の任命を推進することとし、そのために全国的規模での獣医師人材マップを策定すること
  - イ 緊急防疫に備えた地域における官民一体となった防疫要員部隊を編成し、役割分担を明確にするとともに、定期的な防疫実動訓練及び防疫技術研修の推進による防疫技術の質の確保を図ること
  - ウ 緊急防疫の円滑な実施を図るため、①防疫用資材の備蓄、防疫活動執務費用・手当に係る財政措置及び②緊急防疫出動時により空洞化する派遣元の産業動物診療提供体制の確保など民間家畜防疫員の出動体制を整備すること
- (3) 狂犬病侵入防止を図るため、水際防疫としての動物検疫措置を強化するとともに、狂犬病対策に係る自治体事務（犬の登録、定期予防注射の実効確保など）が獣医師会との連携の下で組織的に円滑に推進されるよう地域での取り組みを強化する。また、狂犬病対策が広く国民的理解の下で推進されるようにするため、国は、狂犬病予防措置が犬の所有者の責務であることを広く普及・啓発する。

## 2 獣医療需要に即した獣医師確保と適正配置（獣医師就業の偏在の是正）

## 〔課 題〕

- (1) 新規獣医師の小動物診療分野への継続的な就業割合の増加（全体の5割水準）や、産業動物診療分野の診療獣医師の不足と地方自治体の家畜衛生・公衆衛生部門勤務の公務員獣医師の採用難により獣医師就業の職域偏在が顕在化している。
- (2) 産業動物診療獣医師の所得は、小動物診療獣医師の所得水準に比し低水準。また、都道府県の獣医師専門職公務員の給与については、4年制教育課程を前提とした栄養士、臨床検査技師等が対象となる医療職給料表（二）が便宜的に適用されること等から、医師専門職に比し、初任職員、所長職等の幹部職員のいずれにおいても月額20万円を超える格差が存在する。

## 〔対 応 策〕

- (1) 産業動物診療部門及び公務員獣医師部門への獣医師誘導対策（獣医師融通のための全国獣医師バンク構想、産業動物診療獣医師修学資金給付制度の拡充などによる獣医系学生の就業誘導策）の整備・充実を図る。
- (2) 獣医師の不足職域とされる産業動物部門及び公務員部門に就業する獣医師の処遇について次により改善を図る。
  - ア 産業動物診療の基盤となる家畜共済事業の運営の改善（診療技術提供の技術料水準への適正反映（「家畜共済診療点数表」の改善））
  - イ 公務員獣医師の給与改善（獣医師専門職給与表の制定、初任給調整手当の整備・充実、給与調整額（率）の引き上げなど）及び保健所長等の公衆衛生管理職ポストへの獣医師職員の積極登用
  - ウ 都道府県の家畜衛生対策事業に従事する民間獣医師雇上げ政府予算単価（現行：1日1人 12,850円）の引き上げ

### 3 獣医療提供の質の確保（チーム獣医療提供体制の整備・充実）

## 〔課 題〕

- (1) 家庭動物の飼育の増加と同時に、診療提供に対する飼育者からの要請も高度化、かつ、多様化してきており、診療施設間及び獣医師と獣医師の診療業務（動物の診断・治療など）をアシストする獣医療従事専門職とによる機能分担体制の整備が求められる。
- (2) 獣医療に係る国家資格は、「動物の診療」を業務とする獣医師のみ、一方、人の医療においては、医師、歯科医師に加え、コメディカル医療専門職（臨床検査技師、診療放射線技師、看護師、保健師など）20職種以上が国家資格として制度化されている。獣医療においても、獣医師とともに公的資格の付与された獣医療従事専門職とのチーム医療による質の保証体制の整備が求められる。
- (3) また、産業動物診療部門及び公務員獣医師部門においても、慢性的獣医師不足の状況にあり、獣医師専門職の業務をアシストするに足る公的資格の付与を前提とした獣医療従事専門職の養成制度の必要性に迫られている。

## 〔対 応 策〕

### (1) 地域における動物診療提供体制の計画的整備

獣医師法に基づく卒後臨床研修制度の実効の確保及び一次診療と二次診療（高度専門医療など）の地域ネットワーク体制の整備を獣医療法に基づく獣医療体制整備基本計画に位置づけ計画的整備を推進する。

### (2) チーム獣医療提供体制整備のための獣医療従事専門職公的資格の制度化

獣医師と動物看護職などの獣医療従事者との連携確保による動物診療の質の確保・保証システム（チーム獣医療）の整備を推進するため、①まず、獣医師の補助職として就業する動物看護職の技術・知識の高位平準化（動物看護職の養成のための教育課程の整備と現状の民間資格認定の統一の実施など）を図った上で、②獣医療従事専門職（獣医療技術士（仮称）の公的資格制度化に向け法整備（国家試験と大臣による免許の付与）を行う。

## 4 動物の福祉の増進と適正管理対策（動物愛護管理法の制度見直し）

### 〔課 題〕

(1) 平成17年の動物愛護管理法の改正などこれまで種々の規制の整備が図られてきたが、依然として動物福祉の概念に反した動物の生産、取り引き、飼育、加えて無責任な飼育者による安易な動物の引き取り依頼や飼育の放棄、更には動物虐待事例も散見される。

(2) 今回の動物愛護管理法の見直しに際しては、法の目的（国民の間の生命尊重・情操の涵養と動物の適正な取扱いによる人の生命・財産の侵害の防止）を達成する上において、動物の所有者及び動物取扱業の責務規定（いわゆる「所有者責任原則」）の遵守の徹底が重要であるとの観点に立ち、所有者責任原則に基づく日本型の動物福祉・愛護施策が広く国民的理解の下で推進・定着するよう措置する必要がある。

### 〔対 応 策〕

#### (1) 「動物の所有者の責務」としての個体識別に関する事項（第7条）

ア 動物に対する所有の明示措置は、「所有者責任原則」担保の基本となる。家庭動物の殺処分数の削減、また、生産・流通・飼育履歴に関してのトレーサビリティを確保する上においても動物の個体識別の措置と登録・管理、更に登録データによる所有者の照会・確認から譲渡の適正化に至る一連のシステムの整備を行う必要がある。

イ 動物の個体識別の措置は、①確実に識別でき、また、データの管理が容易であること。②標識を容易に脱落・取り外すことができず、かつ、動物の一生涯に渡る永続性が求められることから、個体識別器具として国際標準化されているマイクロチップ（以下「MC」という。）によるべき旨に統一する。

ウ 現在、一般飼育者が飼育する犬・猫などの家庭動物については、動物愛護公益3団体と日本獣医師会が共同で動物ID普及推進会議を立ち上げ、①飼育者の求めに応じMCの埋め込みと個体データの登録管理、②逸走動物等の保護者又は行政機関からの個体情報照会に至る一連の個体情報登録管理・照会対応業務を実施してきている。

今後、動物に対する個体識別の措置を「動物の所有者の義務」として規定し、①犬・猫などの

家庭動物を含め個体識別措置についてはMCによる識別方法に統一した上で、②地方公共団体による第35条の規定に基づく引き取り動物及び第36条の規定に基づく負傷・死亡収容動物に対する個体情報の読みとり確認、譲渡する際のMCの埋め込み、不妊・去勢手術の業務をルーチン化するとともに、③個体識別情報の登録・管理、及び個体識別情報を活用しての飼育者照会や適正譲渡に応えるシステムの一層の整備を図る。

## (2) 動物取扱業の規制に関する事項（第10条から第24条）

ア 動物の取り引きに当たっては、①動物の引き渡し時における購入者に対する販売者責任の発揮（購入者に対する所要事項の説明と購入者の所有者責任履行の意志確認）、②動物の取り違えや購入者からのクレームの対処、③長時間輸送、終日展示等による動物のストレス回避の観点から「対面販売の原則」を適用するとともに、各種動物の生理的特性を踏まえた展示許容時間や販売時間帯の規制を導入する。

イ 幼齢動物の販売規制のあり方の検討に当たっては、欧米基準を一律に適用することではなく、各種動物の社会化適応必要期間と母動物からの移行抗体獲得必要期間についての科学的知見をもとに判断するとともに、特に社会化適応期間については、生産者（ブリーダー）、販売業者、そして最終飼育者それぞれの果たすべき役割・責務を念頭に現実的対処を検討する。

ウ 動物の生産者（ブリーダー）、販売業者における飼育・販売対象動物の衛生管理状況を含む、生産・販売履歴の作成、保管、購入者に対する開示の徹底を求め、トレーサビリティの確保を図る。

なお、生産者（ブリーダー）における飼育動物の衛生管理対策の向上に資するため、繁殖供用動物の年齢、年間供用回数、特定遺伝性疾患排除のための繁殖供用制限規定を検討する。

エ 動物取扱業者単位で選任する動物取扱責任者に課される研修については、その受講の要件を緩和し獣医師については対象から除外する。

## (3) 地方公共団体の保護・引き取り犬及び猫の譲渡の推進等に関する事項（第35条から第37条）

保護・引き取り動物の殺処分処置を減少させるため、地方公共団体の行政機関から直接地域住民に対する個人譲渡に加え、いわゆる民間保護団体への一括団体譲渡と当該団体からの広域的個人譲渡を推進させるため、民間保護団体の育成・強化と適正な保護預り及び譲渡機能の整備を推進する。

なお、譲渡対象動物については、不妊・去勢手術とMC個体識別による登録の義務化を図る。

## (4) 地方公共団体の動物の愛護・適正管理施策の推進機能の強化等に関する事項（第34条から第39条及び第3条）

ア 地方公共団体の動物愛護担当部局における獣医師専門職による「動物愛護担当職員」の配置と動物愛護管理センター等の施設・設備等の機能を強化することにより、動物取扱業等の関係業態に対する監視・指導及び動物飼育者に対する「所有者責任原則」の普及・啓発体制の整備を推進する。

イ 地方公共団体における動物愛護推進員の委嘱と動物愛護推進協議会の組織化を推進するとともに、国、地方自治体及び動物愛護推進協議会による動物愛護国民運動の展開により普及・啓発活動を発展・整備する。

ウ 学校における動物の飼育活動を初等教育課程の中で心の健康教育（動物介在教育）として適正に評価し、学校と獣医師会との連携の中で組織的、かつ、安定的に推進されるよう、①教育委員会主導による獣医師の学校への派遣の仕組み作りと、②教員に対する研修会、研究発表会等の実施及び大学の教員養成課程における動物介在教育カリキュラムの整備を推進する。

#### (5) 動物を科学上の利用に供する場合の方法等に関する事項（第41条）

第41条の見直しに当たっては、実験動物取扱施設における動物取り扱い状況等の情報開示による透明性の確保を一層進展させるとともに、規制の強化が我が国科学技術研究の持続的発展の基盤に支障をきたすことのないよう現実的な対応（①実験動物取扱施設における実験動物の適正な取扱いに関する教育・訓練の義務化、②実験動物取扱施設における獣医師専門職技術者の配置の推進）を検討する。

### 5 獣医学教育の改善（整備・充実）

#### 〔課 題〕

- (1) 獣医学の教育年限が6年に延長され30年経過したが、要となる専任教員の確保は進展していない。「大学設置基準」における獣医師養成課程の専任教員数は28人のままとっている（同じ医療に係る専門職業人養成課程の医学部は130人以上、歯学部は75人以上）。
- (2) 全国16の獣医学系大学のうち、米国・EU国際認定基準に適合する大学はなく、獣医師国家試験の出題範囲に対応した最低限の講座（研究室）すら下回る大学が存在するのが実情。特に獣医師の任務の根幹をなす動物臨床、家畜衛生・獣医公衆衛生等の実務教育の不備が指摘され続けてきている。

#### 〔対 応 策〕

獣医学教育を国際通用性のある専門職業人養成課程とするため、「大学設置基準」における専任教員数と施設・設備の要件を引き上げた上で（「獣医学教育の改善目標（大学基準協会）」の専任教員数は72人以上）、現行の16の獣医学系大学の獣医師養成課程を学部体制に整備する。

特に、戦後65年間にわたり農学部の中の1学科として存在する国立大学の小規模すぎる獣医師養成課程については、スケールメリットを最大限生かし、複数大学の共同による「共同獣医学部」とする。それがかなわない場合は、再編統合を行う。

### 6 獣医療・食品安全・動物福祉保護管理行政組織の一元化

#### 〔課 題〕

- (1) 我が国の動物関係中央行政組織は、①獣医師・獣医療制度や家畜衛生・動物薬事対策の所管が農林水産省、②狂犬病等の人と動物の共通感染症対策や食肉・食鳥衛生検査等の食品衛生対策の所管が厚生労働省、③動物の福祉・愛護対策や野生動物保護管理等の生物多様性保全対策が環境省、④学術の振興、獣医学教育・研究体制の整備が文部科学省、⑤食品に対するリスク評価の所管が内閣府と1府4省の複数の省庁にまたがる。
- (2) 一方、動物関係行政を所掌する法令は多岐でその目的は異なるものの、①関係する施策はすべて獣医師専門職が担う職責としての動物の診療及び保健衛生対策、家畜伝染病防疫・公衆衛生の確保や動物の適正管理・動物福祉の増進を基盤とするところであり、また、②獣医師が以上の任

務を遂行するに当たっては、動物の福祉の増進・愛護精神の高揚を含め適正獣医療提供に係る獣医師の職業倫理と一体不可分の関係にある。

### 〔対 応 策〕

行政組織の簡素化・効率化、縦割り行政の解消などの観点に立ち、国民視点に立った行財政改革と行政サービスの提供が行われるよう、家畜伝染病の防疫をはじめとする獣医事行政、食品安全確保行政及び動物の福祉・野生動物管理行政などの1府4省にまたがる動物関係行政を一元的に所管する「獣医療局（仮称）」の設置を求める。

#### 【別記5】

#### 《 公務員獣医師人材確保のための処遇改善対策に関する要請 》

23日獣発第267号

平成23年11月28日

都道府県知事各位

社団法人 日本獣医師会  
会 長 山 根 義 久

#### 都道府県勤務獣医師（公務員獣医師）人材確保のための処遇改善対策について（要請）

今日、我が国の社会経済、国民生活を巡る情勢をみると、食の安全・安心の確保、高病原性鳥インフルエンザや狂犬病等の人と動物の共通感染症に対する危機管理対策の整備が喫緊の課題とされております。

また、昨年宮崎県下で発生した口蹄疫は、爆発的に感染が拡大し、蔓延防止のためのワクチン接種、殺処分が行われた結果、最終的な殺処分頭数は我が国畜産史上最大規模の約29万頭に及び、地域社会・地域経済に甚大な被害をもたらしました。今回の口蹄疫発生に係る防疫対応を検証し、今後の改善の方向を提案するために農林水産省に設置された口蹄疫対策検証委員会の報告書においては、都道府県などで家畜衛生行政などに関わる公務員獣医師の確保が円滑に行われていないことを指摘しています。

一方、人と動物の共生社会の構築が国民的課題とされ、イヌ、ネコ等の小動物が伴侶動物として広く一般家庭に、更には、人の介護・福祉、学校教育分野への社会参加が進展する中、動物愛護・福祉対策や野生動物保護をはじめとする自然環境保全対策の整備が強く求められる等、獣医師及び動物医療の果たす役割に対する社会的期待が高まってきておりますが、これら、食品衛生、動物衛生、動物愛護・福祉対策の都道府県行政における担い手の中心は公務員獣医師であります。

このような中でさらに、昨年8月に農林水産省が公表した「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」においては、産業動物分野及び公務員分野への新規獣医師の参入の減少を指摘し、産業動物獣医師及び都道府県等公務員獣医師の確保対策の必要性を述べています。

公務員獣医師の確保難の最大の要因は、高度専門技術職としての処遇の確保が図られていないところにあり、都道府県の家畜衛生職域に在職する公務員獣医師により組織される家畜衛生職員会からも、別紙写しのとおり、都道府県における獣医師職員の人材確保のための待遇改善について要請を受けたところであります。

つきましては、貴県におかれましても、公務員獣医師の人材確保を図るため、公務員獣医師については、6年間の獣医学教育課程を修め、かつ、国家資格を有する高度専門職業人として、処遇対策の充実を図られるよう要請します。



## B 個別事業報告

### I 公益目的事業

#### 公益 I 獣医師道の高揚及び獣医事の向上並びに動物の福祉・適正管理対策の推進に関する事業

#### 1 部会委員会等運営事業（獣医事及び動物福祉適正管理対策関係）

##### (1) 職域別の部会委員会の運営

各職域に係る諸課題については、①平成 21 年度に定められた検討テーマについて協議検討結果を報告書として整理取りまとめの上、各部長が理事会において報告した。報告内容については、理事会において協議の上、日本獣医師会及び地方獣医師会の事務・事業活動に反映させるとともに、情報媒体を通じ提言等を行ったほか、獣医事等の政策課題については、関係省庁・団体・機関に対し要請活動を行った。②平成 23 年度については、前期委員会の任期満了に伴い、三役及び 7 つの部会を統括する職域理事である部長が委員会の検討テーマを別記のとおり決定した後、日本獣医師会職域別部会運営規程に基づき、職域理事候補者の推薦母体である、地区獣医師会連合会及び各職域理事の推薦母体の特定団体から推薦された委員候補者及び学識経験を有する者の中から、各委員会の検討テーマに相応しい人材を会長と部長で選考の上、委嘱し、今期の部会委員会として発足し、引き続き地方獣医師会の部会組織とも連携を確保しながら委員会において協議・検討を行った。

なお、各部会委員会の会議概要は、委員会開催後、逐次、日本獣医師会ホームページに掲載した。

#### 【別記】

#### 部会委員会（常設委員会・個別委員会）の構成と検討テーマ

##### 1 常設委員会

部 会	委 員 会	検 討 テ ー マ
学 術 部 会	学 術 ・ 教 育 ・ 研 究 委 員 会	獣医学教育体制の整備・充実に向けて - モデル・コアカリキュラムの実践体制の確保 と外部評価の実施体制の整備 -
産 業 動 物 臨 床 部 会	産 業 動 物 臨 床 ・ 家 畜 共 済 委 員 会	産業動物獣医療提供体制の整備に向けて - ①食の安全確保における産業動物獣医療の 果たす役割、②家畜共済事業の整備・充実（産 業動物診療獣医師の確保対策を含む。） -
小 動 物 臨 床 部 会	小 動 物 臨 床 委 員 会	小動物獣医療提供体制の整備に向けて -①小動物臨床研修カリキュラムの整備、② 家 庭動物に対する終末期獣医療提供の提供（安楽 死処置の在り方を含む） -
畜 産 ・ 家 畜 衛 生 部 会	家 畜 衛 生 委 員 会	家畜衛生と公衆衛生の協働に向けて -家畜衛生から公衆衛生への意見、公衆衛生か ら家畜衛生への意見-
公 衆 衛 生 部 会	公 衆 衛 生 委 員 会	同 上



動物福祉・愛護部会	動物福祉・適正管理対策委員会	緊急時動物救護取り組み体制のあり方 -中央・地域の取り組み体制の再構築及び獣医師会と行政当局・動物愛護関係団体との連携のあり方など-
職域総合部会	総務委員会	新公益法人制度移行に向けての課題と対応 -認定(認可)申請と移行後の獣医師会運営の課題-

## 2 個別委員会

部会	委員会	検討テーマ
学術部会	獣医師生涯研修事業運営委員会	日本獣医師会獣医師生涯研修事業の企画・運営など
小動物臨床部会	動物看護職制度在り方検討委員会	動物看護職統一認定に向けての課題と対応 -統一認定機構の位置づけと運営体制の確保及び統一認定に向けて関係団体・教育機関の果たす役割など-
	療法食の在り方検討委員会	療法食の在り方に係る課題と対応
動物福祉・愛護部会	学校動物飼育支援対策検討委員会	動物介在教育としての学校動物飼育活動の位置づけと取り組み
	日本動物児童文学賞審査委員会	日本獣医師会日本動物児童文学賞の選考及び審査など
職域総合部会	野生動物対策検討委員会	保全医学の観点を踏まえた野生動物対策の在り方 -対策の実施及び推進のための具体的手順-
	日本獣医師会雑誌編集委員会	日本獣医師会雑誌(日獣会誌)の企画及び編集

### ア 関係する各部会の委員会の開催と検討状況

#### (ア) 産業動物臨床部会

##### 産業動物臨床・家畜共済委員会

- a 平成21年度から「産業動物医療提供体制の整備に向けて-①新たな獣医療基本計画の制定に当たっての対応、②食の安全確保における産業動物診療獣医師の果たす役割、③家畜共済事業の整備・充実(産業動物診療獣医師の処遇確保を含む。)など-」を検討テーマとして議論した、産業動物臨床・家畜共済委員会〔委員長：穴見盛雄(日本獣医師会理事)(前年度で退任)、副委員長：横尾 彰(日本獣医師会理事)(委員長代理)〕は、第12回委員会を平成23年5月25日に開催し、検討結果について、報告書「産業動物獣医療提供体制の整備に向けて」として取りまとめ、関係省庁、全国獣医学系大学、関係職域団体等へ要請活動を行った。
- b 平成23年度の産業動物臨床・家畜共済委員会〔委員長：麻生 哲(日本獣医師会理事)、副委員長：横尾 彰(日本獣医師会理事)〕は、「産業動物獣医療提供体制の整備に向けて-①食の安全確保における産業動物獣医療の果たす役割、②家畜共済事業の整備・充実(産業動物診療獣医師の確保対策を含む。)-」を検討テーマとし、新たに委嘱された委員により検討をすることとした。第13回委員会を平成23年9月15日に開催し、家畜伝染病予防法一部改正について、農林水産省担当官から説明を受けた後、前期委員会での報告書等について関係省庁等へ要請活動を実施した旨が説明され、その後、今期の検討テーマに関して意見交換を行った。次回会議以降の検討に資するため、地方獣医師会を通じて動物用医薬品指示書の利用実態調査を行うこととされた(利用実態調査は、平成23年度内に実施済)。

## (イ) 小動物臨床部会

### a 小動物臨床委員会

小動物臨床委員会〔委員長：細井戸大成(日本獣医師会理事)〕は、委員会における検討結果を平成23年6月に中間報告「小動物医療提供体制の整備に向けて」として取りまとめた。

また、新規の委員による第12回委員会を平成23年11月14日に開催し、委員会の検討テーマである「小動物獣医療提供体制の整備に向けて―①小動物臨床研修カリキュラムの整備、②家庭動物に対する終末期獣医療の提供(安楽死処置の在り方を含む)―」について検討を行った。

### b 動物看護職制度在り方検討委員会

動物看護職制度在り方検討委員会〔委員長：細井戸大成(日本獣医師会理事)〕は、第4回委員会を平成23年7月26日に開催し、動物看護師統一試験・認定の実施と、その母体となる動物看護師統一認定機構(以下「機構」)の設立に向けての意見交換を行った。その後、平成23年8月5日、30日に動物看護師統一認定機構設立準備会が設立発起人によって開催され、設立に向けての実際的な執行体制の整備が行われた。第5回委員会を平成23年9月29日に開催して、機構設立に向けての最終的な意見交換が行われた。同日には、動物看護師統一認定機構設立総会が開催され、以降の機構に係る事務については、日本動物看護職協会に委託されることとなった。また、第6回委員会を平成24年3月16日に開催し、動物看護職の就業環境整備の方向について、協議・検討が行われた。

### c 学校動物飼育支援対策検討委員会

学校動物飼育支援対策検討委員会〔前委員長：近藤信雄(岐阜県獣医師会会長)〕は、前期(平成21～23年度)委員会の検討報告として、「学校動物飼育支援活動の標準化に向けて(活動のガイドライン)」を取りまとめた。なお、本委員会は、小動物臨床部会と動物福祉・愛護部会の共管であったが、今期(平成23～25年度)から動物福祉・愛護部会の専管とされることとなった。

### d 療法食の在り方検討委員会

療法食の在り方検討委員会〔委員長：太田亟慈(愛知県獣医師会)〕は、第1回委員会を平成23年11月15日に開催し、「療法食の在り方に係る課題と対応」をテーマに、委員会報告の取りまとめに向けた検討を行った。

## (ウ) 畜産・家畜衛生部会及び公衆衛生部会

### 家畜衛生委員会及び公衆衛生委員会

a 平成21年度から「人と動物の共通感染症対策における家畜衛生と獣医公衆衛生分野の連携推進のあり方(公務員獣医師の確保対策を含む。)」を検討テーマとして議論した、家畜衛生委員会〔部会長・委員長：榛葉雅和(日本獣医師会理事)〕及び公衆衛生委員会〔部会長・委員長：森田邦雄(日本獣医師会理事)〕による合同委員会の検討結果については、本合同委員会の報告書「家畜衛生と公衆衛生分野の連携の推進」として取りまとめ、関係省庁、全国獣医学系大学、関係職域団体等へ要請活動を行った。

b 平成23年度は、前期同様、家畜衛生委員会〔部会長・委員長：梅澤正親(日本獣医師会理事)〕及び公衆衛生委員会〔部会長・委員長：森田邦雄(日本獣医師会理事)〕の合同委員会により、「家畜衛生と公衆衛生の協働に向けて―家畜衛生から公衆衛生への意見、公衆衛生から家畜衛生への意見―」を検討テーマとし、新たに委嘱された委員により検討をすることとした。第11回委員会を平成23年12月8日に開催し、関係省庁担当官臨席の下、前期委員会での報告書等について関係省庁等へ要請活動を実施した旨が説明された後、今期はさらに課題について互いが可能な部分で連携できるような方向を模索することとして、①家畜衛生から公衆衛生への意見として、北海道獣医師会から提出された「家畜伝染病予防法のヨーネ病疑似患者に係る運用の見直しに関する要望書」について、さらに②公衆衛生から家畜衛生への意見として、カンピロバク

ター、腸管出血性大腸菌等の生産現場での衛生管理のあり方について、双方の委員による意見交換が行われた。

なお、次回委員会までに特に公衆衛生委員会委員にヨーネ病の検査法等についての理解を深めてもらうため、動物衛生研究所の研究者から説明を受け、今後の議論に資することとし、また、次回委員会では、人材確保対策として、大学、行政への取り組み等についても意見交換を行うこととされた。

- c 上記の研究者からの説明については、3月13日に動物衛生研究所の森領域長補佐を講師に迎え、関係省庁担当官臨席を得、両委員会委員出席のもと、講義を受けた後、質疑応答、意見交換を行い、本疾病についての理解を深めた。

#### (エ) 動物福祉・愛護部会

##### a 動物福祉・適正管理対策委員会

動物福祉・適正管理対策委員会〔委員長：木村芳之(日本獣医師会理事)〕は、第1回委員会を平成24年1月23日に、第2回委員会を平成24年3月26日に開催し、緊急時動物救護取り組み体制のあり方として、まずは東日本大震災における動物救護活動の状況を確認の上、救護対象動物のあり方、平常時における獣医師会の役割のあり方等について協議・検討を行った。

##### b 学校動物飼育支援対策検討委員会

前期委員会にて取りまとめた検討内容を踏まえ、平成23年9月15日付け23日獣発第179号「動物介在諸活動に係る施策の推進等について(要請)」(「獣医療政策提言等の要請活動等」を参照)により、文部科学省初等中等教育局長・環境省自然環境局長あてに、動物介在諸活動の推進に係る要請活動を実施するとともに、地方獣医師会、関係団体に送付した。

今期の学校動物飼育支援対策検討委員会〔委員長：木村芳之(日本獣医師会理事)〕は、前期からの継続となる第4回委員会を平成23年11月1日に開催し、動物介在教育としての学校飼育動物活動の位置づけと取り組みについて、協議・検討を行った。また、平成24年2月5日、札幌市において開催された獣医学術学会年次大会において、第5回委員会を公開型拡大会議(意見交換会)として開催し、各地方獣医師会の学校飼育動物関係活動担当者等57名の参加の下、ガイドラインの解説、アンケートの集計報告、各地方会における活動報告、質疑応答等を行った。

##### c 日本動物児童文学賞審査委員会

日本動物児童文学賞審査委員会〔委員長：木村芳之(日本獣医師会理事)〕は、第23回の応募作品89点について、各委員に応募作品を送付して行った。一次審査を経て、二次審査として、平成23年8月8日に第23回日本動物児童文学賞審査委員会を開催し、日本動物児童文学大賞1点及び同賞優秀賞2点並びに同賞奨励賞5点を決定した(91頁の「(2) 日本動物児童文学賞事業」を参照)。

#### (オ) 職域総合部会

##### a 総務委員会

総務委員会〔委員長：矢ヶ崎忠夫(日本獣医師会専務理事)〕は、第11回委員会を平成24年1月20日に開催し、今期の検討テーマである「新公益法人制度移行に向けての課題と対応-認定(認可)申請と移行後の獣医師会運営の課題-」について検討を行った。

委員会では、事前に各委員から提出された「地区獣医師会連合会内における地方獣医師会の移行認定等の申請状況」及び「地区獣医師会連合会内における地方獣医師会の移行認定等に係る課題と対応」についての報告と説明を基に協議が行われ、大きな課題としてあげられた、①本部と支部の一元化について、②狂犬病予防注射事業の経理処理について、既に認定を受けた獣医師会がどのように解決したかについてアンケート調査を実施することとされ、その結果を本委員会の検討内容とともに地方獣医師会に通知した(47頁の「2 新公益法人制度移行対応等」を参照)。

b 野生動物対策検討委員会

野生動物対策検討委員会〔委員長：鈴木正嗣（岐阜大学教授）〕は、第6回委員会を平成23年6月2日に開催し、委員会報告「保全医学の観点を踏まえた野生動物対策の在り方(中間報告)」を取りまとめ、同年10月に公表した。また、新期の委員会において、前記の委員メンバー構成を引き継ぎ、「保全医学の観点を踏まえた野生動物対策の在り方—対策の実施及び推進のための具体的手順—」をテーマに検討を開始した。

(2) 個別課題に対する対応

ア 地区獣医師大会における決議要望事項と決議要望事項に対する対応

平成23年度地区獣医師大会において採択された決議要望事項等は、別記1のとおりであるが、これら決議・要望事項に対する対応については平成23年度地区獣医師会連合会会長会議（平成24年3月2日）において協議の上、別記2のとおり対応方針等を取りまとめた。

なお、本件については、平成24年度第1回理事会(平成24年4月17日)において報告し、了承を得たうえで、地方獣医師会に通知の予定である。

【別記1】

《平成23年度地区獣医師大会における決議要望事項等》

【北海道地区】

- 1 東日本大震災の復興を期して災害対策の再考を望む
- 2 人、家畜および野生動物に共通な感染症の調査研究等情報の一元化と感染拡大を防ぐ体制の構築を望む

【東北地区】

(東日本大震災の影響により地区大会・地区学会の開催を見送り。)

【関東・東京地区】

- 1 東日本大震災復興支援に向けた英知の結集について
- 2 海外悪性伝染病発生を防止するため、改正家畜伝染病予防法の趣旨徹底について
- 3 飼育動物の所有を明らかにするマイクロチップ装着の推進について
- 4 学校飼育動物の適切な飼育のために地域獣医師会と教育現場の連携の確立について

【中部地区】

- 1 狂犬病予防対策の強化について
- 2 伴侶動物（犬・猫）の国勢調査の実施について
- 3 動愛法改正について一入院加療中の動物の飼い主と連絡が取れなくなった場合—
- 4 野生動物対策の推進について
- 5 学校飼養動物関連対策事業の充実について
- 6 産業動物獣医師の処遇改善並びに確保対策について
- 7 勤務獣医師の待遇向上について
- 8 高度獣医療施設開設に関する見解について

【近畿地区】

- 1 大阪府立大学における獣医学教育の充実と獣医学研究科設置について
- 2 高病原性鳥インフルエンザ・口蹄疫などの悪性家畜伝染病に対する防疫体制の整備・充実について
- 3 公衆衛生分野における獣医師の体制強化と処遇改善について

- 4 狂犬病予防注射接種率向上のために
- 5 災害時被災動物救援対策における地域間ネットワークの構築と啓発活動の充実について

#### 【中国地区】

- 1 獣医師法の解釈について
- 2 学校獣医師制度の法制化について

#### 【四国地区】

- 1 家畜伝染病防疫体制の強化について
- 2 地方自治体勤務獣医師の待遇改善と雇用の確保について
- 3 狂犬病予防対策の徹底について
- 4 動物愛護管理の推進について

#### 【九州地区】

- 1 海外悪性伝染病に対する相互防疫協力体制の強化について
- 2 勤務獣医師の人材確保に向けた処遇改善について
- 3 産業動物診療獣医師の確保と地域獣医療体制の確立について
- 4 狂犬病予防対策の強化について

#### 【全国家畜衛生職員会】

- 1 家畜衛生関係獣医師職員の社会的重要性に配慮した処遇改善のための獣医師調査研究費の拡充
- 2 家畜伝染病や人獣共通感染症対策に的確に対応できる人員確保のための予算支援及び獣医師人材バンク制度の整備
- 3 労働安全衛生に準拠するバイオハザードに配慮した施設・機器整備への採択条件の緩和と助成の拡大
- 4 獣医系大学における家畜衛生分野の教育の充実
- 5 この度の大地震・大津波により被災した畜産関連施設に対する予算支援

#### 【別記2】

##### 《平成23年度 地区獣医師大会決議要望事項等に対する対応について》

- 1 はじめに
  - (1) 平成24年4月の公益法人への移行認定を目前にした今日、獣医師会の事務事業の執行においては、これまでも増して社会的要請に即した公益的な活動を推進することが求められる。
  - (2) このような中で、平成23年度に開催された地区獣医師大会等において提示された決議要望事項等（別紙1）をいただいたが、いずれもが、今日の獣医師及び獣医療が担う社会的役割を果たすため、積極的に取り組むべき課題であり、その一部は、農林水産省をはじめ関係省庁、大学、関係団体に要請（別紙2）するとともに、獣医師会の活動に反映させるべき事項については、その旨を各地方獣医師会に通知し、対処を依頼したところである。
  - (3) 本会の獣医師・獣医療並びに動物の福祉及び適正管理政策に関する政策提言は、大きく5課題（①口蹄疫などの悪性動物伝染病に対する防疫体制の整備・充実、②獣医療の需要に即した獣医師の確保と適正配置、③獣医療提供の質の確保、④動物の福祉の増進と適正管理、⑤獣医学教育の改善）を挙げている。また、平成23年3月に発生した東日本大震災においては、被災地の地方獣医師会及び被災地を支援する全国の地方獣医師会と連携しつつ、被災動物の救護活動及び被災動物診療施設の復旧に関する活動を支援するとともに、東日本大震災によって発生した原発事

故に関わる警戒区域内の家畜への対応等に関する要請活動も行った。

(4) 現在、国においては、①農林水産省において一昨年8月に制定公表された第三次獣医療提供基本方針に基づき都道府県計画の策定指導が、②文部科学省において獣医学教育改善・充実に向けての調査研究協力者会議が昨年5月に提出した「今後の獣医学教育の改善・充実方策について」意見のとりまとめに関するフォローアップが、さらに、③環境省においては、中央環境審議会動物愛護部会で改正動物愛護管理法の見直し等の対応の検討が進められている。各地区からの要請も含め、本会の政策提言と要望が今後国の動物医療・動物福祉関連政策に反映されることを期待しているところである。

(5) なお、前述のような課題を解決するためには、獣医師及び獣医療に対する社会的理解を促進する必要があることから、関係省庁の指導と関連業界団体・企業の支援・協力の下で地方獣医師会の参加をいただいて「動物感謝デー in JAPAN」を開催し、普及・啓発に努めているところである。平成24年度の開催に向けて地方獣医師会各位におかれては、引き続き特段の支援と協力のほどをお願いしたい。

【別紙1】：79頁の【別記1】に前掲

【別紙2】

#### 平成23年度地区大会決議・要望事項等に対する対応

1 日本獣医師会が主として対応する事項

(1) 獣医学教育体制の整備・充実関係

ア 大阪府立大学獣医学部の設置（近畿地区）

〔考え方・対応等〕

(ア) 獣医学教育体制の整備・充実に向けての本会の取り組みの考え方は、これまで理事会、全国獣医師会会長会議において説明してきたとおり、大学設置基準における専任教員数と施設・設備要件を引き上げた上で、現行の獣医学系大学の獣医師養成課程を、学部体制に整備するものである。特に、農学部の一学科として存在する国立大学の小規模すぎる獣医師養成課程については、スケールメリットを活かし、共同獣医学部とするか、再編統合するべきであるとの主張は変わっていない。

(イ) 文部科学省においては、同省高等教育局長の私的諮問機関である「獣医学教育の改善・充実に関する調査協力者会議」の意見取りまとめとして「今後の獣医学教育の改善・充実方策について」が、平成23年5月に公表された。今後、この方針に基づいて、獣医学教育の改善が進められていくこととなるが、本会としては今後の改善の進展を期して、協力会議の提言事項について進捗状況等のフォローアップと獣医学系大学関係者への支援を強めていく考えである。

(ウ) また、本会においては、文部科学省、日本学術会議、全国大学獣医学関係代表者協議会、国公立大学獣医学協議会、私立獣医科大学協会、日本獣医学会等関係者と連携しながら、学術部会の学術・教育・研究委員会において、獣医学教育の質を保証するための第三者評価の実施に関する方策を中心に検討を行っているところである。

(エ) なお、「特区提案」による獣医学部新設については、これまでの本会の主張どおり、規制官庁の適切な対応を求めていく。

## 2 日本獣医師会及び地方獣医師会がともに対応する事項

### (1) 緊急災害時対応の充実・強化関係

#### ア 被災動物救護体制の構築、整備（北海道地区、近畿地区）

- ・新しい飼い主さがしの支援、公営住宅での動物飼育
- ・被災動物救護に対応するボランティアの育成支援
- ・獣医師会と関係行政部門との連携の推進
- ・災害時の必要器材並びに輸送車両及びその通行の確保
- ・地域間の広域ネットワークの構築
- ・広報体制の整備

#### イ 今後の復興支援（関東・東京地区、家畜衛生職員会）

- ・長期的な支援体制の確保
- ・被災畜産関連施設への支援

### 〔考え方・対応等〕

(ア) 東日本大震災における被災動物救護対応については、本会は、緊急災害時動物救援本部の構成団体として、同本部の活動に参画し、現地における活動の支援を行った。

(イ) また、本会独自で「東北関東大震災動物救護活動等支援義援金」を募集し、各地の獣医師及び獣医師会等をはじめ、国内外からの寄付を受けるとともに、本会からも見舞金を拠出して、被災地の動物診療施設の復旧及び被災動物の救護活動の支援並びに被災動物の診療に関わる経費の補助等を行った。

(ウ) 東日本大震災は、未曾有の激甚で広域な災害であり、また、福島県の原因事故による放射性物質汚染等、これまで我々が経験したことのない状況の中での対応を迫られ、様々な教訓を残した。本会では、これらの教訓をもとに、今後の緊急災害に対して地方獣医師会、行政、関係団体等と本会が連携し対応する体制を再構築する必要があるとして、動物福祉・愛護部会の動物福祉・適正管理対策委員会において、新たな体制整備のためのガイドラインの策定に向けての検討を進めているところである。

(エ) 動物福祉・適正管理対策委員会においては、今回いただいた決議要望事項の内容を十分踏まえて検討を推進していく予定であり、検討結果が取りまとめ次第、検討結果を踏まえた関係各所への要請等を実施していく所存である。

(オ) 各地方獣医師会におかれても、地域ごとの事情を踏まえた体制の整備を図るとともに、本会の検討結果が報告された際には、報告内容に基づく広域的な対応、全国的な対応も踏まえた体制整備に尽力いただきたい。

### (2) 口蹄疫等の家畜伝染病及び人と動物の共通感染症（共通感染症）に対する防疫体制の充実・強化関係

#### ア 家畜伝染病防疫体制の強化（関東・東京地区、近畿地区、四国地区、九州地区）

- ・改正家畜伝染病予防法の趣旨の周知徹底
- ・動物検疫体制の強化、行政と獣医師会の連携強化、検査・診断体制の強化と防疫演習等の実施
- ・家畜伝染病防疫体制強化のための人員と財政措置の充実

#### イ 共通感染症に対する防疫体制の一層の充実（北海道地区、四国地区）

- ・野生動物に関する調査研究に携わる獣医師の配置
- ・野生動物、飼育動物の感染症に関わる情報の一元化
- ・野生動物に関する知識を身につけるための卒後教育の実施

・ワンワールド・ワンヘルスの考え方に基づく施策の実施

[ 考え方・対応等 ]

- (ア) 口蹄疫等の家畜伝染病及び共通感染症に対する防疫体制の整備・充実については、本会として、①防疫要員の確保、②国及び地方自治体並びに獣医師会等の民間組織の役割分担と連携の確保、③検査・診断機能の強化、④防疫体制強化のための財政措置の充実等について、関係各所に要請活動を行ってきたところである。
- (イ) また、一昨年、農水省に設置された口蹄疫対策検証委員会（座長：日本獣医師会山根義久会長）の報告書において、各地区の決議要望事項の内容のほとんどを包括する対策が「今後の改善方向」として示された。
- (ウ) これを受け、農林水産省においては、家畜伝染病予防法の一部改正、飼養衛生管理基準及び特定家畜伝染病防疫指針の見直し等により、家畜伝染病に対する防疫体制の整備を行い、その趣旨の普及を図っているところである。
- (エ) 本会としても、国と連携しながら獣医師・獣医師会に対する情報普及を行うとともに、必要に応じ、産業動物臨床部会の産業動物・家畜共済委員会において関連する事項に関する検討を行い、提言、要請活動を行っていく予定である。
- (オ) 本会では、ワンワールド・ワンヘルスの考え方に基づき、飼育動物・野生動物・人の健康の維持と地球環境の保全を一体のものとして、関係者が連携して取り組む中で、獣医師が中心的な役割を果たすべきであるとする獣医師会活動指針を平成22年度第1回理事会で採択した。
- (カ) 共通感染症への対応における野生動物対策については、今後も職域総合部会の野生動物対策検討委員会において検討していくこととしているが、前記の獣医師会活動指針を踏まえ、必要に応じて関連する部会が連携して検討に加わり、その結果を踏まえて、提言、要請活動を行っていく予定である。

(3) 狂犬病対策の充実・強化関係

狂犬病対策の充実・強化（中部地区、近畿地区、四国地区、九州地区）

- ・行政・獣医師会が一体となった狂犬病予防の重要性の普及啓発
- ・鑑札・予防注射済票の装着の推進
- ・国・地方自治体と獣医師会の連携による狂犬病侵入時の危機管理体制の整備
- ・野犬化防止対策としての繁殖制限措置の推進

[ 考え方・対応等 ]

- (ア) 狂犬病リスク管理対策の整備・充実については、本会として、①犬の登録、定期予防注射等を行政と獣医師会との連携の下で組織的に円滑に推進するための地域ネットワーク体制の整備、②国民に対する狂犬病予防の重要性に関する普及啓発、③マイクロチップによる所有の明示措置を活用した狂犬病予防対策と動物福祉・管理対策との効率的な運営等について要請活動を行ってきたところである。
- (イ) 地方獣医師会にあっては、狂犬病対策に係る地方自治体事務（犬の登録、定期予防注射の実効確保など）が獣医師会との連携の下で組織的に円滑に推進されるとともに、新しい公益法人制度に対応するためにも、狂犬病予防事業が獣医師会の実施する公益事業として社会的理解の下で実施されるよう尽力いただきたい。



(4) 獣医師需給対策の推進と処遇の改善関係

ア 産業動物診療獣医師の確保対策等（中部地区、九州地区）

- ・ 共済診療点数表の見直し
- ・ 獣医学系大学における選択コース制の導入等産業動物臨床カリキュラムの充実
- ・ 高校－大学一貫校の創設による産業動物診療獣医師の養成

イ 公務員獣医師（勤務獣医師）の処遇対策（中部地区、近畿地区、四国地区、九州地区、全国家畜衛生職員会）

- ・ 勤務獣医師の社会的貢献度に見合う処遇の確保（専門給与表の制定等給与水準の引き上げ、団体勤務獣医師の待遇の改善、特別手当の支給、調査研究費の拡充）
- ・ バイオハザードに配慮した施設・機器の導入
- ・ 獣医師人材バンクの整備
- ・ 地方自治体における食の安全、共通感染症対策関連施設の充実と獣医師職員の積極的確保
- ・ 獣医学系大学における公務員分野に係る教育カリキュラムの充実
- ・ 保健所長への獣医師の登用

ウ 産業動物診療獣医師の処遇対策（東北地区、中部地区、中国地区、四国地区、九州地区）

- ・ 家畜共済制度の抜本改正による診療技術料引き上げ及び獣医師雇上手当の引き上げ
- ・ 団体勤務獣医師の公務員獣医師並みの処遇の確保
- ・ 女性獣医師の職場環境の改善

〔考え方・対応等〕

(ア) 獣医師の需給対策及び処遇改善対策については、本会として、①獣医師誘導体策としての全国獣医師バンクの創設、奨学資金制度の拡充、②処遇改善対策としての共済診療点数表の改善、公務員獣医師の給与改善、③保健所長等の公衆衛生管理職ポストへの獣医師職員の登用、④都道府県の家畜衛生対策事業に従事する民間獣医師雇い上げに係る政府予算単価の引き上げ等について、関係各所に要請活動を行ってきたところである。

(イ) 農林水産省においては、平成 22 年 8 月に示した獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（以下「基本方針」）において、「産業動物獣医師及び都道府県等公務員獣医師の確保」を項目として取り上げ、獣医学系大学における取り組み、獣医師不足職域への誘引を図るための措置の充実、労働環境の改善、採用・求職状況等についての情報提供、求職・離職中の獣医師の再就職の支援等を具体策として取り上げている。

また、口蹄疫対策検証委員会の報告書においては、産業動物獣医師、公務員獣医師の確保が円滑に行われていないことから、基本方針に基づく都道府県計画の策定に当たり、今回の口蹄疫発生の教訓を十分生かす必要があるとしている。

(ウ) また、平成 22 年度から農林水産省の補助を受けて、本会を含む獣医療関係団体で組織する獣医療提供体制整備推進協議会が実施する「獣医療提供体制整備推進総合対策事業」においては、①卒後間もない産業動物獣医師、公務員獣医師等への獣医師倫理及び法令に関する講習、②中堅臨床獣医師に対する管理獣医師及び高度獣医療に関する講習、実習を実施して、産業動物獣医師、公務員獣医師の職域への定着を促している。

(エ) 平成 19 年 12 月に本会会長から全国知事会長に本件に関する要請を行って以来、本会、地方獣医師会の関係各所への働きかけの結果、地方公務員獣医師の処遇改善の対応については、調整給の増額、初任給調整手当の増額・支給期間の延長や、新規ポストの獲得等が半数以上の都道府県で実現しており、今後も全国知事会に要請するとともに、地方獣医師会からも地方自治体への一層の要請をお願いしたい。

(5) 動物福祉・管理対策、野生動物対策の推進関係

ア 動物愛護管理法の見直し（関東・東京地区、四国地区）

- ・マイクロチップによる所有の明示措置の推進
- ・入院加療中の動物の放置に関する法令上の位置づけの明確化
- ・動物愛護団体との連携による動物福祉・管理対策の推進
- ・飼育者責任、人と動物の共通感染症に関する知識の普及・啓発

イ 学校動物飼育支援の推進（関東・東京地区、中部地区、中国地区、四国地区）

- ・地域獣医師会と教育現場の連携による関係事業の実施
- ・学校獣医師制度の法制化

ウ 犬・猫に関する国勢調査の実施（中部地区）

エ 野生動物対策の推進（中部地区）

- ・野生動物保護収容施設の設置と専門獣医師の配置
- ・野生動物関連団体と獣医師・獣医師会の連携

[ 考え方・対応等 ]

(ア) 動物の福祉・愛護の観点に立った適正管理対策の推進については、本会として、①マイクロチップによる所有の明示措置の推進、②動物取扱業の規制の適正化、③地方自治体の行う引き取り犬猫の譲渡の推進、④地方自治体の動物愛護・適正管理施策の推進機能の強化、⑤動物を科学上の利用に供する場合の方法等に関する規制の適正化等について、関係各所に要請を行ってきたところである。

(イ) また、動物介在諸活動に係る施策の推進についても要請活動を展開するとともに、今後とも必要に応じて、提言・要請活動を実施していく予定である。

(ウ) 人と動物の共存については、毎年 10 月に開催する動物感謝デー in JAPAN、獣医学術学会年次大会における市民公開企画等、機会をとらえて国民一般に対する普及啓発活動を行っているところである。

(エ) 学校動物飼育支援活動については、動物福祉・愛護部会の学校動物飼育支援対策検討委員会において、地域における具体的な事業推進の方策に関わる検討を行う、平成 23 年度獣医学術学会年次大会においては、同検討委員会の拡大会議を開催し、地方獣医師会からの参加者を交えた意見交換を実施したところである。今後は、検討委員会における取りまとめを行うとともに、その結果を公表することとしている。地方獣医師会においても、地域における事業の推進のためのネットワーク作りに尽力されたい。

(オ) 野生動物対策における獣医師専門職の育成と配置については、平成 21 年 7 月の野生動物対策検討委員会の報告を受けて、関係各所に要請活動を行ったところである。今期の野生動物対策検討委員会においては、前期に引き続いて、生物多様性の確保、保全医学の観点からの野生動物対策等について検討を行い、報告書を取りまとめることとしている。

(6) その他

ア 高度獣医療施設の整備の運営母体に対する日本獣医師会の見解（中部地区）

[ 考え方・対応等 ]

本件については、小動物臨床部会の小動物委員会において平成 17～21 年に検討が行われ、その報告書において、本来、高度獣医療については、大学附属診療施設が中核的施設となって提供すべきで

あるとしながらも、現状の大学付属診療施設における対応には限界があることから、「動物医療の専門化、獣医学教育の改善等の進展をにらみながら、大学附属診療施設と民間高度専門診療施設が連携を保ち、周辺の獣医師の理解を得て紹介診療制度が進展するよう地域の獣医師会が支援する必要がある。」旨提言している。

農林水産省が策定した獣医療法に基づく獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針の中でも、一次診療施設と二次診療施設の連携・強力の確保に関する合意形成が必要とされており、獣医師会としてもこの方針に変更はない。

また、夜間休日診療、高度獣医療の提供について、同委員会の報告書では、「これまで委員会における検討においても、獣医師会を中心とした取り組みを進めるメリットが強調されており、獣医師会活動の一環として取り組むことにより会員獣医師の求心力となるとともに、公益法人制度改革を意識した獣医師会の実施する公益事業としても期待されることが指摘されている。」と結んでいる。

#### イ 獣医療に関する広告の適正化（中国地区）

- ・法令違反事例への罰則適用に関する解釈の明確化

#### 〔考え方・対応等〕

獣医療広告に係るガイドライン、Q&Aの改正について農林水産省に問い合わせたところ、現在検討中であるとの回答であった。今後、同省の回答を待って、対応することとしたい。

#### イ 狂犬病等共通感染症対策

##### （ア）狂犬病予防対策

##### a 普及・啓発対策

（a）平成24年3月、平成24年度春の狂犬病予防注射期間に備えて、厚生労働省の施策推進を協力する形で厚生労働省と日本獣医師会の連名表記による狂犬病予防注射普及・啓発ポスターを作製し、地方獣医師会を通じて小動物診療施設を介しての広報活動を実施した。

（b）厚生労働省健康局結核感染症課長から、東日本大震災の発生に伴い、犬の狂犬病予防注射の接種時期の特例措置を定めた通知を受け、平成23年5月25日付け23日獣発第65号「狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の施行について」を地方獣医師会会長あてに通知し、周知を依頼した。

（c）犬等の輸入検疫制度に関して、平成24年1月1日付けで、アイルランド、スウェーデン及び英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。）が指定地域（狂犬病の清浄地域として農林水産大臣が指定する地域。）から削除される件については、農林水産省消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室長からの制度変更予定通知を受け、平成23年12月15日付け事務連絡「アイルランド、スウェーデン及び英国から日本へ輸入される犬等の輸入条件の変更等について」を、その後、省令等が改正された旨の農林水産省消費・安全局長からの通知を受け、平成24年1月5日付け23日獣発第308号「犬等の輸出入検疫規則の一部を改正する省令等の施行について」により、地方獣医師会会長あてに通知し、周知を依頼した。

さらに、ノルウェーから本邦に輸入される犬等の輸入検疫についても、英国等と同様の改正が平成24年1月20日から施行される旨の農林水産省消費・安全局長からの通知を受け、平成24年1月24日付け23日獣発第321号「ノルウェーから日本へ輸入される犬等の輸入条件の変更等について」により、地方獣医師会会長あてに通知し、周知を依頼した。

また、日本からEU域内に犬、猫又はフェレットを持ち込む場合の衛生証明書の新様式に関する農林水産省動物検疫所長からの通知を受け、平成24年2月29日付け23日獣発第339号「日本からEU域内に犬、猫又はフェレットを持ち込む場合の衛生証明書様式の変更について」により、地方獣医師会会長あてに通知し、周知を依頼した。

(イ) 共通感染症対策

a 鳥インフルエンザ対策

(a) 制度変更等への対応

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所が、国内で発生が確認されているウイルス株をよりの確に検出できるリアルタイムPCR法（A型インフルエンザウイルス遺伝子の検出）の開発に成功したため、「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について（平成16年11月18日付け16消安第6227号農林水産省消費・安全局長通知）」を改正した旨の農林水産省消費・安全局長からの通知を受け、平成23年5月2日付け23日獣発第42号『高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について』の一部改正についてにより、地方獣医師会会長あて通知し、会員への周知を依頼した。

平成23年4月に公布された家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（平成23年法律第16号）において、「高病原性鳥インフルエンザ」について、強毒タイプを「高病原性鳥インフルエンザ」に、弱毒タイプを「低病原性鳥インフルエンザ」に分割されたことを受け、「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」を変更した旨の農林水産省消費・安全局長からの通知を受け、平成23年7月13日付け23日獣発第121号「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について」により、地方獣医師会会長あて通知し、会員への周知を依頼した。

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生状況、新たな飼養衛生管理基準及び防疫指針、高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チームからの提言等を踏まえ、本病の発生予防措置の徹底及び監視体制の強化に万全を期するよう、各都道府県知事宛て通知した旨の農林水産省消費・安全局長からの通知を受け、平成23年9月26日付け23日獣発第208号「高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」により、地方獣医師会会長あて通知し、会員への周知を依頼した。

環境省自然環境局野生生物課長から、環境省において平成20年度に作成し、平成23年9月に改訂した「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局長等の対応技術マニュアル」に基づき、野鳥におけるサーベイランスについての徹底を各都道府県鳥獣行政担当部局長あてに通知した旨の通知を受け、平成23年10月13日付け23日獣発第225号「野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について」により、地方獣医師会会長あて通知し、会員への周知とともに、円滑な野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施につき特段の配慮を依頼した。

環境省にて取りまとめた、家きんを除く鳥類の所有者又は占有者が留意すべき高病原性鳥インフルエンザへの対応指針については、環境省自然環境局長からの通知を受け、平成23年11月7日付け23日獣発第251号「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針について」により、また、同指針の一部改正通知については、平成24年2月16日付け23日獣発第333号『動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針』の一部改正についてにより、地方獣医師会会長あて通知し、会員への周知とともに、本指針に基づき適切に対応するよう依頼した。

高病原性鳥インフルエンザの過去の発生県及び関係機関の協力を得て、標準的なケースを想定した「高病原性鳥インフルエンザに関する防疫作業マニュアル」を作成した旨の農林水産省消費・安全局動物衛生課長からの通知を受け、平成24年1月6日付け23日獣発第311号「高病原性鳥インフルエンザに関する防疫作業マニュアルの作成について」により、地方獣医師会会長あて通知し、会員への周知を依頼した。

(b) 国内外での発生事例への対応

国内では、島根県において回収された野鳥から、高病原性鳥インフルエンザウイルス・強毒タイプの検出に伴う、環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室長からの通知を受け、平成23年5月13日付け23日獣発第52号「高病原性鳥インフルエンザウイルス（強毒タイプ）の発生を踏まえた環境省の対応」により、地方獣医師会会長あて通知し、会員への周知とともに、各都道府県鳥獣保護行政担当部局と連携の上、適切な対応に向けた協力を依頼した。

国外での発生については、韓国、台湾、中国等での各発生事例に伴い、農林水産省からの通知を受け、地方獣医師会会長あて通知し、会員への周知とともに、正しい知識の普及、防疫の徹底、飼養衛生管理の指導等を依頼した。**(94頁の「(3)イ 獣医事等に係る関係情報の提供」を参照)。**

b その他

検体容器が運搬途中で破裂し検体が漏出した事案に関する厚生労働省健康局結核感染症課長からの通知を受け、平成23年11月15日付け23日獣発第258号「感染症の病原体等の運搬容器の適正使用の徹底について」及び平成24年3月27日付け23日獣発第357号「感染症発生動向調査等においてゆうパックにより検体を送付する際の留意事項について(周知依頼)」により、地方獣医師会あてに通知するとともにホームページに掲載し情報普及を図った。

また、2011動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”においては、小冊子の中で共通感染症予防における獣医師の役割について普及啓発を行った。

**(3) 事業の推進に関係する諸会議の開催**

本会の公益目的事業の運営に関する連絡及び調整並びに情報交換、意見交換を行い、もって事業の円滑な運営を図ることを目的に、以下の関係会議を開催した。

ア 全国獣医師会会長会議

(ア) 日時・場所：平成23年9月30日(金)・14:00～、ホテルフロラシオン青山・「ふじ」

(イ) 座 長：柴 田 晴 夫 (福井県獣医師会会長)

(ウ) 議 事：

[説明・報告事項]

- a 獣医師及び動物医療に関する施策提言と要請活動に関する件
- b 今期部会委員会の構成、検討テーマ等に関する件
- c 東日本大震災被災対応の件
- d 2011動物感謝デー in JAPAN 開催の件
- e 日本獣医師会獣医学術学会年次大会開催計画の件
- f 役員候補者選任規程(骨子)等に関する件
- g 公益社団法人移行認定申請に関する件
- h 獣医療提供体制整備推進総合対策事業に関する件
- i 動物看護師統一認定機構に関する件
- j その他の報告・連絡事項

(a) 獣医師政治連盟活動を普及・広報等する件

(b) その他

イ 地区獣医師会連合会会長会議

(ア) 日時・場所：平成24年3月2日(金)・14:00～、日本獣医師会・会議室

(イ) 議 事：

a 各地区における課題と対応の件

(a) 平成23年度地区獣医師大会決議・要望事項等に対する対応

(b) その他各地区における課題と対応

- b 役員選任規程の制定に関する件
- c 学会会員の日本獣医師会会員への移行方針に関する件
- d 平成 24 年度・2012 動物感謝デー in JAPAN 開催計画の件
- e 動物看護師統一認定機構設立に関する件
- f 東日本大震災支援義援金に関する件
- g 平成 24 年度以降の日本獣医師会獣医学術学会年次大会開催計画の件
- h 新公益法人制度移行に向けての対応の件
  - (a) 地方獣医師会の取組状況
  - (b) 日本獣医師会の取組状況
- i 連絡事項

ウ 全国獣医師会事務・事業推進会議

(ア) 日時・場所：平成 23 年 7 月 8 日(金)・13:30～、ホテルフロラシオン青山・「芙蓉」

(イ) 議 事：

**[日本獣医師会説明事項]**

- a 平成 23 年度事業計画
- b 獣医学術学会事業関係
  - (a) 今後における学会組織及び事業運営のあり方
  - (b) 獣医学術学会年次大会・同地区学会の開催
- c 獣医学術講習会研修会事業
- d 日本獣医師会獣医師生涯研修事業
- e 獣医事対策等普及啓発事業
  - (a) 2011 動物感謝デー in JAPAN
  - (b) 日本獣医師会動物愛護週間行事褒賞事業
- f 動物福祉適正管理施策支援事業
  - (a) 動物適正管理個体識別登録等普及推進事業
  - (b) 日本獣医師会日本動物児童文学賞事業
- g 東日本大震災への対応
  - (a) 義援金の募集と配分
  - (b) 動物救護活動
  - (c) 災害関係融資
- h 日本獣医師会獣医師福祉共済事業
  - (a) 生命共済保険事業
  - (b) 獣医師賠償共済事業

**[地方獣医師会・日本獣医師会照会事項]**

災害時における動物救護活動に関する地方会アンケート（日本獣医師会）

**[公益認定申請実務研修]**

- a 研修テーマ 地方獣医師会が公益認定申請を行うにあたり留意すべき事項
- b 講 師
  - (a) 公益社団法人三重県獣医師会 常務理事 中 島 寛 史
  - (b) 公益社団法人神戸市獣医師会 副会長 福 田 茂 幸
  - (c) 公益社団法人名古屋市獣医師会 主 任 阿 知 波 登 志 子
  - (d) 公益社団法人千葉県獣医師会 副会長 岩 田 颯 三

## 2 獣医師・獣医療倫理向上対策事業

### (1) 獣医師職業倫理の向上対策

- ア 高度専門職業人である獣医師として、法令遵守をはじめとするコンプライアンスの確保等職業倫理対策の推進に資することとして定めた「獣医師倫理綱領」に加え、獣医師が獣医師会活動を推進するに当たり、その指標とする理念等と獣医療に係る国際動向等を併せ踏まえて平成 22 年に定めた「獣医師会活動指針」の普及・啓発に努めた。また、獣医師道委員会の議をへて集大成した獣医師倫理関係規程集を獣医学系大学等に配布し、獣医師倫理教育における活用を推進した。
- イ 獣医師法、獣医療法、薬事法等の関係法令に係る情報等について、地方獣医師会長あて通知、日本獣医師会雑誌やインターネットホームページへの掲載等を行い、情報の逐次提供と法令順守の徹底を要請した。
- ウ 獣医療提供体制整備推進協議会（以下、「協議会」という。）が農林水産省の補助を受けて実施した獣医療提供体制整備推進総合対策事業の中で、本会が協議会会員として分担実施した新規獣医師臨床研修促進事業において、新規獣医師を対象として、臨床現場で十分な力を発揮するための生産農家とのコミュニケーションスキル、社会の信頼に応え、専門職としての倫理観を養成するための職業倫理、関係法令等に関する研修会を実施するとともに、現場におけるスキル向上のため、新規獣医師の実践的な知識・技術を習得するための実習を開催した。[\(103 頁の「6 \(1\) 獣医療提供体制整備推進総合対策事業」を参照\)](#)。
- エ 平成 23 年度においては、① 1 名の獣医師による暴行傷害罪に対して、獣医師法第 8 条第 2 項の規定に基づく行政処分が行われたことを受け、平成 23 年 5 月 10 日付け 23 日獣発第 50 号により、② 2 名の獣医師による、わいせつ物頒布等の罪、及び薬事法（医薬品の販売業の許可）違反行為に対して、獣医師法第 8 条第 2 項の規定に基づく行政処分が行われたことを受け、平成 23 年 8 月 24 日付け 23 日獣発第 158 号により、③ 1 名の獣医師による、詐欺行為に対して、獣医師法第 8 条第 2 項の規定に基づく行政処分が行われたことを受け、平成 23 年 12 月 21 日付け 23 日獣発第 294 号により、日本獣医師会会長から地方獣医師会会長に対して関係法令の順守と獣医師倫理の高揚を図り、獣医師の社会的信頼を失うことのないよう要請を行った。

### (2) 適正獣医療提供の確保対策

適正獣医療の提供を確保するため、獣医師法等の関係法令に基づく法定事項証明様式（予防接種証明書（A 様式・B 様式）、動物用医薬品指示書及び出荷制限期間指示書）を作成し提供した。

## 3 動物福祉適正管理施策支援事業

### (1) 動物適正管理個体識別登録等普及推進事業

動物愛護管理法が動物所有者の責務として定める「所有明示措置」の実施を支援し、「動物愛護管理基本方針」の趣旨を踏まえ動物の所有者の意識向上等を通じての動物の適正な飼育管理とともに、飼育動物の逃走・盗難、災害被災時の飼育者復帰の容易化を図ることを目的に（マイクロチップによる所有明示のための個体識別措置の普及と動物個体情報の登録・照会対応による）動物適正管理個体識別登録等普及推進事業を実施した。平成 23 年度における動物個体識別登録システムへの登録数は 151,991 件（前年度 122,730 件）であり、累計登録数は 602,405 件となった。

なお、本事業の実施に当たっては、本会と動物愛護公益団体とにより構成する動物 ID 普及推進会議（A I P O）と連携し円滑な推進に努め、動物愛護管理法が求める「所有明示措置」の普及・啓発を図った。

## (2) 日本動物児童文学賞事業

動物愛護管理法の目的及び基本原則等の趣旨に則り、次代を担う子供たちが文学を通して正しい動物愛護の思想を身につけることができるよう、動物の福祉・愛護に関するより良い文学作品を広く募集し、選考・審査の上、入賞作品を日本動物児童文学賞として決定し表彰・公表するとともに特に優れた作品を普及させることにより、児童の健全な育成と豊かな人間性を涵養することを目的として実施した。

本年度は、第23回としての作品募集を行った結果89作品の応募があり、一次審査を経て、二次審査として、平成23年8月8日開催の第23回日本動物児童文学賞審査委員会(委員長:日本獣医師会理事・木村芳之動物福祉・愛護部会長)において、日本動物児童文学大賞1点及び同賞優秀賞2点並びに同賞奨励賞5点を決定し(78頁の「(エ) 動物福祉・愛護部会」に前掲)、平成23年9月23日開催の平成23年度動物愛護週間中央行事屋内行事の場において大賞及び優秀賞受賞者に対する表彰式を行った。また、受賞者氏名等を本会ホームページ上で公表するとともに、日本獣医師会雑誌64巻11号に掲載した。「第23回日本動物児童文学賞受賞作品集」を作成し、地方獣医師会及び地方獣医師会を通じ小学校、児童図書館等に無償配布した。

### 【日本動物児童文学賞大賞】

「雨上がりの晴れた空」 加藤 英津子(愛知県)

### 【日本動物児童文学賞優秀賞】

「サザナミのゆめ」 彩波 さだこ(東京都)

「二匹のムサシ」 石川 純子(兵庫県)

### 【日本動物児童文学賞奨励賞】

「心の目」 工藤 洋一(青森県)

「さくら」 堂前 美紀(石川県)

「クロちゃんのくれたもの」 叶 昌彦(千葉県)

「ぼくとコラの物語」 小川 まゆみ(福岡県)

『虹の橋』で会えるまで 藤井 弘子(広島県)

## 4 獣医事対策等普及啓発・助言相談・情報提供対応事業

### (1) 普及啓発活動事業

#### ア 動物感謝デー in JAPAN の開催

平成23年度に開催した2011動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day” の開催状況は次のとおり

### 《 2011 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day” の開催状況 》

#### 1 趣 旨

人と動物の共生社会の構築がクローズアップされる中、動物の保健衛生の向上、動物関連産業の発展、公衆衛生の向上を任務とする獣医師が、今後も社会的要請に応え、動物医療の質の向上を確保していくためには、国民的理解が不可欠であるため、獣医師の果たすべき役割の一層の社会的理解の情勢に資することとして、平成19年10月に開始した市民参加イベント「動物感謝デー」について、5回目となる本年度は、昨年に引き続き駒沢オリンピック記念公園(東京都)を開催場所として、地方獣医師会の参加協力、関係省庁・獣医師関係団体の後援、動物関連企業の協賛、関係団体・獣医学系大学の協力の下、「2011動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”」として開



催した。

なお、本催事は、世界獣医学協会が提唱する国際的イベントである“The World Veterinary Day”と趣旨を同じくするものとして実施した。

## 2 開催テーマ

— 動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。 —

## 3 開催主体等

(1) 主 催：社団法人 日本獣医師会

(2) 後 援：農林水産省、環境省、厚生労働省、文部科学省、外務省、観光庁、内閣府食品安全委員会、東京都、世田谷区、目黒区、公益社団法人日本動物病院福祉協会、社団法人日本獣医学会、一般社団法人日本動物看護職協会、World Veterinary Association、ヒトと動物の関係学会、AIPO（動物 ID 普及推進会議）

(3) 特別協賛：共立製薬株式会社、日本全薬工業株式会社、メリアル・ジャパン株式会社、ロイヤルカナンジャパン合同会社、日本ヒルズ・コルゲート株式会社、アクサ損害保険株式会社、DS ファーマアニマルヘルス株式会社、日清ペットフード株式会社、ノバルティスアニマルヘルス株式会社、株式会社ペットオフィス、株式会社野村商店

(4) 協 賛：アニコム損害保険株式会社、株式会社インターズー、AHB インターナショナル株式会社、奥村印刷株式会社、環境プラント工業株式会社、株式会社共立商会、株式会社キリカン洋行、株式会社芸文社、株式会社サンダンスリゾート、株式会社ジェイ・エム・エス、株式会社誠文堂新光社、株式会社竹尾、デビフペット株式会社、東京ガス株式会社、日生研株式会社、バイエル薬品株式会社、パルシステム生活協同組合連合会、一人本家、富士フィルムグラフィックシステムズ株式会社、株式会社プロマック、平和会ペットメモリアル、ペッツベスト少額短期保険株式会社、株式会社緑書房、森久保薬品株式会社、株式会社安田システムサービス、株式会社損害保険ジャパン、らでいっしゅぼーや株式会社、株式会社リロバケーションズ

(5) 協 力：全国 55 地方獣医師会、日本中央競馬会、公益財団法人動物臨床医学研究所、公益社団法人 Knots、社団法人ジャパンケネルクラブ、社団法人全国農業共済協会、社団法人中央畜産会、社団法人東京都家庭動物愛護協会、社団法人日本装蹄師会、一般社団法人全国ペット協会、一般社団法人ペットフード協会、特定非営利活動法人聴導犬普及協会、特定非営利活動法人日本ペットドッグトレーナーズ協会、特定非営利活動法人野生動物救護獣医師協会、農場どないすんねん研究会（NDK）、狂犬病臨床研究会、緊急災害時動物救援本部、全国学校飼育動物研究会、農場管理獣医師協会、放鷹義塾、学校法人シモゾノ学園／国際動物専門学校・大宮国際動物専門学校、学校法人ヤマザキ学園／ヤマザキ学園大学、東京都立園芸高等学校、日本獣医学生協会、北海道大学、帯広畜産大学、岩手大学、東京大学、東京農工大学、岐阜大学、鳥取大学、山口大学、宮崎大学、鹿児島大学、大阪府立大学、酪農学園大学、北里大学、日本獣医生命科学大学、日本大学、麻布大学

## 4 開催日時及び場所

平成 23 年 10 月 1 日（土） 10～17 時 東京都立駒沢オリンピック公園中央広場（東京都世田谷区、目黒区）

## 5 参加人員

イベント運営委託会社発表 約 2 万 7 千人

## 6 開催内容

メインステージでは、農場どないすんねん研究会とお茶の水女子大学学生サークル Ochas の協力により、獣医療提供体制整備推進協議会主催の平成 23 年度獣医療提供体制整備推進総合対策事業管理獣医師の理解醸成のためのシンポジウム「食の安全を守る管理獣医師」、及び世界獣医年（獣医学教育設立 250 周年 Vet 2011）記念企画トークショー、東日本大震災「そのとき獣医師は動いた—Diversity of Veterinarians !What did they do in the face of the catastrophe ? —」が滝川クリステルさんをゲストに迎え、被災地で活動する獣医師や東京で被災動物救護活動を行う獣医師により開催された。

イベントステージでは、犬と飼い主の息の合ったダンスの実演「ドッグダンス」（東京都家庭動物愛護協会）、犬に係るクイズをとおして動物の病気のサインを紹介する「再発見！？ 犬学ワンダフルクイズわかってあげま SHOW !」（動物臨床医学研究所）、全国の獣医学系大学の魅力を学生の視点で紹介するバラエティストージ「あにまる学園祭ステージ企画ミス・ミスター獣医学生／獣医学生と学ぼう！ 動物クイズ」、東日本大震災を受けて、あらためて日頃からの備えとして基本的なしつけやマイクロチップ装着の大切さを見つめなおすステージ「今すぐにできること—ペットと一緒に大災害を乗り越えるために—」などのプログラムが開催された。

展示コーナーでは、本会の「一日獣医師体験コーナー」、各大学の「獣医学系大学コーナー」の他、パネル等を用いた各団体の活動紹介、さらに7地方会及び1地区獣医師会連合会がそれぞれ自慢の畜産物を展覧した「各都道府県市獣医師会コーナー」では獣医師の畜産物への関わりが紹介された。さらに岩手県獣医師会、宮城県獣医師会、仙台市獣医師会、福島県獣医師会の協力を得て緊急災害時動物救援本部が展覧した「東日本大震災パネル写真展示コーナー」では、東日本大震災の被災地の状況が紹介された。

アトラクションコーナーでは、子供たちを対象とした「乗馬体験」（日本中央競馬会）、ウサギ、モルモット、ミニブタ等とふれあう、「動物ふれあいコーナー」（東京都立園芸高等学校）、馬の蹄鉄投げで点数を競う「蹄鉄輪投げゲーム」（日本装蹄師会）、警察犬、災害救助犬の実演が行われた「働く動物たち」（ジャパンケネルクラブ）、「聴導犬のデモンストレーション」（聴導犬普及協会）、馬が音楽に合わせて演技を行う「トリックホースショー」（日本中央競馬会）、等の企画が開催された。

## イ 動物愛護週間中央行事の開催

動物愛護週間は、広く国民の間に、命ある動物の愛護と適正な飼養について理解と関心を深めるために設けられているもので、国及び地方公共団体は週間にはその趣旨にふさわしい行事が実施されるように努めなければならないこと、また、その実施期間は毎年9月20日から9月26日までとすることが「動物の愛護及び管理に関する法律」第4条に定められている。

本年度も東京都内で開催された「動物愛護週間中央行事」に、国及び東京都、台東区並びに動物愛護団体等で構成する中央行事実行委員会にメンバーとして参画した。

### 《 平成 23 年度動物愛護週間中央行事の開催状況 》

#### 1 開催テーマ

〔スローガン〕 「いのち輝け人と動物の愛の輪」  
〔キーワード〕 “備えよう！いつも一緒にいたいから ”

#### 2 開催場所

- (1) 屋外行事：9月17日(土) 東京・上野恩賜公園内 不忍池蓮池周辺 午前11時～午後4時  
動物愛護セレモニー、愛犬しつけ方教室、聴導犬実演、動物をテーマとした紙芝居ほか(参加者：8,000名…上野警察署及び主催者集計)

- (2) 屋内行事：9月23日(金祝) 東京・国立博物館 平成館講堂 午後1時～午後4時30分  
実行委員会各構成団体による表彰式、動物愛護シンポジウム(参加者：318名)

### 3 講演内容

「備えよう！ いつも一緒にいたいから～人と動物の防災を考える～」

〔報告〕

「東日本大震災における動物救護活動報告」

平井潤子 (公益社団法人日本愛玩動物協会理事)

山口千津子 (公益社団法人日本動物福祉協会獣医師調査員)

〔講演1〕

「災害時における行政の役割」

川上直也 (新潟県新発田食肉衛生検査センター所長)

〔講演2〕

「社団法人日本動物園水族館協会における東日本大震災被災園館への対応」

荒井一利 (社団法人日本動物園水族館協会副会長・鴨川シーワールド館長)

### (2) 助言相談対応事業

電話、Eメール等で寄せられる獣医事、動物福祉愛護に関する質問に対し、内容に応じて、専門家による助言、回答、地方獣医師会又は大学、他団体等の紹介及び農林水産省・環境省等の担当部局等への通報・指導照会を行った。

### (3) 情報提供対応事業等

#### ア インターネットを活用した情報提供

平成22年度に新たに更新したホームページについて、内容の充実と公益法人化を視野に入れた情報公開を進めた。

トップページでは「トピックス」、「新着情報」、「学会・セミナー」、「人材募集」を中心に、各種情報提供に努めた。平成23年3月に発生した東日本大震災関連の情報をまとめた特設ページを開設し、最新の関連情報提供・普及を行った。また、平成23年10月に開催した「2011動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”」(91頁の「4(1)ア 動物感謝デー in JAPAN の開催」を参照。)関連の広報のため、新たに別サイトを開設・公開した。

さらに、平成16年5月に発刊した日本獣医師会メールマガジン(略称：メルマ日獣)は、平成23年度末までに第94号を発刊した。メルマ日獣では、日本獣医師会雑誌の掲載記事の紹介やホームページに掲載した情報等、会員に有用と思われるものをコンパクトに紹介しており、一部の地方獣医師会ではインターネット経由で構成獣医師に配信している。また、会員・構成獣医師に対する配信申込の呼び掛けを継続した結果、メルマ日獣の配信登録数は前年度比107%の伸びがみられた。

#### イ 獣医事等に係る関係情報の提供

平成23年度における獣医事等に係る関係通知の発出状況は、次のとおり。

《 平成 23 年度 獣医事関係通知の発出状況 》

通 知 件 名	文 書 番 号 等
農林水産大臣の指定する小動物臨床研修診療施設の追加指定について (獣医師法第 16 条の 2 第 1 項の規定に基づき農林水産大臣の指定する診療施設を指定する件 (告示) の一部改正について (通知))	平成 23 年 4 月 8 日付け 23 日獣発第 11 号 (平成 23 年 3 月 28 日付け 22 消安第 9811 号)
「家畜共済の病傷事故給付基準」の一部改正について (「家畜共済の病傷事故給付基準」の一部改正について)	平成 23 年 5 月 2 日付け 23 日獣発第 37 号 (平成 23 年 3 月 30 日付け 22 経営第 7333 号)
獣医師養成確保修学資金貸与事業実施規程の制定について (獣医師養成確保修学資金貸与事業実施規程の制定について)	平成 23 年 5 月 10 日付け 23 日獣発第 38 号 (平成 23 年 4 月 1 日付け 22 消安第 10244 号)
犬等の輸入検疫要領、係留中の身体障害者補助犬・災害救助犬の動物検疫所の敷地外への持ち出し許可要領の一部改正について (犬等の輸入検疫要領、係留中の身体障害者を補助する犬の動物検疫所の敷地外への持ち出し許可要領及び災害救助犬の動物検疫所の敷地外への持ち出し許可要領の一部改正について)	平成 23 年 5 月 2 日付け 23 日獣発第 39 号 (平成 23 年 4 月 1 日付け 22 動検第 1318 号)
家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の公布及び施行について (家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の公布及び施行について)	平成 23 年 5 月 10 日付け 23 日獣発第 40 号 (平成 23 年 4 月 4 日付け 23 消安第 33 号)
韓国における口蹄疫の再発に伴う畜産関係者等への指導の再徹底について (韓国における口蹄疫の再発に伴う畜産関係者等への指導の再徹底について)	平成 23 年 5 月 2 日付け 23 日獣発第 41 号 (平成 23 年 4 月 22 日付け 23 消安第 767 号)
「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」の一部改正について (「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」の一部改正について)	平成 23 年 5 月 2 日付け 23 日獣発第 42 号 (平成 23 年 4 月 25 日付け 23 消安第 757 号)
原子力発電所事故を踏まえた粗飼料中の放射性物質の暫定許容値の設定等について (原子力発電所事故を踏まえた粗飼料中の放射性物質の暫定許容値の設定等について)	平成 23 年 5 月 2 日付け 事務連絡 (平成 23 年 4 月 14 日付け 事務連絡)
ロベナコキシブを有効成分とする注射剤の劇薬及び要指示医薬品への追加について (動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について)	平成 23 年 5 月 2 日付け 事務連絡 (平成 23 年 4 月 27 日付け 事務連絡)
宮崎県における口蹄疫を疑う異常畜の確認に係る防疫対策の徹底等について (宮崎県における口蹄疫を疑う異常畜の確認に係る防疫対策の徹底等について)	平成 23 年 5 月 10 日付け 23 日獣発第 48 号 (平成 23 年 4 月 26 日付け 23 消安第 815 号)
獣医師に対する行政処分の公表等について (獣医師法第 8 条第 2 項に該当する獣医師の処分について)	平成 23 年 5 月 10 日付け 23 日獣発第 50 号 (平成 23 年 4 月 28 日付け 22 消安 2889 号)
高病原性鳥インフルエンザウイルス (強毒タイプ) の発生を踏まえた環境省の対応 (島根県における高病原性鳥インフルエンザ (強毒タイプ) の発生を踏まえた対応について)	平成 23 年 5 月 13 日付け 23 日獣発第 52 号 (平成 23 年 5 月 9 日付け 事務連絡)
マロピタントクエン酸塩を有効成分とする錠剤及び注射剤の劇薬及び要指示医薬品への追加について (動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について)	平成 23 年 5 月 16 日付け 事務連絡 (平成 23 年 5 月 11 日付け 事務連絡)
麻薬管理マニュアルの改訂について (麻薬管理マニュアルの改訂について)	平成 23 年 5 月 18 日付け 23 日獣発第 56 号 (平成 23 年 4 月 15 日付け 薬食監麻発 0415 第 3 号)
韓国における高病原性鳥インフルエンザ (H5N1 亜型) の続発について (韓国における高病原性鳥インフルエンザ (H5N1 亜型) の続発について)	平成 23 年 5 月 23 日付け 23 日獣発第 62 号 (平成 23 年 5 月 18 日付け 23 消安第 1189 号)
狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の施行について (狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の施行について)	平成 23 年 5 月 25 日付け 23 日獣発第 65 号 (平成 23 年 5 月 20 日付け 健感発 0520 第 2 号)

平成 23 年度畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査の実施について (平成 23 年度畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査の実施について)	平成 23 年 6 月 3 日付け 23 日獣発第 80 号 (平成 23 年 5 月 30 日付け 23 消安第 1309 号)
夏期の電力需給対策について (夏期の電力需給対策について)	平成 23 年 6 月 10 日付け 23 日獣発第 90 号 (平成 23 年 5 月 13 日付け 23 消安第 1018 号)
家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令及び家畜伝染病予防法 施行令の一部を改正する政令の公布について (家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令及び家畜伝染病予防 法施行令の一部を改正する政令の公布について)	平成 23 年 6 月 30 日付け 23 日獣発第 109 号 (平成 23 年 6 月 22 日付け 23 消安第 1765 号)
家畜伝染病予防法施行規則等の一部を改正する省令の公布について (家畜伝染病予防法施行規則等の一部を改正する省令の公布について)	平成 23 年 6 月 30 日付け 23 日獣発第 110 号 (平成 23 年 6 月 22 日付け 23 消安第 1785 号)
高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について (高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について)	平成 23 年 7 月 13 日付け 23 日獣発第 121 号 (平成 23 年 6 月 30 日付け 23 消安第 1994 号)
稲わらの使用に関する指導の周知依頼について (稲わらの使用に関する指導の周知依頼について)	平成 23 年 7 月 15 日付け 事務連絡 (平成 23 年 7 月 14 日付け 事務連絡)
原子力発電所事故を踏まえた稲わら等の利用に関する指導等について (稲わら等の使用に関する指導について)	平成 23 年 7 月 19 日付け 事務連絡 (平成 23 年 7 月 15 日付け 事務連絡)
東北・関東地域からの稲わら等の流通・使用等に関する調査の周知依頼について (稲わらの使用に関する指導の周知依頼について)	平成 23 年 7 月 20 日付け 事務連絡 (平成 23 年 7 月 19 日付け 事務連絡)
薬事法第 2 条第 14 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途 を定める政令の一部改正について (施行通知) (薬事法第 2 条第 14 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用 途を定める政令の一部改正について (施行通知))	平成 23 年 7 月 21 日付け 事務連絡 (平成 23 年 7 月 14 日付け 事務連絡)
西日本電力 5 社管内の今夏の電力需給対策について (西日本電力 5 社管内の今夏の電力需給対策について)	平成 23 年 7 月 25 日付け 23 日獣発第 123 号 (平成 23 年 7 月 20 日付け 23 消安第 2278 号)
高濃度の放射性セシウムが含まれる可能性のある堆肥等の施用、生産、流通の自粛につ いて (高濃度の放射性セシウムが含まれる可能性のある堆肥等の施用、生産、流通の自粛につ いて)	平成 23 年 7 月 28 日付け 23 日獣発第 133 号 (平成 23 年 7 月 25 日付け 23 消安第 2331 号、 23 生産第 3227 号、 23 生畜第 929 号)
原発事故を踏まえた家畜の飼養管理について【家畜／家きん用 (牛以外)】の周知徹底に ついて (原発事故を踏まえた家畜の飼養管理について【家畜／家禽用 (牛以外)】の周知徹底に ついて)	平成 23 年 7 月 29 日付け 事務連絡 (平成 23 年 7 月 26 日付け 事務連絡)
稲わら等の緊急供給支援対策の拡充について (稲わら等の緊急供給支援対策の拡充について)	平成 23 年 8 月 10 日付け 23 日獣発第 142 号 (平成 23 年 8 月 5 日付け 23 生畜第 1047 号)
原発事故を踏まえた家畜の飼養管理について【家畜／家きん用 (牛以外)】の修正と Q& A の周知徹底について (原発事故を踏まえた家畜の飼養管理について【家畜／家禽用 (牛以外)】の修正と Q& A の周知徹底について)	平成 23 年 8 月 10 日付け 事務連絡 (平成 23 年 8 月 8 日付け 事務連絡)
原子力災害対策本部による「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」 について (米の放射性物質検査の周知等について)	平成 23 年 8 月 12 日付け 23 日獣発第 148 号 (平成 23 年 8 月 5 日付け 23 総食 613 号、 23 消安 2560 号、 23 生産第 3565 号)

畜産農家等への資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等、並びに「つなぎ融資」の農家への周知について (牛肉から食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されていることにより影響を受ける畜産農家等への資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について) (「つなぎ融資」の農家への周知について)	平成 23 年 8 月 24 日付け 23 日獣発第 157 号 (平成 23 年 8 月 10 日付け 23 総合第 1011 号、 23 生畜第 1048 号、 23 経営第 1476 号) (平成 23 年 8 月 11 日付け 23 生畜第 959 号、 23 経営第 1388 号)
獣医師法第 8 条第 2 項に該当する獣医師の処分について (獣医師法第 8 条第 2 項に該当する獣医師の処分について)	平成 23 年 8 月 24 日付け 23 日獣発第 158 号 (23 年 8 月 16 日付け 23 消安第 1604 号)
「鶏肉の生産衛生管理ハンドブック-肉用鶏農場・生産者編-」及び「牛肉の生産衛生管理ハンドブック-肉用牛農場・生産者編-」の策定について (「鶏肉の生産衛生管理ハンドブック-肉用鶏農場・生産者編-」及び「牛肉の生産衛生管理ハンドブック-肉用牛農場・生産者編-」の策定について)	平成 23 年 8 月 30 日付け 23 日獣発第 165 号 (平成 23 年 8 月 19 日付け 23 消安第 2710 号)
「原子力発電所事故後に作付けされた夏作飼料作物の流通・利用の自粛及びその解除等について」及び「暫定許容値を上回る放射性セシウムを含む稲わらの管理について」	平成 23 年 8 月 31 日付け 事務連絡
高濃度の放射性セシウムを含む稲わら等の隔離一時保管について	平成 23 年 8 月 31 日付け 事務連絡
電気事業法第 27 条に基づく電気の使用制限の緩和等について (電気事業法第 27 条に基づく電気の使用制限の緩和等について)	平成 23 年 9 月 8 日付け 23 日獣発第 181 号 (平成 23 年 8 月 31 日付け 23 消安第 2955 号)
獣医師を通じた飼料の暫定許容値の周知徹底について (依頼) (飼料の使用に関する指導の周知状況の把握への協力依頼について)	平成 23 年 9 月 9 日付け 事務連絡 (平成 23 年 9 月 9 日 事務連絡)
病院・診療所等における向精神薬取扱いの手引きについて (病院・診療所等における向精神薬取扱いの手引について)	平成 23 年 9 月 26 日付け 23 日獣発第 206 号 (平成 23 年 9 月 1 日付け 薬食監麻発 0901 第 2 号)
国内飼養豚における A 型インフルエンザウイルスの保有状況に関するサーベイランスの実施について (国内飼養豚における A 型インフルエンザウイルスの保有状況に関するサーベイランスの実施について)	平成 23 年 9 月 26 日付け 23 日獣発第 207 号 (平成 23 年 9 月 7 日付け 23 消安第 3099 号)
高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について (高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について)	平成 23 年 9 月 26 日付け 23 日獣発第 208 号 (平成 23 年 9 月 12 日付け 23 消安第 3135 号)
平成 23 年産米から生じる米ぬかの取扱いについて (平成 23 年産米から生じる米ぬかの取扱いについて)	平成 23 年 9 月 28 日付け 23 日獣発第 212 号 (平成 23 年 9 月 16 日付け 23 消安第 3304 号、 23 食産第 400 号、 23 生産第 4535 号、 23 水推第 567 号)
家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令、関係告示等の整備について (家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令、関係告示等の整備について)	平成 23 年 10 月 13 日付け 23 日獣発第 223 号 (23 年 10 月 1 日付け 23 消安第 3463 号)
平成 23 年産稲から生じるもみがら及び稲わらの取扱いについて (平成 23 年産稲から生じるもみがら及び稲わらの取扱いについて)	平成 23 年 10 月 13 日付け 23 日獣発第 224 号 (平成 23 年 9 月 30 日付け 23 生産第 4680 号、 23 消安第 3505 号)
野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について (野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について)	平成 22 年 10 月 13 日付け 23 日獣発第 225 号 (平成 23 年 9 月 29 日付け 環自野発第 110929002 号)

愛がん動物用飼料の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行等について (愛がん動物用飼料の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行等について)	平成 23 年 10 月 13 日付け 23 日獣発第 226 号 (平成 23 年 9 月 28 日付け 23 消安第 3140 号、 環自総発第 110928001 号)
牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針等の作成及び公表について (牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針等の作成及び公表について)	平成 23 年 10 月 19 日付け 23 日獣発第 233 号 (平成 23 年 10 月 7 日付け 23 消安第 3577 号)
平成 23 年産米穀の飼料利用について (平成 23 年産米穀の飼料利用について)	平成 23 年 10 月 19 日付け 23 日獣発第 234 号 (平成 23 年 10 月 6 日付け 23 生畜第 1438 号)
家畜伝染病予防法の改正に伴う飼養衛生管理基準の見直しについて (家畜伝染病予防法の改正に伴う飼養衛生管理基準の見直しについて)	平成 23 年 10 月 19 日付け 事務連絡 (平成 23 年 10 月 7 日付け 事務連絡)
堆肥・飼料等の放射性セシウムの暫定許容値に係る周知徹底について (堆肥・飼料等の放射性セシウムの暫定許容値に係る周知徹底について)	平成 23 年 10 月 27 日付け 23 日獣発第 242 号 (平成 23 年 9 月 30 日付け 23 生産第 4581 号)
中国における口蹄疫の再発に伴う畜産関係者等への指導の再徹底について (中国における口蹄疫の再発に伴う畜産関係者等への指導の再徹底について)	平成 23 年 10 月 27 日付け 23 日獣発第 243 号 (平成 23 年 10 月 14 日付け 23 消安第 3702 号)
獣医師法第 16 条の 2 第 1 項の規定に基づき農林水産大臣の指定する診療施設を指定する件 (告示) の一部改正について (通知) (獣医師法第 16 条の 2 第 1 項の規定に基づき農林水産大臣の指定する診療施設を指定する件 (告示) の一部改正について (通知))	平成 23 年 10 月 31 日付け 23 日獣発第 245 号 (平成 23 年 10 月 20 日付け 23 消安第 3426 号)
「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉の当面の取扱いについて」の一部改正について (「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉の当面の取扱いについて」の一部改正について)	平成 23 年 10 月 31 日付け 23 日獣発第 246 号 (平成 23 年 10 月 18 日付け 23 消安第 3664 号)
動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針について (動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針について)	平成 23 年 11 月 7 日付け 23 日獣発第 251 号 (平成 23 年 10 月 26 日付け 環自総発第 1110260001 号)
台湾における口蹄疫の再発に伴う畜産関係者等への指導の再徹底について (台湾における口蹄疫の再発に伴う畜産関係者等への指導の再徹底について)	平成 23 年 11 月 7 日付け 23 日獣発第 252 号 (平成 23 年 10 月 28 日付け 23 消安第 3955 号)
感染症の病原体等の運搬容器の適正使用の徹底について (周知依頼) (感染症の病原体等の運搬容器の適正使用の徹底について (周知依頼))	平成 23 年 11 月 15 日付け 23 日獣発第 258 号 (平成 23 年 11 月 7 日付け 健感発 1107 第 14 号)
台湾における口蹄疫の新たな発生に伴う畜産関係者等への指導の徹底について (台湾における口蹄疫の新たな発生に伴う畜産関係者等への指導の徹底について)	平成 23 年 11 月 16 日付け 23 日獣発第 259 号 (平成 23 年 11 月 8 日付け 23 消安第 4102 号)
今冬の電力需給対策及び節電等へのご協力のお願について (今冬の電力需給対策及び節電等へのご協力のお願について)	平成 23 年 11 月 29 日付け 23 日獣発第 271 号 (平成 23 年 11 月 16 日付け 23 消安第 4238 号)
台湾における低病原性鳥インフルエンザの発生について (台湾における低病原性鳥インフルエンザの発生について)	平成 23 年 11 月 29 日付け 23 日獣発第 272 号 (平成 23 年 11 月 18 日付け 23 消安第 4324 号)

<p>アイルランド、スウェーデン及び英国から日本へ輸入される犬等の輸入条件の変更等について  (アイルランド、スウェーデン及び英国から日本へ輸入される犬等の輸入条件の変更等について)</p>	<p>平成 23 年 12 月 15 日付け  事務連絡  (平成 23 年 12 月 12 日付け  事務連絡)</p>
<p>獣医師法第 8 条第 2 項の規定に基づく「獣医師の業務停止処分」について  (獣医師法第 8 条第 2 項に該当する獣医師の処分について)</p>	<p>平成 23 年 12 月 21 日付け  23 日獣発第 294 号  (平成 23 年 12 月 14 日付け  23 消安第 3823 号)</p>
<p>台湾における口蹄疫の続発及び中国における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う畜産関係者等への指導の徹底について  (台湾における口蹄疫の続発及び中国における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う畜産関係者等への指導の徹底について)</p>	<p>平成 23 年 12 月 21 日付け  23 日獣発第 295 号  (平成 23 年 12 月 14 日付け  23 消安第 4738 号)</p>
<p>年末・年始における高病原性鳥インフルエンザ等の発生予防の徹底について  (年末・年始における高病原性鳥インフルエンザ等の発生予防の徹底について)</p>	<p>平成 23 年 12 月 27 日付け  23 日獣発第 299 号  (平成 23 年 12 月 21 日付け  23 消安第 4816 号)</p>
<p>犬等の輸出入検疫規則の一部を改正する省令等の施行について  (犬等の輸出入検疫規則の一部を改正する省令等の施行について)</p>	<p>平成 24 年 1 月 5 日付け  23 日獣発第 308 号  (平成 23 年 12 月 27 日付け  23 消安第 4923 号)</p>
<p>高病原性鳥インフルエンザに関する防疫作業マニュアルの作成について  (高病原性鳥インフルエンザに関する防疫作業マニュアルの作成について)</p>	<p>平成 24 年 1 月 6 日付け  23 日獣発第 311 号  (平成 23 年 12 月 26 日付け  23 消安第 4907 号)</p>
<p>中国における口蹄疫の新たな発生に伴う畜産関係者等への指導の徹底について  (中国における口蹄疫の新たな発生に伴う畜産関係者等への指導の徹底について)</p>	<p>平成 24 年 1 月 18 日付け  23 日獣発第 317 号  (平成 24 年 1 月 10 日付け  23 消安第 5052 号)</p>
<p>台湾における低病原性鳥インフルエンザの新たな発生に伴う畜産関係者等への指導の徹底について  (台湾における低病原性鳥インフルエンザの新たな発生に伴う畜産関係者等への指導の徹底について)</p>	<p>平成 24 年 1 月 19 日付け  23 日獣発第 318 号  (平成 24 年 1 月 12 日付け  23 消安第 5086 号)</p>
<p>家きん飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況調査の実施等について  (家きん飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況調査の実施等について)</p>	<p>平成 24 年 1 月 20 日付け  23 日獣発第 319 号  (平成 24 年 1 月 17 日付け  23 消安第 5132 号)</p>
<p>ノルウェーから日本へ輸入される犬等の輸入条件の変更等について  (犬等の輸出入検疫規則の一部を改正する省令等の施行について)</p>	<p>平成 24 年 1 月 24 日付け  23 日獣発第 321 号  (平成 24 年 1 月 20 日付け  23 消安第 5159 号)</p>
<p>台湾における口蹄疫の続発に伴う畜産関係者等への指導の徹底について  (台湾における口蹄疫の続発に伴う畜産関係者等への指導の徹底について)</p>	<p>平成 24 年 2 月 1 日付け  23 日獣発第 324 号  (平成 24 年 1 月 24 日付け  23 消安第 5338 号)</p>
<p>試験研究材料に関する動物検疫における輸入手続きの徹底について  (試験研究材料に関する動物検疫における輸入手続きの徹底について)</p>	<p>平成 24 年 2 月 1 日付け  23 日獣発第 325 号  (平成 24 年 1 月 25 日付け  23 動検第 996 号)</p>
<p>放射性セシウムを含む飼料の暫定許容値の見直し等について  (放射性セシウムを含む飼料の暫定許容値の見直しについて)  (飼料の暫定許容値見直しを踏まえた今後の対応について)  (平成 23 年産稲から生じる稲わらの取扱いに関する周知徹底について)</p>	<p>平成 24 年 2 月 7 日付け  23 日獣発第 326 号  (平成 24 年 2 月 3 日付け  23 消安第 5339 号、  23 生産第 2300 号、  23 水推第 947 号)  (平成 24 年 2 月 3 日付け  23 生畜第 2255 号、  23 消安第 5364 号)  (平成 24 年 2 月 3 日付け  23 生畜第 2277 号)</p>
<p>獣医師を通じた飼料の暫定許容値の見直しの周知徹底について (依頼)  (「放射性セシウムを含む飼料の暫定許容値見直しについて」の周知への協力をお願いについて)</p>	<p>平成 24 年 2 月 7 日付け  23 日獣発第 327 号  (平成 24 年 2 月 6 日付け  事務連絡)</p>



「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針」の一部改正について (動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針について)	平成 24 年 2 月 16 日付け 23 日獣発第 333 号 (平成 24 年 2 月 3 日付け 環自総発第 120203002 号)
日本から EU 域内に犬、猫又はフェレットを持ち込む場合の衛生証明書様式の変更について (日本から EU 域内に犬、猫又はフェレットを持ち込む場合の衛生証明書様式の変更について)	平成 24 年 2 月 29 日付け 23 日獣発第 339 号 (平成 24 年 2 月 15 日付け 23 動検第 1129 号)
病院・診療所における向精神薬取扱いの手引の改訂について (病院・診療所における向精神薬取扱いの手引の改訂について)	平成 24 年 2 月 29 日付け 23 日獣発第 340 号 (平成 24 年 2 月 15 日付け 薬食監麻発 0215 第 2 号)
「家畜改良増殖法施行規則」の一部改正及び「種畜の等級の判定基準」等の改正について (家畜改良増殖法施行規則の一部改正について)	平成 24 年 3 月 12 日付け 23 日獣発第 347 号 (平成 24 年 3 月 2 日付け 23 生畜第 2345 号)
口蹄疫に関する防疫対策の強化について (口蹄疫に関する防疫対策の強化について)	平成 24 年 3 月 15 日付け 23 日獣発第 350 号 (平成 24 年 3 月 2 日付け 23 消安第 6020 号)
台湾における高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫の新たな発生に伴う畜産関係者等への指導の徹底について (台湾における高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫の新たな発生に伴う畜産関係者等への指導の徹底について)	平成 24 年 3 月 15 日付け 23 日獣発第 351 号 (平成 24 年 3 月 6 日付け 23 消安第 6130 号)
ロシア極東地方における口蹄疫の発生に伴う畜産関係者等への指導の徹底について (ロシア極東地方における口蹄疫の発生に伴う畜産関係者等への指導の徹底について)	平成 24 年 3 月 16 日 23 日獣発第 355 号 (平成 24 年 3 月 9 日付け 23 消安第 6174 号)
感染症発生動向調査事業等においてゆうパックにより検体を送付する際の留意事項について (周知依頼) (感染症発生動向調査事業等においてゆうパックにより検体を送付する際の留意事項について (周知依頼))	平成 24 年 3 月 27 日付け 23 日獣発第 357 号 (平成 24 年 3 月 15 日付け 23 健感発 0315 第 3 号)
飼料中の放射性セシウムの暫定許容値の見直し等について (飼料中の放射性セシウムの暫定許容値の見直しについて) (飼料の暫定許容値見直し等を踏まえた今後の対応について)	平成 24 年 3 月 29 日付け 23 日獣発第 358 号 (平成 24 年 3 月 23 日付け 23 消安第 6608 号、 23 生畜第 2777 号、 23 水推第 1126 号) (平成 24 年 3 月 23 日付け 23 生畜第 2778 号、 23 消安第 6618 号)

注：( ) 内は省庁・団体・機関からの通知の件名、文書番号等

#### ウ 研修用教材等の作成・提供

適正な動物医療の提供等の獣医療の質の確保を図るとともに、獣医療技術・知識の向上等を通じて獣医師専門職の人材養成に資するため、生涯研修用教材等（獣医師生涯研修用教材としての CD-ROM [眼科シリーズ（水晶体の検査、前眼部の検査）、公衆衛生編（人と動物の共通感染症）・産業動物編（牛の発情・排卵同期化と定時人工授精）2編合作] 等）の提供を行った。

また、地方自治体や動物病院等で動物愛護管理の普及教育に用いる教材として、動物適正飼育教材「犬のしつけテキスト」、「猫のテキスト」、「今から考えよう高齢犬のケア」を作成し提供した。

## 5 獣医事対策等国内外連携交流推進事業

### (1) 連携推進会議等の開催

ア 関係省庁、大学等教育機関、会員、関係団体・企業等との連携・調整

(ア) 団体間の連携推進のため、日本小動物獣医師会との幹部会議を 10 月 26 日に開催した。

(イ) 家庭動物をめぐる環境の変化、東日本大震災を契機にクローズアップされた緊急災害時における動物救護の在り方等、家庭動物を巡る諸課題に的確に対応するため、関係業界が協働・協

- 調して家庭動物業界の問題点とその解決に向けての方策に関する取組を進めるための意見交換の場として第2回家庭動物業界団体・企業代表者懇談会を平成24年3月1日に開催した。
- (ウ) 各地区を構成する地方獣医師会が開催する関係会議等に本会役職員が出席し、事業推進協議・意見交換等を行った (10頁の「(16)地方獣医師会関係」を参照)。
- (エ) その他、関係機関・団体・企業等が開催する会議・行事等に本会役職員が出席し、事業推進協議・意見交換等を行った (11頁の「(17)関連会議・行事」を参照)。

## (2) 獣医事・獣医学術国際交流

### ア 世界獣医学協会 (WVA) 等の国際団体

- (ア) 平成23年10月1日、「2011動物感謝デー in JAPAN」を、獣医師職域の広報のためのイベントとしてWVAが提唱するワールドベテリナリーデー「World Veterinary Day」を兼ねて開催した。なお、開催に当たっては、WVAの承諾を得て後援名義を使用した (91頁の「4(1)ア動物感謝デー in JAPANの開催」を参照)。
- (イ) 平成23年10月10～14日に世界獣医学協会 (WVA) 大会が、南アフリカ共和国・ケープタウンで開催され、日本獣医師会からは山根会長が出席した。13日に開催された総会では、ジョルナ WVA 会長 (オランダ) の開会挨拶の後、山根会長から東日本大震災における各国からの支援に対する感謝の辞が述べられた。総会では現在3年ごとに開催されている世界獣医学大会 (WVC) を2年ごとに開催するように規約が改正されたほか、次期役員の変更が行われた。次回総会は2013年9月17～20日、プラハ (チェコ) で開催される大会期間中に開催される予定である。
- (ウ) 平成24年3月29日にアジア獣医師会連合 (FAVA) 代表者会議が、日本獣医師会の主催により、東京都港区白金台の八芳園で開催され、近藤副会長及び矢ヶ崎専務理事が出席した。代表者会議には、8カ国15名の参加者があった。会議において、日本獣医師会は、東日本大震災における各国の援助に対する謝意を表し、マイクロチップによる個体識別事業に関する報告を行った。また、同会議にオブザーバーとして参加したアフガニスタン獣医師会のFAVAへの加盟が承認された。次回のFAVA代表者会議は、2013年1月4～6日、台北 (台湾) で開催されるFAVA大会期間中に開催される予定である。

### イ 訪問受け入れ

平成23年度においては、海外から以下の者の訪問を受け入れ、意見交換を行った。

北海道獣医師会 JICA 獣医技術研修員

11月18日

### ウ 神戸アニマルケア国際会議2012 (ICAC KOBE 2012)

平成24年2月18～19日、「りぶ・らぶ・あにまるず第2回神戸アニマルケア国際会議2012」が、神戸市にて公益社団法人Knotsとともに日本獣医師会が主催して開催された。会議においては、日本獣医師会が主催した「東日本大震災における被災動物対応の現状と今後の課題ー放射線物質汚染への対応を考える」、「多様な対応が求められる動物医療」など、9つのワークショップが企画され、およそ500名の参加者があった。次回の国際会議は、2014年に開催される予定である。

### エ 学術振興資金獣医学術振興対策

獣医学術の振興・普及をはじめ、獣医療の提供等を通じての獣医事の向上等に資するため、平成23年度における中村寛獣医学術振興資金は、中村寛獣医学術振興資金運営規程に基づき、次の2件の対象事業を後援の上、協賛した。

	対象事業	事業の後援先	実施期間(期日)
1	ヤマネコ保護活動支援事業	九獣連ヤマネコ保護協議会	平成23年4月1日～ 平成24年3月31日
2	「平成23年度動物感謝デー in KYOTO」 府民公開フォーラム	社団法人京都府獣医師会	平成23年9月19日

### (3) その他の後援・協賛・賛助等支援活動

獣医事対策等を推進するに当たって、関係団体等から申請のあった以下の公益目的事業等に対し、本会の後援名義の使用及び協賛・賛助等を行った。

#### (ア) 後援名義等

本会の後援名義等の使用について、団体等からの申請があった以下の行事について後援名義等の使用を許可した。

##### a 後援

- ・東日本大震災 動物救護支援シンポジウム(社北海道獣医師会)

##### b 後援名義

- ・WJVF 第2回大会(公益社団法人日本動物病院福祉協会)
- ・どうぶつ家族の会 震災チャリティー大集会(どうぶつ家族の会)
- ・第13回日本臨床獣医学フォーラム年次大会2011(一般社団法人日本臨床獣医学フォーラム)
- ・第32回動物臨床医学会年次大会(動物臨床医学会)
- ・東日本大震災支援講習会(社青森県獣医師会)
- ・動物愛護フェスティバル2011 インおかや(動物愛護フェスティバル2011 インおかや)
- ・第8回特定非営利活動法人動物愛護社会化推進協会公開シンポジウム「飼い主が望む緊急災害時の動物救援体制を考える」(特定非営利活動法人動物愛護社会化推進協会)
- ・第6回JAPDTカンファレンス(特定非営利活動法人日本ペットドッグトレーナーズ協会)
- ・WRD(世界狂犬病デー)シンポジウム(狂犬病臨床研究会)
- ・第64回全国装蹄競技大会、第53回全国牛削蹄競技大会(社日本装蹄師会)
- ・Thanks Horse Days(馬による「こころの憩いの日」)(Thanks Horse Days 実行委員会)
- ・日本獣医内科学アカデミー/日本獣医臨床病理学会2012年大会(日本獣医内科学アカデミー)
- ・第11回りぶ・らぶ・あにまるず FESTIVAL2011(公益社団法人 Knots)
- ・ジャパンドッグフェスティバル2011(社ジャパンケネルクラブ)
- ・ヒューメインセンタージャパン(HCJ)事業「ヒューメインエデュケーション-寄り添う心を創る-講演・ワークショップ(公益社団法人 Knots)
- ・第3回京都市獣医師会「京都動物フォーラム2012」(社京都市獣医師会)
- ・災害時における Zoonosis の事前・事後の対策シンポジウム(社東京都家庭動物愛護協会)
- ・Sippo Festa 2011(特定非営利活動法人ワンワンパーティクラブ)
- ・「ポニーとこども」全国フォーラム(財ハーモニィセンター)
- ・第4回日本動物大賞(財日本動物愛護協会)
- ・Dogs Walk For Keep Clean 第13回全国一斉! クリーン作戦(特定非営利活動法人ワンワンパーティクラブ)
- ・2012 ジャパンペットフェア(一般社団法人日本ペット用品工業会、ジャパンペットフェア実行委員会)
- ・第22回全日本獣医師テニス大会(第22回全日本獣医師テニス大会)

##### c 協賛名義

- ・平成23年度「どうぶつ愛護のつどい」(広島県動物愛護センター)
- ・インターペット2012(一般社団法人ペットフード協会、メサゴ・メッセフランクフルト(株))

#### (イ) 協賛・賛助等

本会への協賛、賛助等の依頼があった団体に対して以下のとおり支援を行った。

- ・全国家畜保健衛生業績発表会協賛会
- ・日本獣医史学会
- ・鶏病研究会
- ・(社)日本動物用医薬品協会
- ・(社)全国和牛登録協会
- ・食と動物の感謝祭2011

## 6 獣医事対策等調査研究事業

### (1) 獣医療提供体制整備推進総合対策事業

獣医療提供体制整備推進協議会（以下、「協議会」という。）が農林水産省の補助を受けて実施した平成23年度食の安全・消費者の信頼確保対策事業のうち獣医療提供体制整備推進総合対策事業（新規獣医師臨床研修促進事業及び管理獣医師等育成支援事業）について協議会の事務を行うとともに、本事業の一部を、協議会会員として分担実施した。

なお、事業の運営については、事業推進検討会を開催して検討し、事業の円滑な実施に資した。

#### ア 事業の実施状況：

##### (ア) 新規獣医師臨床研修促進事業

新規獣医師を対象とした現場経験豊かな獣医師や獣医関係法令に関する学識経験者を講師として、コミュニケーション能力、職業倫理向上のための講習会を開催することにより、生産農家に信頼され、社会から必要とされる獣医師の育成に資するため、地方獣医師会、関係機関・団体等の協力を得て、臨床現場で十分な力を発揮するための生産農家とのコミュニケーションスキル、社会の信頼に応え、専門職としての倫理観を養成するための職業倫理、関係法令等に関する研修会を実施するとともに、現場におけるスキル向上のため、新規獣医師の実践的な知識・技術を修得するための実習を実施した。

##### (イ) 管理獣医師等育成支援事業

地方獣医師会、関係機関・団体等の協力を得て、臨床獣医師が管理獣医師としての知識・技術を修得するための講習会及び実習、管理獣医師の業務とその重要性を広く普及・啓発するシンポジウム、臨床獣医師が高度獣医療に係わる知識を身につけるための講習会及び実習を実施した。

イ 事業の実施期間： 平成23年6月15日から平成24年3月31日

ウ 事業の結果：

「平成23年度獣医療提供体制整備推進総合対策事業実績報告書」としてとりまとめ、協議会に提出した。

#### 《平成23年度「新規獣医師が基礎的な臨床技術を習得するための現場実習」の開催状況》

地区	都道府県	開催場所（開催地）	開催期日	実習内容（指導者・所属）	参加者数
北海道	北海道	北海道農業共済組合連合会研修所（江別市新栄台92番地）	10月14日（金） 13：00～16：10	乳房炎由来 Streptococci の菌種鑑別と臨床応用（草場信之・北海道農業共済組合連合会）	19名
東北	秋田県	秋田県民会館・ジョイナス（秋田市千秋明徳町2-52）	①10月5日（水） 15：40～17：10 ②10月6日（木） 9：10～10：45	マイコプラズマ性乳房炎－診療現場における診断と防除－（草場信之・北海道農業共済組合連合会）	39名
関東	東京都	全国農業共済会館（千代田区一番町19）	11月29日（火） 9：30～12：00	臨床現場における乳房炎対応について（藤田宏子・千葉県農業共済組合連合会）	24名
中部	富山県	富山県民会館（富山市新総曲輪4-18）	11月18日（金） 13：00～16：00	クロモアガー培地を使用した細菌培養（清水典子・千葉県農業共済組合連合会）	28名
近畿	大阪府	たかつガーデン（大阪府教育会館）（大阪市天王寺区東高津町7-11）	11月8日（火） 10：00～12：00	乳房炎原因菌の検査法（山城幸夫・兵庫県農業共済組合連合会）	18名
中国・四国	徳島県	サンシャイン徳島アネックス（徳島市南出来島2丁目9）	10月21日（金） 9：00～11：30	乳房炎原因菌の検査法（山城幸夫・兵庫県農業共済組合連合会）	35名
九州	熊本県	熊本県農業共済組合本所（熊本市城南町舞原451-6）	10月27日（木） 10：00～12：00	牛の局所麻酔・重挽馬の排卵時期の予測（三木 渉・北海道農業共済組合連合会）	46名
全国7地区7回				受講者合計：209名	

《平成23年度「新規獣医師が職業倫理、関係法令、コミュニケーションスキル等を修得するための講習会」の開催状況》

地区	都道府県	開催場所（開催地）	開催期日	研修内容（講師・所属）	受講者数
北海道	北海道	札幌コンベンションセンター（札幌市白石区東札幌6条1丁目1-1）	2月3日（金） 13：30～16：30	①職業倫理・関係法令（北村直人・農場管理獣医師協会） ②コミュニケーションスキル（工藤智徳・人財科学研究所）	21名
東北	岩手県	ホテル東日本（盛岡市大通3-3-18）	8月29日（月） 13：00～17：00	①職業倫理（武蔵昌文・宮城県農業共済組合連合会） ②関係法令（坂本正光・岩手県中央家畜保健衛生所） ③コミュニケーションスキル（板垣昌志・山形県農業共済組合連合会）	24名
関東	埼玉県	大宮ラフォーレ清水園（さいたま市大宮区東町2-204）	2月23日（木） 13：30～17：00	①職業倫理（高橋謙治・土屋総合法律事務所） ②関係法令（斉藤良幸・埼玉県農林部）（間嶋順一・山田和男税理士事務所）（新井陽子・埼玉県保健医療部）	53名
関東	東京都	農林水産省共済組合南青山会館（東京都港区南青山5-7-1-10）	2月11日（土） 9：30～17：00	①口蹄疫からの復興におけるコミュニケーション（壺岐佳浩・みやざき農業共済組合） ②口蹄疫被災者のメンタルケアに役立つコミュニケーション（蒔田浩平・酪農学園大学） ③口蹄疫対策チームに求められたコミュニケーション（柴田正志・NDK：農場どないすんねん研究会） ④『やぐら鶴』で学ぶ口蹄疫対策チームに必要なチームコミュニケーション（堀北哲也・NDK：農場どないすんねん研究会） ⑤ふりかえり（柴田正志・NDK：農場どないすんねん研究会）	36名
関東	神奈川県	株式会社日本動物高度医療センター（神奈川県川崎市）	1月20日（金） 20：00～22：30	①診療室でのコミュニケーションと関係法令の遵守（夏堀雅宏・日本動物高度医療センター）	21名
関東	神奈川県	株式会社日本動物高度医療センター（神奈川県川崎市）	2月29日（水） 18：30～21：00	①判例に学ぶ～獣医療訴訟と二次診療～（岩上悦子・日本大学医学部） ②小動物臨床におけるインフォームドコンセントの重要性（中森あずさ・（株）イクス・キュア コーポレーション）	23名
中部	岐阜県	じゅうろくプラザ（岐阜市橋本町1-10-11）	10月21日（金） 13：30～16：00	①職業倫理（溝口博史・岐阜県農政部畜産科） ②関係法令（溝口博史・岐阜県農政部畜産科） ③コミュニケーションスキル（北川均・岐阜大学応用生物科学部教授）	15
近畿	京都府	京都獣医畜産会館（京都市下京区西七条掛越町65）	11月9日（水） 13：00～17：00	①職業倫理（北村直人・農場管理獣医師協会） ②食の安全を守る獣医師－原発事故（ベクレル）と向き合う 管理獣医師の役割－（北村直人・農場管理獣医師協会） ③関係法令（八谷純一・京都府農林水産部畜産課） ④コミュニケーションスキル（石井一功・石井動物病院）	39名

中国	岡山県	岡山コンベンションセンター (岡山市北区駅元町14-1)	10月27日(木) 13:00~16:30	①職業倫理(中川秀樹・日本大学生物資源科学部講師) ②関係法令(清水淳也・岡山県農林水産部畜産課) ③コミュニケーションスキル(佐藤和久・岡山県農林水産部耕地課)	34名
四国	徳島県	ホテルグランドパレス (徳島市寺島本町西1-60-1)	2月16日(木) 13:00~16:00	①職業倫理(中川秀樹・日本大学生物資源科学部講師) ②関係法令(岸本雅人・徳島県畜産課環境衛生担当係長) (丸谷永一・徳島県畜産課環境衛生担当主任主事) ③コミュニケーションスキル (榎谷雅文・北海道デイリーマネージメントサービス)	19名
九州	宮崎県	JA・AZM別館 (宮崎市霧島1-1-1)	1月16日(月) 13:30~18:10	①職業倫理(北村直人・農場管理獣医師協会) ②関係法令(清武 真・宮崎県宮崎家畜保健衛生所) ③コミュニケーションスキル(工藤智徳・人財科学研究所)	32名
全国8地区10箇所				受講者合計:317名	

《平成23年度「新規獣医師が職業倫理、関係法令、コミュニケーションスキル等を習得するための現場実習」の開催状況》

地区	都道府県	開催場所(開催地)	開催期日	実習内容(指導者・所属)	参加者数
東北	岩手県	山里牧場 (花巻市葛)	9月20日(火)	職業倫理、関係法令、コミュニケーションスキル(白石俊哉・岩手中部農業共済組合)	1名
東北	岩手県	NOSAI盛岡 葛巻家畜診療所 (葛巻町葛巻)	10月3日(月)	職業倫理、関係法令、コミュニケーションスキル(村澤栄一・盛岡地域農業共済組合葛巻家畜診療所)	1名
東北	山形県	NOSAI山形 庄内家畜診療所 (酒田市広野上割)	12月8日(木)	職業倫理、関係法令、コミュニケーションスキル(富樫英雄・山形県農業共済組合連合会庄内家畜診療所)	1名
東北	山形県	蔵王ファーム (山形市七浦)	1月9日(月)	職業倫理、関係法令、コミュニケーションスキル(庄司和明・山形県農業共済組合連合会中央家畜診療所)	1名
東北	山形県	山形県内陸食肉検査所 (山形市松波)	1月13日(金)	職業倫理、関係法令、コミュニケーションスキル(矢野 啓・山形県農業共済組合連合会中央家畜診療所)	1名
九州	宮崎県	(有)永田畜産小林食肉センター (小林市細野)	2月21日(火)	職業倫理、関係法令、コミュニケーションスキル(樋口まゆみ・宮崎県食肉衛生検査所)	1名
四国	徳島県	原田 茂農場 (勝浦郡勝浦町)	2月22日(水)	職業倫理、関係法令、コミュニケーションスキル(阿部敏晃・徳島家畜保健衛生所)	1名
東北	山形県	NOSAI山形 庄内家畜診療所 (酒田市広野上割)	2月29日(水)	職業倫理、関係法令、コミュニケーションスキル(阿部浩之・山形県農業共済組合連合会庄内家畜診療所)	1名
東北	山形県	NOSAI山形 置賜家畜診療所 (米沢市窪田町矢野目)	3月13日(火)	職業倫理、関係法令、コミュニケーションスキル (遠藤 洋・山形県農業共済組合連合会置賜家畜診療所)	1名
九州	宮崎県	宮崎県小林食肉衛生検査所 (小林市細野)	3月15日(木)	職業倫理、関係法令、コミュニケーションスキル (青石 晃・宮崎県食肉衛生検査所)	1名

四国	徳島県	筒井農場 (徳島市国府町)	3月16日(金)	職業倫理、関係法令、コミュニケーションスキル (岩佐隆範・徳島家畜保健衛生所)	1名
九州	宮崎県	小崎養豚場 (五ヶ瀬町三ヶ所)	3月22日(木)	職業倫理、関係法令、コミュニケーションスキル (入田茂幸・延岡家畜保健衛生所)	1名
全国3地区12箇所			受講者合計:12名		

《平成23年度「管理獣医師に必要な技術を修得するための実習」の開催状況》

地区	都道府県	開催場所(開催地)	開催期日	研修内容(講師・所属)	参加者数
関東	東京都	全国農業共済会館(東京都千代田区一番町19)	平成24年 1月25日(水) 13:00~17:00	代謝プロファイルテストを基にした乳牛の栄養管理指導 (木田克弥・帯広畜産大学)	9名
全国1地区1箇所			受講者合計:9名		

《平成23年度「管理獣医師の実践的な技術・知識を修得するための講習会」の開催状況》

地区	都道府県	開催場所(開催地)	開催期日	研修内容(講師・所属)	受講者数
北海道	北海道	北海道獣医師会館 (札幌市西区二十四軒45-9-3)	1月20日(金) 15:00~18:00	早期診断による効果的な抗生物質の使い方 (小久江栄一・東京農工大学名誉教授) (石関紗代子・サミットベテリナリーサービス)	42名
東北	岩手県	ホテル東日本 (盛岡市大通3-3-18)	11月25日(金) 13:00~17:00	私の畜産経営(中村陽二・農場管理獣医師協会理事) 群管理を含む生産獣医療、HACCP (大橋邦啓・農場管理獣医師協会)	30名
関東	茨城県	三の丸ホテル (水戸市三の丸2-1-1)	2月17日(金) 13:00~17:00	食の安心・安全を担う獣医師の役割 (北村直人・農場管理獣医師協会会長) 農場管理獣医師のあり方 (中村陽二・農場管理獣医師協会理事)	38名
中部	長野県	公立学校共済組合 ホテル信濃路 (長野市大字中御所岡田131-4)	11月10日(木) 13:00~17:00	食の安心・安全を担う獣医師の役割 (北村直人・農場管理獣医師協会会長) 養鶏における管理獣医師の役割 (坂井利夫・鶏病研究会本部専門委員)	45名
近畿	三重県	サンワーク津 (津市島崎町143-6)	2月9日(木) 13:00~17:00	食の安心・安全を担う獣医師の役割 (北村直人・農場管理獣医師協会会長) 鶏と豚に関するHACCP (赤地重光・三重LHSコンサルティング代表) 養豚獣医師の役割と今後の展望 (伊藤貢・日本養豚開業獣医師協会理事)	23名
中国	鳥取県	とりぎん文化会館 (鳥取市尚徳町101-5)	9月28日(水) 13:00~17:00	食の安心・安全を担う獣医師の役割 (北村直人・農場管理獣医師協会会長) 農場管理獣医師のあり方 (中村陽二・農場管理獣医師協会理事)	34名
四国	香川県	香川県獣医畜産会館 (高松市国分寺町福家甲3871-3)	11月9日(水) 13:00~15:30	農場管理獣医師のあり方 (中村陽二・農場管理獣医師協会理事)	44名
九州	鹿児島県	マリnpalesかごしま (鹿児島市与次郎2-8-8)	1月24日(火) 13:00~17:00	農場における食品安全対策と農場管理獣医師 養豚及び養鶏への応用 (岡本嘉六・鹿児島大学教授) 牛農場への応用(窪田力・鹿児島大学教授)	58名
全国8地区8箇所			受講者合計:314名		

《平成23年度「管理獣医師の理解醸成のためのシンポジウム」の開催状況》

地区	都道府県	開催場所（開催地）	開催期日	内 容（講師・所属）	参加者数
関東	東京都	東京都立駒沢オリンピック公園 （東京都世田谷区駒沢公園 1-1）	平成23年 10月1日（土） 11:00～14:00	<p>食の安全を守る管理獣医師</p> <p>①みんなで学ぼう「うしどんぶりができるまで」 （柴田正志・NDK：農場どないすんねん研究会） （堀北哲也・NDK：農場どないすんねん研究会） （松井匠作・NDK：農場どないすんねん研究会） （山田裕康・NDK：農場どないすんねん研究会） （尾崎文子・お茶の水女子大学学生サークルOchas） （久留悠希・お茶の水女子大学学生サークルOchas） （斎藤敦子・お茶の水女子大学学生サークルOchas） （藤万里子・お茶の水女子大学学生サークルOchas）</p> <p>②食の安全を守る獣医師 ～食卓の安心を支える「管理獣医師」～ （北村直人・農場管理獣医師協会）</p> <p>③食卓の安心・安全は農場から ～ FMVA 認証牛の現状 ～ （飯田 潔・農場管理獣医師協会）</p> <p>④農場管理獣医師について ～放射性セシウムに対応する「管理獣医師」～ （北村直人・農場管理獣医師協会）</p>	150名
北海道	北海道	札幌コンベンションセンター （北海道札幌市白石区東札幌6条1丁目 1-1）	平成24年 2月5日（日） 9:00～12:00	<p>食の安全を守る獣医師 —管理獣医師を知っていますか？—</p> <p>①座長：田島誉士（北海道大学獣医学研究科准教授）</p> <p>②基調講演：放射性セシウムと管理獣医師 （北村直人・農場管理獣医師協会会長）</p> <p>③講演：肉牛の生産にかかわる管理獣医師の役割 （大橋邦啓・農場管理獣医師協会事務局次長）</p> <p>④講演：養豚産業における獣医師の役割と将来—食の安全を担う Gate keeper 養豚管理獣医師— （大井宗孝・日本養豚開業獣医師協会代表理事）</p> <p>⑤講演：流通から見た FMVA 認証と生産現場に望むこと （植村光一郎・ミートコンパニオン常務取締役）</p> <p>⑥総合討論</p>	120名
全国2地区2箇所				受講者合計：270名	



《平成23年度「高度獣医療技術講習会」の開催状況》

地区	都道府県	開催場所（開催地）	開催期日	研修内容（講師・所属）	受講者数
北海道	北海道	札幌パークホテル （札幌市中央区南10条西3丁目）	1月15日（日） 15：00～18：00	小鳥の臨床～ここまで進んだ （工藤 慈・さっぽろ小鳥のクリニック院長）	105名
東北	青森県	ホテル青森 （青森市堤町1-1-23）	11月8日（火） 13：00～17：00	放射線管理から画像診断のブラッシュアップ （柿崎竹彦・北里大学助教）	27名
関東	栃木県	宇都宮ポートホテル （宇都宮市東宿郷2-4-1）	12月10日（土） 13：30～16：30	牛の各種疾患に対する画像診断の実際 （萩尾光美・宮崎大学教授）	32名
中部	新潟県	新潟東映ホテル （新潟市中央区弁天2-1-6）	12月8日（木） 13：00～15：20	ルーメン制御による牛疾病の予防 （佐藤 繁・岩手大学教授）	26名
近畿	大阪府	大阪ペピイ動物看護専門学校 （大阪市東成区中道3-8-15）	2月26日（日） 13：00～17：00	動画で学ぶ神経学 （織間博光・日本獣医生命科学大学名誉教授）	106名
中国	広島県	広島県農業共済組合連合会 （広島市東区光町1-2-23）	10月25日（火） 12：30～15：30	乳牛の難治性疾患における免疫機能の評価 （永幡 肇・酪農学園大学教授）	33名
四国	愛媛県	えひめ共済会館 （松山市三番町5-13-1）	12月11日（日） 13：00～17：00	肥育牛の生産獣医療一肉質の向上及び尿石症対策を中心として （渡辺大作・北里大学准教授）	35名
九州	大分県	大分県農業共済組合連合会 （大分市大道町3-1-1）	1月26日（木） 13：30～17：30	ルーメン制御による牛疾病の予防 （佐藤 繁・岩手大学教授） 産業動物の外科疾患の診断と治療 （渡辺大作・北里大学准教授）	45名
全国8地区8箇所				受講者合計：409名	

《平成23年度「高度獣医療技術実習」の開催状況》

地区	都道府県	開催場所（開催地）	開催期日	研修内容（講師・所属）	参加者数
北海道	北海道	北海道農業共済組合連合会 研修所 （江別市新栄台92番地）	10月31日（月） ～ 11月2日（水）	①局所麻酔（腰椎硬膜外麻酔・経静脈麻酔）（三木渉・北海道農業共済組合連合会） ②抗生物質療法、乳房炎防除対策（群における乳房炎管理）（草場信之・北海道農業共済組合連合会） ③繁殖障害治療と繁殖管理（鈴木貴博・北海道農業共済組合連合会）	6名
東北	山形県	山形県農業共済組合連合会 中央家畜診療所 （山形市大字七浦字北川原286-1）	11月9日（水） ～ 11月11日（金）	①家畜診療所の業務（我孫子透・山形県農業共済組合連合会） ②肉牛の事故防止対策：肥育牛のビタミンAコントロール（渡辺栄次・山形県農業共済組合連合会） ③肉牛の事故防止対策：肉牛の肺炎コントロール（加藤敏英・山形県農業共済組合連合会） ④繁殖和牛の診療及び損防の実際：最上地域の農場（斎藤才吉・山形県農業共済組合連合会） ⑤肥育牛の診療及び損防の実際：北村山地域の農場（植松正巳・山形県農業共済組合連合会）	4名

近畿	兵庫県	兵庫県農業共済組合連 合会 家畜臨床総合研修所 (神戸市西区狩場台 3-9-18)	11月17日(木) ～ 11月18日(金)	①抗菌剤と抗生剤治療(勝田賢・動物衛 生研究所東北支所) ②乳牛の飼料とRumen(生田健太郎・兵 庫県立淡路農業技術センター) ③乳牛の蹄病診断と治療(嵐泰弘・兵庫 県農業共済組合連合会)	17名
東北	青森県	北里大学獣医学部 (青森県十和田市)	平成24年 3月11日(日) 13:00～16:00	消化管内視鏡検査の技術実習 「模型およびビーグル犬を用いての上部 消化管へのスコープ挿入の練習」 (岡野昇三・北里大学) (前田賢一・北里大学)	2名
東北	青森県	北里大学獣医学部 (青森県十和田市)	平成24年 3月14日(水) 18:00～21:00	超音波検査の技術実習 「ビーグル犬を用いての超音波検査の練 習」(柿崎竹彦・北里大学)	6名
関東	神奈川県	株式会社日本動物高度 医療センター (神奈川県川崎市)	平成23年 6月24日～平成24 年3月13日までの 間127日実施。	①高度獣医療におけるインフォームド・ コンセント ②高度獣医療に必要とされる臨床知識と 手技 ③高度獣医療における検査法・診断法 ④高度獣医療における動物の管理法 ※主に以下の診療科目において来院動物 の対応を中心に実習を行う。 ・循環器系疾患:心不全、心筋症、不整 脈(頻脈性、徐脈性)、弁膜症(僧帽弁、 大動脈弁)、静脈・リンパ管疾患、高血 圧症 ・呼吸器系疾患:上部気道疾患、呼吸不 全、呼吸器感染症、閉塞性・拘束性肺 疾患(気管支炎、気管支喘息、気管支 拡張症)、肺循環障害(肺塞栓・肺梗塞)、 異常呼吸、(過換気症候群)、胸膜、縦 隔、横隔膜疾患(自然気胸、胸膜炎)、 肺腫瘍 ・血液/造血器/リンパ網内系疾患:貧血 (鉄欠乏貧血、二次貧血)、白血病、悪 性リンパ腫、出血傾向・紫斑病(播種 性血管内凝固:DIC) ・神経系疾患:脳神経疾患、痴呆性疾患、 脳/脊髄疾患、変性疾患、脳炎/髄膜炎、 末梢神経疾患 ・運動器(筋骨格)系疾患:骨折、関節 の脱臼/亜脱臼、靭帯損傷、骨代謝性疾 患、椎間板疾患 ・腫瘍系疾患:内分泌系腫瘍、造血器系 腫瘍、皮膚腫瘍、骨格系腫瘍、消化器 系腫瘍、軟部組織肉腫、乳腺腫瘍、泌 尿生殖器腫瘍、呼吸器腫瘍、胸腔腫瘍、 眼の腫瘍 ・消化器系疾患:食道・胃・十二指腸疾 患、小腸・大腸疾患、胆嚢・胆管疾患、 肝疾患、膵臓疾患(急性・慢性膵炎)、 横隔膜・腹壁・腹膜(腹膜炎、急性腹 症、ヘルニア) ・腎/尿路系疾患:腎不全(急性/慢性腎 不全/透析)、原発性糸球体疾患(腎炎/ ネフローゼ)、全身性疾患による腎障害 (糖尿病性腎症)、腎/尿路疾患(尿路 結石、尿路感染症)	27

				<ul style="list-style-type: none"> <li>・内分泌/栄養/代謝系疾患：視床下部/下垂体疾患（下垂体機能障害）、甲状腺疾患（甲状腺機能亢進症、甲状腺機能低下症）、副腎不全、糖代謝異常（糖尿病、糖尿病の合併症、低血糖）、高脂血症、蛋白および核酸代謝異常 (小川博之・日本動物高度医療センター) (夏堀雅宏・日本動物高度医療センター) (松永 悟・日本動物高度医療センター) (福島 潮・日本動物高度医療センター) (小野憲一郎・日本動物高度医療センター) (平尾秀博・日本動物高度医療センター)</li> </ul>	
中国	鳥取県	公益財団法人動物臨床医学研究所倉吉動物医療センター・山根動物病院（鳥取県倉吉市八屋 209-1）	12月11日（日）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目の検査法（山形静夫・山形動物病院）</li> <li>・血液検査法（下田哲也・山陽動物医療センター）</li> <li>・心エコー法（高島一昭・倉吉動物医療センター・山根動物病院）</li> </ul>	22名
中国	岡山県	公益財団法人動物臨床医学研究所山陽動物医療センター（岡山県赤磐市河本 357-1）	1月14日（土）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顕微鏡を用いた末梢血、骨髄塗抹の見方（下田哲也・山陽動物医療センター）</li> </ul>	5名
中国	鳥取県	公益財団法人動物臨床医学研究所倉吉動物医療センター・山根動物病院（鳥取県倉吉市八屋 209-1）	1月19日（木）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手術準備の実際及び症例検討 (高島一昭・倉吉動物医療センター・山根動物病院)</li> </ul>	13名
中国	鳥取県	公益財団法人動物臨床医学研究所米子動物医療センター（鳥取県米子市米原 5-6-17）	2月9日（木）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・循環器疾患の診断と治療及び症例検討 (山根 剛・米子動物医療センター)</li> </ul>	14名
全国5地区8箇所			受講者合計：116名		

## （2）現代新疾病等用動物用医薬品実用化推進研究開発事業

平成23年度において、(財)畜産生物科学安全研究所の委託事業として「現代新疾病等用動物用医薬品実用化推進研究開発事業」を次のとおり実施した。なお、本委託事業は平成21年度から3カ年計画で実施され、本年が最終年度であった。

### ア 事業の実施状況：

#### 動物用医薬品の治験モニタリング事業

畜産生産現場が必要としている動物用医薬品等について、その実用化候補医薬品の承認申請に係る治験が関係法令に基づき適正に行われていることを確保するため、関係会議出席、関係者との調整等の業務を行った。

### イ 事業の実施期間： 平成23年4月1日から平成24年3月31日

### ウ 事業の結果：

「平成23年度 臨床・生産現場の実用化推進調査委託事業実績報告書」としてとりまとめ、(財)畜産生物科学安全研究所に提出した。

## 公益Ⅱ 獣医学術の振興・普及及び獣医師人材の育成対策の推進に関する事業

### 1 獣医学術学会事業

#### (1) 獣医学術学会年次大会の開催

ア 獣医学術の振興及び調査研究並びに獣医師その他獣医療従事者の人材育成の推進を図るため、日本獣医師会の主催、北海道獣医師会の共催、日本獣医学会の企画協力により、平成 24 年 2 月 3 日(金)から 5 日(日)の 3 日間、札幌市の札幌コンベンションセンターにおいて、農林水産省、環境省、厚生労働省、文部科学省、北海道、札幌市、日本学術会議の後援のもとに学会年次大会(北海道)を開催した。

#### 《平成 23 年度 日本獣医師会獣医学術学会年次大会(北海道)開催状況》

開催場所	開催期日	発表区分	産業動物	小動物	公衆衛生	計	参加登録者数
札幌コンベンションセンター (札幌市)	年次学会： 平成 24 年 2 月 3 日～5 日	特別講演等※1	50 題※2	60 題	39 題	149 題	1,884 名
		地区学会長賞受賞講演	20 題	21 題	17 題	58 題	
		一般口演	48 題※2	22 題	6 題	76 題	
		研究報告	12 題	16 題	10 題	38 題	
合計			130 題	119 題	72 題	321 題	

※1 平成 23 年度日本獣医師会獣医学術賞「獣医学術奨励賞」受賞者記念講演を含む。

※2 「生産獣医療における国境なき感染症の流行現況と対策に関する国際シンポジウム」における講演を含む。

#### (2) 獣医学術賞の選考・審査

ア 本会では、わが国獣医学術の一層の発展を図ることを目的として「日本獣医師会獣医学術賞」を設置し、毎年、獣医学術の振興・普及並びに調査研究に著しく貢献した者に授与することとしている。

平成 23 年度は、獣医学術功績者選考委員会による選考・審査の結果、次により受賞業績を選考し、獣医学術学会年次大会(北海道)の場において日本獣医師会会長から本賞(賞状)を、動物関連産業界等協賛会社から副賞(研究奨励費)をそれぞれ授与して表彰した。

(ア) 獣医学術功績者選考委員会〔委員長：酒井健夫(日本獣医師会理事)〕は平成 23 年 11 月 16 日及び平成 24 年 2 月 4 日の 2 回開催した。

(イ) 第 1 回委員会では、学会学術誌(日本獣医師会雑誌：平成 21 年 8 月号～平成 23 年 7 月号の原著・短報)に掲載された研究論文の中から「獣医学術奨励賞」を、また「獣医学術功労賞」については所定の手続きを経て推薦のあった業績の中からそれぞれ審査・選考を行った。

また、第 2 回委員会では、平成 23 年度獣医学術学会年次大会(北海道)において発表された地区学会長賞受賞講演の中から「獣医学術学会賞」を選考した。

#### 《平成 23 年度 日本獣医師会獣医学術賞受賞研究業績及び受賞者氏名》

##### 〔産業動物部門〕

獣医学術奨励賞： Two-step vaccine program の牛ウイルス性下痢ウイルス 2 型に対する有用性評価(日本獣医師会雑誌第 64 巻第 6 号)

加藤 肇(根室地区農業共済組合西春別支所)、他

獣医学術学会賞： サラブレッド新生仔管理における APGAR スコアを用いた健康状態評価の有用性の検討 津田朋紀（ノーザンファーム（北海道）、他

獣医学術功労賞： 産業動物獣医内科学における学術の業績とその普及実績 内藤善久（岩手大学・名誉教授）

〔小動物部門〕

獣医学術奨励賞： 中/内耳疾患を疑う犬における聴性脳幹誘発反応の有用性の検討（日本獣医師会雑誌第63巻第7号） 長村 徹（おさむら動物病院（大阪府）、他

獣医学術学会賞： 犬の肝外性門脈体循環シャントの新しい分類法と最適な血管閉鎖部位の検討 浅野和之（日本大学・獣医外科）、他

獣医学術功労賞： 小動物における再建外科に関する研究と普及 田中茂男（前日本大学・教授）

〔公衆衛生部門〕

獣医学術奨励賞： 長崎県沿岸における *Vibrio vulnificus* の分布と環境因子（日本獣医師会雑誌第62巻第8号） 山崎省吾（長崎県環境保健研究センター）、他

獣医学術学会賞： 馬肉を原因食品とする食中毒病因物質の解明とその予防法 新井陽子（埼玉県食肉衛生検査センター）、他

獣医学術功労賞： 有害真菌の食品危害と病原性因子に関する研究 高鳥浩介（前国立医薬品食品衛生研究所・部長）

（3）獣医学術地区学会との連携

平成 23 年度に地区単位で開催された獣医学術地区学会と相互連携を行い、平成 23 年度獣医学術学会年次大会（北海道）において、各地区学会で優秀演題として選出された地区学会長賞受賞演題を対象に地区学会長賞受賞講演として発表が行われた。

《平成 23 年度 獣医学術地区学会開催状況》

開催地区 (担当地方会)	開催場所	開催期日	地区学会発表演題数				参加者数
			産業動物	小動物	公衆衛生	計	
北海道 (北海道)	北海道大学	9月 8,9日	85(4)	49(4)	21(1)	155(9)	678名
東北 (山形県)	—	—	—(1)	—(0)	—(1)	—(2)	—
関東・東京 (神奈川県)	日本大学生物資源科学部	9月11日	17(2)	37(4)	19(2)	73(8)	832名
中部 (福井県)	アオッサ	8月28日	23(2)	23(2)	16(2)	62(6)	483名
近畿 (神戸市)	大阪府立大学	10月16日	26(2)	56(3)	10(2)	92(7)	389名
中国 (広島県)	ホテルグランヴィア広島	10月 15,16日	39(4)	51(4)	27(4)	117(12)	345名
四国 (高知県)	高知城ホール	9月11日	15(1)	17(1)	8(1)	40(3)	169名
九州 (長崎県)	長崎市ブリックホール	10月30日	60(4)	56(4)	24(4)	140(12)	788名
計(7カ所)			265(20)	289(22)	125(17)	679(59)	3,684名

注：演題数の（ ）内数字は、地区学会長賞受賞研究業績数。

## 2 部会委員会等運営事業（獣医学術振興対策関係）

### （1）職域別の部会委員会の運営（学術部会関係）

ア 関係する各部会の委員会の開催と検討状況

（ア）学術・教育・研究委員会

学術・教育・研究委員会〔委員長：酒井健夫（日本獣医師会理事）〕を平成23年11月9日に開催し、今期の検討テーマである「獣医学教育体制の整備充実に向けて－獣医学教育におけるモデル・コアカリキュラムの実践体制と外部評価の実施体制の整備－」について検討を行った。

① 外部評価の方向性については、コア・カリキュラムを踏まえた評価方法の構築を行うとともに、全国大学獣医学関係代表者協議会（第三者評価委員会）、日本学術会議（獣医学研究連絡委員会）、日本獣医学会、大学基準協会等の関係機関と連携しつつ、外部評価の実施による教育改善の検証の実施を目指すこととされた。

② 外部評価の組織体制については、既存の外部評価システム（大学基準協会、薬学教育評価機構、欧米の獣医学教育評価事例等）について、評価の方法（全ての大学が参加するための条件）・評価を実施する人材の確保（各獣医学系大学からの派遣）・評価のための組織（新たな組織設立、若しくは既存組織活用の選択）・事業の公益性（公益認定において公益事業と認定されるか否か）・国による補助・支援、の内容に係る情報収集を行い、今後の検討材料とすることとされた。

③ 外部評価の方法については、大学基準協会及び薬学教育評価機構における評価方法を参考にし、分野別評価としての方法・目的の明確化と認証評価との関係を整理することとされた。

（イ）獣医師生涯研修事業運営委員会

（115頁の「（2）獣医師生涯研修事業」に掲載）

## 3 獣医学術振興・人材育成事業

### （1）日本獣医師会雑誌編集・提供事業

ア 日獣会誌の編集・発刊（イの日獣会誌学会学術誌部分を除く。）

（ア）獣医学術の振興・普及とともに獣医事及び動物福祉等に関する専門情報の提供、さらには獣医師専門職をはじめ広く獣医療従事者の人材養成を担う獣医学術情報媒体として、専門職獣医師をはじめ、国内外関係者への獣医学術・獣医事情報提供活動として日獣会誌を毎月定期に発行した。

（イ）平成23年度は、第64巻第4号（平成23年4月号）に、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に際して、山根会長からのメッセージとして、「大震災により被災された地方獣医師会及び地方獣医師会会員獣医師・ご家族・スタッフの皆様方へ」、「全ての獣医師そして関係者の皆様へ－東北関東大震災被災からの復興を期して－」、本会の取り組みである「東北関東大震災動物救護活動等支援義援金」の募集」を掲載し、情報提供等を行った。

また、新たなシリーズ企画として、第65巻第1号（平成24年1月号）から、獣医学系大学教官から大学間の連携による獣医学教育充実の取り組みを紹介した「獣医学系大学における共同学部等設置の取り組み」を掲載し、昨年につき、「論説」、「診療室」等、動物医療各分野で活躍する構成獣医師に原稿の執筆を依頼し、動物医療関係分野に関連する諸問題の論評や動物医療関係制度等の最新情報等を掲載して情報提供に努めた。

(ウ) 「平成23年度獣医師生涯研修事業のページ」においては、「生涯研修のページQ&A」及び生涯研修事業ポイント取得対象プログラムの案内を毎号掲載の他、第65巻第2号（平成24年2月号）に平成22年度「証明書（獣医師生涯研修実績証明書）」「修了証（獣医師生涯研修生涯研修プログラム修了証）」、認定証（獣医師生涯研修継続参加認定証）」、取得者一覧を掲載して、同事業の広報並びに円滑な推進に努めた。

(エ) 平成23年度の各号(第64巻第4号～第65巻第3号)における記事の掲載状況は、次のとおり。

《 日本獣医師会雑誌の編集区分別掲載状況 》

巻頭言（会長挨拶等）	3	診療室	12
論 説	10	紀行・見聞	0
総 説	0	行事等案内（報告）	34
提言・要請（指針等）	25	募 集	13
会 議 報 告	10	紹 介	33
解 説・報 告	50	行事等(事務局日誌)	12
学 術・教 育	3	獣医師生涯研修事業のページ	24
行 政・獣医事	19	馬 耳 東 風	12
資 料	0	そ の 他	4
意 見	1	合 計	265

イ 日獣会誌学会学術誌部分の編集

(ア) 第64巻第4号（平成23年4月号）から、新たな関係規程（日本獣医師会学会学術誌編集規程、日本獣医師会学会学術誌投稿規程）の制定に基づき、広く獣医師等から投稿された学術論文を獣医学術部門ごとに編集し、「学会関係情報」において、新たな「日本獣医師会学会学術誌投稿規程」を継続して掲載、周知し、獣医学術の振興・普及と獣医学術の業績評価等を通じ獣医師専門職の人材育成に資するとともに、獣医学術情報の構成獣医師、国内外関係者への情報提供活動として、毎月発行した。

また、平成23年度(平成23年4月号～平成24年3月号)における日本獣医師会学会学術誌の学術論文掲載状況は、次のとおり。

部 門 名	総 説	原 著	短 報	資 料	技術講座	合 計
産業動物臨床・家畜衛生 関連部門	1	14	12	2	0	29
小動物臨床関連部門	0	14	16	0	1	31
獣医公衆衛生・野生動物・ 環境保全関連部門	2	1	2	4	0	9
計	3	29	30	6	1	69

(イ) 日本獣医師会獣医学術学会誌編集委員会において、新たな関係規程に基づく編集対応、「学会」会員の日本獣医師会会員制度への移行措置、日本獣医師会雑誌の電子化対応等の他、投稿・審査・掲載状況等について報告が行われた後、今後の編集企画について協議が行われた。

なお、平成23年度（平成23年4月号～平成24年3月号）における投稿原稿の審査状況は、次のとおり。

部 門 名	審 査 原 稿 数			処 理 原 稿 数			次年度 への 繰 越 原稿数
	新 規 受 付	前年度 からの 繰 越	合 計	採 用	不採用	合 計	
産業動物臨床・家畜衛生 関連部門	44	13	57	25	15	40	17
小動物臨床関連部門	36	25	61	32	17	49	12
獣医公衆衛生・野生動物・ 環境保全関連部門	13	7	20	9	5	14	6
計	93	45	138	66	37	103	35

## (2) 獣医師生涯研修事業

獣医師専門職の人材育成及び質の確保に資するため、獣医療関係団体・大学等関係機関と連携し、地方獣医師会の協力の下で次のとおり実施した。

ア 獣医師生涯研修事業の実施状況：

(ア) 獣医師生涯研修事業の企画・運営については、学術部会の獣医師生涯研修事業運営委員会において協議・検討を行った。

(イ) 獣医師生涯研修事業運営委員会〔委員長：佐々木伸雄(東京大学教授)〕は平成 24 年 1 月 11 日に開催し、これまでの獣医師生涯研修事業運営委員会の検討経過と事業の今後の課題等についてとりまとめた中間報告「獣医師生涯研修事業の課題と対応の方向」の内容について意見交換を行い、今期の獣医師生涯研修事業運営委員会ではワーキンググループを組織して、新たな申告システムの製作について検討を行うとともに、本事業の中間報告の内容について最終答申を作成することとした。

その他、当面の対応が必要な事項として、日本獣医師会雑誌に毎号掲載している「獣医師生涯研修のページQ&A」の原稿執筆責任者の分担等について検討を行った。

イ 平成 23 年度の「認定プログラム件数」及び平成 23 年度内に申告が行われた「平成 22 年度の取得ポイント申告者数、実績証明書・修了証・認定証交付者数」は、次のとおり。

(ア) 認定プログラム件数

獣 医 師 会 関 係	227 件
そ の 他	115 件
計	342 件

(イ) 「取得ポイント申告者数」、「実績証明書交付者数」、「修了証交付者数」及び「認定証交付者数」

	産業動物	小動物	公衆衛生	計
取得ポイント申告者数	15 人	234 人	6 人	255 人
実績証明書交付者数	14 人	199 人	6 人	219 人
修了証交付者数	1 人	38 人	1 人	40 人
認定証交付者数	0 人	14 人	0 人	14 人

ウ 獣医師生涯研修事業の広報：

(ア) 「獣医師生涯研修事業の概要 (パンフレット、平成 23 年度用申告書)」を日本獣医師会雑誌第 64 巻第 5 号 (平成 23 年 5 月号) に同封し、全国の構成獣医師全員に配布して、本事業を広報するとともに参加を奨励した。



(イ) 獣医師生涯研修事業の対象として認定したプログラムについては、順次、日本獣医師会雑誌と日本獣医師会ホームページに掲載して、事業の広報に努めた。

### (3) 獣医学術講習会・研修会事業

平成 23 年度の獣医学術講習会研修会事業は、産業動物臨床・小動物臨床・獣医公衆衛生の 3 部門の講習会を担当地方獣医師会の運営協力を得て、次のとおり実施した。なお、本事業においては、開催地区ごとに 3 部門の中から最大 2 部門を選択して開催している。

#### 《平成 23 年度 獣医学術講習会・研修会事業の実施状況》

地区	担当 獣医師会	講習会 区分	開催場所（開催地）	開催期日	講習内容及び講師（所属）	受講 者数
北海道	北海道	公衆衛生	北海道獣医師会館 （札幌市）	2月24日（金） 15:00～19:00	馬肉のザルコシステイス食中毒：原因究明、検査法からその制御まで 鎌田洋一（国立医薬品食品衛生研究所）	58
関東	千葉県	産業動物	ホテルプラザ菜の花 （千葉市）	12月7日（水） 14:00～17:00	① 獣医師法、獣医療法の遵守について 佐多美香（千葉県農林水産部） ② 国内外の家畜衛生情報 吉村史朗（農林水産省消費・安全局）	32
	神奈川県	小動物	麻布大学獣医学部 （相模原市）	11月24日（木） 13:50～18:00	～判例に学ぶ～小動物診療と獣医療 訴訟 岩上悦子（日本大学医学部）	41
東京	東京都	小動物	ホテルフロラシオン青山 （港区）	12月12日（月） 14:00～16:00	ペットと一緒に考える防災対策 田中亜紀（カルフォルニア大学ディ ビス校）	15
		公衆衛生	アルカディア市ヶ谷 （千代田区）	2月23日（木） 19:00～21:00	食の安全と寄生虫 佐伯英治（サエキベテリナリィ・サイ エンス）	19
中国	岡山県	公衆衛生	ピュアリティまきび （岡山市）	11月18日（金） 13:30～15:30	注目されるウイルス感染症と制御対 策－鳥インフルエンザ－ 大槻公一（京都産業大学 鳥インフル エンザ研究センター）	59
	鳥取県	産業動物	米子ワシントンホテルプラザ （米子市）	11月25日（金） 13:30～16:00	Computed tomography を用いた蹄病 の病態解析 柄 武志（鳥取大学農学部）	27
全国 4 地区 7 箇所					受講者合計： 251 名	

## II 収益事業

### 収益 I 公益目的事業の推進に資するために行う不動産の貸付に関する事業

#### 不動産貸付事業

(1) 本会は、新青山ビル（昭和 53 年 10 月に三菱地所株が建設）の一部を区分所有（注：登記簿上の専有面積は 1,097.14 m<sup>2</sup>、共有面積は 204.55 m<sup>2</sup>）しており、そのうち約 736 m<sup>2</sup>については三菱地所株との間の賃貸借契約に基づき、第三者に貸室として賃貸し、また、約 53 m<sup>2</sup>については、直接入居者に賃貸している。

(2) 一方、新青山ビルの維持管理については、三菱地所株との委託管理契約の下で対処しているが、新青山ビルの維持管理に伴う通常の営繕工事については、賃貸借契約に基づき所要額の一定割合

を負担した。

なお、新青山ビルは築後約 30 年を経過しており、資産価値の確保のため、中長期計画に基づく修繕工事が開始されたことに伴い、平成 16 年度より修繕工事負担金に充てるための特別積立を基金会計において実施しており、平成 23 年度においても賃貸借契約に基づき三菱地所㈱と協議の上、所要額の積み立てを行った。

### III その他事業（相互扶助等の公益目的事業）

#### その他（公益）Ⅰ 公益目的事業の推進に資するために行う獣医師の福祉の向上等に関する事業

##### 1 獣医師福祉共済事業

###### （1）共済事業の運営状況

平成 23 年度における獣医師福祉共済事業の加入実績及び保険金の支払い状況は以下のとおり。

###### ア 保険の加入状況

保険の種類	加入者数 (名)	加入 地方会数
生命共済保険	3,520	54
獣医師賠償責任保険	5,945	55
所得補償保険	1,429	55
医療費用保険	252	44
団体医療保険	242	47
年金保険	174	38
(注)所得補償保険には、団体長期所得補償保険が含まれる。		

###### イ 保険金の支払状況

保険の種類	事故件数 (件)	支払保険金額 (円)
生命共済保険	20	24,524,000
獣医師賠償責任保険	51	14,026,133
所得補償保険	38	35,246,744
医療費用保険	7	2,172,000
団体医療保険	40	14,691,000
年金保険	—	64,826,579
(注)所得補償保険には、団体長期所得補償保険が含まれる。		

###### （2）獣医師賠償共済事業の加入促進

獣医師賠償共済事業は、未加入者への加入案内文書及びパンフレットの配布、日本獣医師会雑誌への継続的な広告掲載等引き続き加入推進に努めた。

##### 2 褒賞・慶弔等事業等

公益目的事業の推進に資するため、獣医師その他獣医療従事者の福祉の向上並びに褒賞及び慶弔に関する事業を行った。

###### （1）褒賞事業

###### ア 日本獣医師会会長表彰等の授与

(ア) 第 68 回通常総会の席上において、獣医師会職員永年勤続表彰規程に基づき推薦のあった者に表彰状を授与した。

(イ) 地区獣医師大会の場において、日本獣医師会褒賞規程に基づき推薦のあった者に表彰状を授与した。

(ウ) 各地区における畜産共進会の場において、畜産共進会における日本獣医師会会長表彰基準に

基づき申請のあった者に表彰状を授与した。

(エ) 地方獣医師会の動物愛護週間行事等において、日本獣医師会動物愛護週間関連行事褒賞規程に基づき推薦のあった動物愛護管理功労者に表彰状を授与した。

(オ) 日本獣医師会褒賞規程に基づき推薦のあった、各獣医系大学（16 大学）の獣医学科を優秀な成績で卒業する者に表彰状及び副賞を授与した。

イ 日本獣医師会会長感謝状の授与

(ア) 第 68 回通常総会の席上において、平成 22 年度の学会年次大会の開催運営を受託し獣医学術の振興・普及に顕著な功績があった岐阜県獣医師会に感謝状を授与した。

(イ) 第 68 回通常総会の席上において、平成 22 年度に獣医師会活動の基盤となる会員加入の推進等の組織基盤強化に顕著な実績を挙げた京都市獣医師会に感謝状を授与した。

(ウ) 第 68 回通常総会の席上において、本会が動物の福祉及び適正管理施策推進のために行う飼育動物に対するマイクロチップ個体識別の普及について顕著な貢献を果たされた以下の者に感謝状を授与した。

メリアル・ジャパン(株)	代表取締役社長	ミシェル・ラショセ
日本全薬工業(株)	代表取締役社長	高野 恵 一
DSファーマアニマルヘルス(株)	代表取締役社長	伊集院 哲

(エ) 全国獣医師会会長会議の席上において、本会専務理事を平成 13 年 7 月から 5 期 10 年にわたり在任し、平成 23 年 6 月 30 日に退任した大森伸男氏に特別感謝状を授与した。

(オ) 全国獣医師会・日本獣医師会関係者事業推進懇談会の席上において、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所の原発事故において、被災動物の救護対策並びに動物救護活動への支援をいただいた関係各社・団体に対し、特別感謝状を授与した。

(カ) 全国獣医師会・日本獣医師会関係者事業推進懇談会の席上において、平成 19 年から開催している動物感謝デーについて、本年度で 5 年目を迎えることからこれまで本事業に対して多大な貢献をされた各社・団体に対し、感謝状を授与した。

(キ) 地区獣医師大会の場において、日本獣医師会褒賞規程に基づき推薦のあった者に感謝状を授与した。

ウ 日本獣医師会会長賞状の授与

地方獣医師会の動物愛護週間行事等において、日本獣医師会動物愛護週間関連行事褒賞規程に基づき推薦のあった「動物愛護作文」及び「動物愛護図画・絵画」の優秀者に賞状を授与した。

## (2) 慶弔事業

日本獣医師会慶弔等規程に基づき、対象となった者に対し、次の対応を行った。

ア 慶 祝

叙勲・褒賞を受けた会員構成獣医師等に対し、祝電の対応を行った。

イ 弔 慰

逝去会員構成獣医師等に対し、供物の対応を行った。

## 3 その他

### 獣医師会会員襟章の作成・提供

獣医師会のシンボルとして、また、獣医師会会員であることの証としての獣医師会会員襟章を作成・提供した。